

環境報告のための解説書

～環境報告ガイドライン 2018年版対応～

環境省

目次

はじめに.....	1
環境報告の背景情報.....	2
1. 持続可能な社会とは何か.....	2
2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響.....	4
環境報告の考え方	6
1. 環境報告とは何か.....	6
2. 環境報告の開示媒体.....	7
3. 環境報告の情報特性.....	10
第1章 環境報告の基礎情報.....	17
1. 環境報告の基本的要件.....	17
2. 主な実績評価指標の推移	20
第2章 環境報告の記載事項.....	21
1. 経営責任者のコミットメント	21
2. ガバナンス	27
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	35
4. リスクマネジメント	43
5. ビジネスマネジメント	53
6. バリューチェーンマネジメント.....	60
7. 長期ビジョン	73
8. 戦略.....	80
9. 重要な環境課題の特定方法	87
10. 事業者の重要な環境課題.....	99

はじめに

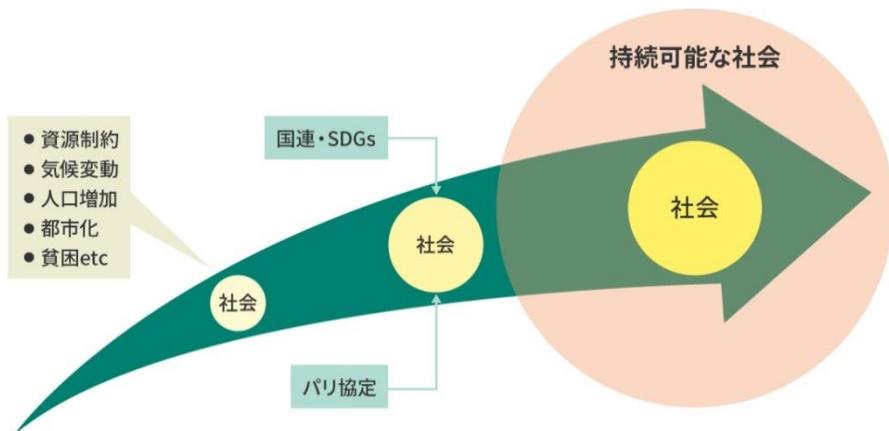
- ✓ この解説書は環境報告ガイドライン 2018 年版に準拠して環境報告を行う事業者向けに作られています。環境報告を利用するステークホルダーが、事業者の作成した環境報告をより深く理解するために、その作成プロセスを参照する場合にも利用することができます。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、報告事業者のプロフィールや経営・組織体制等、CSR 報告、サステナビリティ報告、ESG 報告、統合報告といった他の非財務報告にも共通する基礎情報の報告指針も提供しています。そのために、この解説書の相当部分は、環境報告だけに留まらず、一般的な非財務報告の実施手順・報告内容等に関する基本的な説明に当てられています。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版はガイドライン本体と解説書から構成されています。コンパクトで見やすいガイドラインとするために、ガイドライン本体では、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境報告の基礎知識を解説せず、難解な専門用語の考え方や環境負荷の算定方法等の技術情報についても必要最低限の説明になっています。これを補うのが本解説書の役割です。
- ✓ 解説書では、環境報告の一般的な作成プロセスに従って、環境報告を基礎知識から解説し、作成手順、書き方、記載事例、難解な記載事項等についての解説を提供しています。そのため、特にガイドライン本体を参照しなくとも、解説書だけで環境報告を作成することが可能です。このような構成になっている理由は、ガイドライン本体が、環境報告に習熟した事業者向けに、余計な説明を省いて、環境報告に必要な作成プロセスだけを解説する設計になっているからです。環境報告の経験が豊富でない事業者やこれから環境報告を始めようとする事業者には、ガイドライン本体と併せて、この解説書も活用されるようお願いします。
- ✓ 難解な記載事項等についての解説は、解説書に従って環境報告を行う際に、難解な記載事項等を基礎から学ぶ上で有益な資料となるように編集されており、環境報告を利用するステークホルダーや環境報告に習熟した事業者にとっても、難解な記載事項等についての最新知識をあらためて確認するための情報ソースとして役立ちます。
- ✓ この解説書は一種の事例集です。この内容・手順通りでなければ、必ずしも環境報告ガイドライン 2018 年度版に準拠した環境報告が作成できないわけではありません。環境報告ガイドライン 2018 年版で指定した記載事項等が適正に開示されるのであれば、事業者が、自らの経験等を踏まえて、より適切であると判断した方法を採用することは可能です。また、解説書の一部だけを参照しても構いません。
- ✓ 解説書は必要に応じて改定されることがありますので、最新のものをダウンロードする等してご活用ください。

環境報告の背景情報

1. 持続可能な社会とは何か

- ✓ 環境報告ガイドライン2018年版は、今回のガイドライン改定に際して、「国連SDGs¹やパリ協定²等持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され始めたこと」を改定理由のひとつに挙げています。持続可能な社会の構築は、我が国の環境基本法および環境基本計画の基本的な理念にもなっていますが、この持続可能な社会とはどんな社会なのでしょうか。

図表1 持続可能な社会への移行



- ✓ 持続可能な社会を理解する上でもっとも大事なのは持続的発展です。これは「持続可能な開発(sustainable development)」とも呼ばれ、1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会(委員長の名前から「ブルントラント委員会」とも呼ばれる)」が公表した報告書「我々の共通の未来(Our Common Future)」の中で明確に定義づけられた考え方です。
- ✓ 持続的発展という考え方は、人口増加や貧困撲滅に経済成長が不可欠な状況において、それによる環境破壊や資源消費を回避しながら、今後も人類が地球生態系で生き続けられるにはどうすればよいか、という深刻な問題への回答として提示されています。そこでは、環境保全と経済成長をトレードオフとして捉えずに、両者のバランスをとりながら人類が存在できる方向性があることを示しているのです。
- ✓ ブルントラント委員会報告書によれば、持続的発展(持続可能な開発)は、「将来世代の欲求充足能力を損うことなしに、現世代が欲求を充足できる発展(開発)」であるとされ、将来世代と我々との間に世代間公平の確立を求めていました。つまり、将来にわたって、有限な資源を過剰消費せず、破滅的な環境破壊を避けながら、現世代が経済発展できる道を進むようにと提言しているのです。
- ✓ 例えば、農産物や海洋資源等の再生能力のある生物資源については、その再生能力の範囲で収穫・消費し、

¹ http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

² http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf

資源枯渇に結び付くような採り過ぎを防止することが肝要です。また、鉱物資源・化石燃料のような再生能力がない天然資源については、再生可能な別の資源・エネルギーへ移行しなければなりません。当然のことながら、将来世代が無限に続くとすれば、我々は再生能力のない有限資源・エネルギーへの依存から完全に脱却しなければならず、循環経済を基調とする社会システムへの転換が不可避なのです。

- ✓ もちろん、気候変動のように、地球生態系の存続を危険にさらすような環境事象は断固として回避しなければなりません。そうならない範囲での資源・エネルギーの利用が持続的発展の目指す方向性です。
- ✓ 2015年9月の国連総会において、2030年までの持続的発展の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」が広く世の中に知られるようになりました。SDGsには17の目標と169のターゲットがあり、国連総会で採択されたことによって、現在ではそれらの達成が人類共通の目標になっています。つまり、国連SDGsの目標・ターゲットを達成することが持続的発展なのです。
- ✓ 環境報告は環境マネジメントの状況を伝達する企業報告手段ですが、今後の環境マネジメントは事業者が長期間にわたって持続可能な社会に適応するプロセスで実践されることになります。そのために、持続可能な社会がどんな社会なのかを知ることは、事業者の環境マネジメントと環境報告のあり方を考える上で、きわめて重要な前提条件になっています。

2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響

- ✓ 持続可能な社会への移行は事業者の事業環境に大きな変化をもたらします。化石燃料や有限な天然資源に依存する事業は、そこからの脱却を求められることが短・中・長期的なリスク要因となり、逆に再生可能エネルギーや循環経済に関連する事業に競争力を有する事業者の場合はビジネスチャンスを得る可能性が高くなります。さらに、事業者が将来にわたって成長を続けようとすれば、持続可能な社会への移行に適応しなければならず、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルへの転換が必要になります。
- ✓ 気候変動を例にして、持続可能な社会への移行が事業環境にもたらす変化を考えてみましょう。
- ✓ 気候変動に関する国際的な行動目標に国連 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の 2°Cシナリオがあります。これは、気候変動の深刻な影響を回避するために、平均気温の上昇を産業革命前の水準から 2°C未満に抑えるという考え方です。この 2°Cシナリオを達成できるように CO₂排出を抑制すると、CCS 技術³が大規模に普及しない限り、化石燃料は採掘しても大半が燃やせないと指摘されています⁴。
- ✓ 化石燃料が燃焼できなくなると、化石燃料を動力源とする交通手段や製造設備は利用できなくなり、火力発電所も稼働できません。その結果、こうしたサービスを利用する事業者は、代替的なサービスへの変更を余儀なくされ、製造設備等の取替・更新が必要になります。また、その対応には多大なコストがかかるため、企業業績に大きな影響を与える可能性があります。さらに、それらのサービスを提供する事業者、その関連物品・設備等を製造する事業者、そうした事業者のサプライチェーンに位置する別の事業者等、化石燃料を消費できない影響はほとんど全産業に及びます。
- ✓ 化石燃料は、その所有国や各国のエネルギー政策、経済成長とも深く関わっています。CO₂排出量の削減は世界各国・地域の自主的な政策的対応で決定されますが、最終的にパリ協定等の国際的取り決めの履行状況がその実効性を左右するため、2°Cシナリオの達成プロセスは複雑になっています。
- ✓ このように、長期間にわたる 2°Cシナリオの達成プロセスが不確実であることは、事業者が、いつ、どの程度のリスクに、どのように対処すればいいのかをきわめて不透明なものにしてしまうおそれがあります。その結果、気候変動への対応にも高度な経営判断が求められることになり、その判断如何によっては、各国家・地域の産業競争力や事業者の市場におけるポジションに大きな影響を与えることになります。
- ✓ 気候変動だけでなく、持続可能な社会が国連 SDGs の目指す社会であるとすれば、その目標・ターゲットを達成するプロセスは社会システムに抜本的な変化をもたらし、それが事業環境を大きく変えてしまいます。
- ✓ この状況は環境報告のあり方も変えます。持続可能な社会への移行プロセスにおける事業者の環境マネジメントは、従来のような事業者の自社グループの環境負荷を対象とするだけではなく、経営戦略と一体

³ 化石燃料の燃焼から発生した CO₂ を大気中に放出される前に分離・回収し、地中深くに閉じ込めて長期間にわたり安定的に貯留する技術のこと。

⁴ IEA (2012), World Energy Outlook 2012 (executive summary), OECD/International Energy Agency.

化し、対象範囲をバリューチェーンへ広げ、短・中・長期の全てにわたる時間軸を考慮することが求められるため、環境報告の対象は拡大することになります。また、報告の形態としては、持続可能な社会での行動成果を開示するのに優れた ESG 情報の報告が基調となり、環境報告はその中で行われると考えられます。

- ✓ さらに、従来の環境マネジメント関連情報から拡張して、持続可能な社会への適応能力をモニタリングするための経営・組織体制に関わる情報（例えば、ガバナンス、リスクマネジメント、バリューチェーンマネジメント、ビジネスモデル、長期ビジョン、戦略等）が求められるようになります。
- ✓ 今回のガイドライン改定は、そのような状況の到来を前提に立案されています。

環境報告の考え方

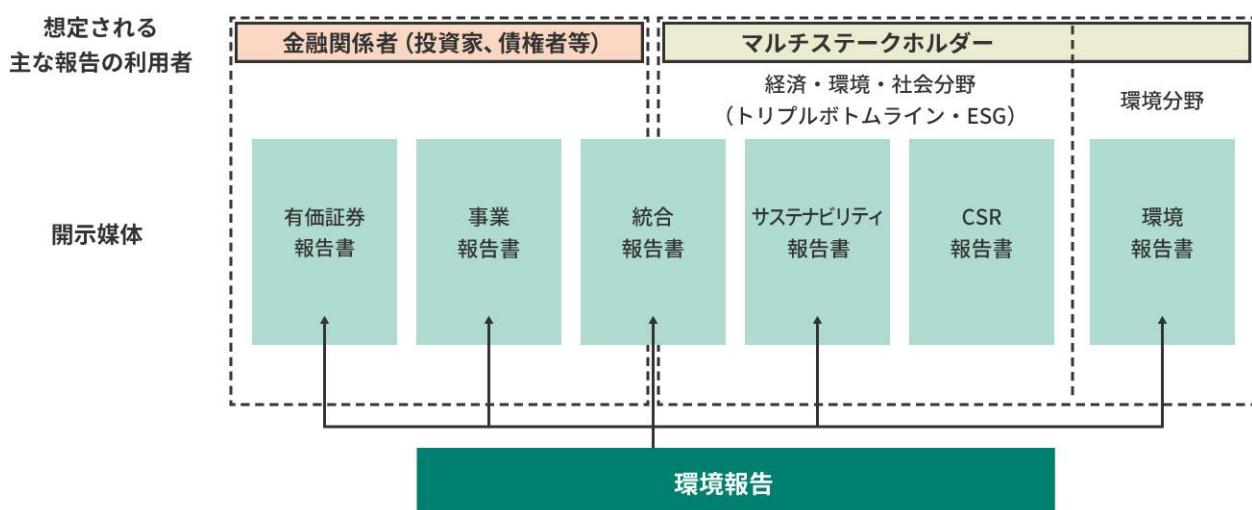
1. 環境報告とは何か

- ✓ 環境報告は、事業者が、事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダーに報告する行為です。重大な影響には良い影響も悪い影響も含まれますが、それらを事業者が環境マネジメントによってどのように適切にコントロールし、その結果として持続可能な社会の実現にどう貢献しているのかをステークホルダーに伝えることが役割です。
- ✓ ステークホルダーは、環境報告を利用する可能性がある個人またはグループですが、株主、従業員、地域コミュニティー、サプライヤー、消費者、行政、NGO、投資家、金融機関等、事業者と何らかの利害関係を有する人々によって構成されています。こうした利害関係は、ステークホルダーと事業者の片務的（一方通行の）または双務的（双方向の）な影響によって生み出されており、その関係の強さはステークホルダーごとに異なるのが一般的です。
- ✓ ステークホルダーの範囲はきわめて広く、場合によっては社会全体、さらには地球環境にまで拡大されることがあります。そのため、事業者は読者が社会全体に及んでいることを念頭に置いて環境報告を作成する必要があります。特定のステークホルダーを想定して報告内容を決めるタイプの環境報告では、想定する範囲の決め方が適切でないと、声なきステークホルダーの情報ニーズを見逃してしまう可能性があります。
- ✓ この環境報告を実施することにより、事業者は、人類全体の共有財である自然資源を利用して事業を行う者として必要な説明責任を果たし、また、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、社会と事業者の間の環境コミュニケーションを促進することができます。

2. 環境報告の開示媒体

- ✓ 環境報告が開示される媒体には、環境報告書以外に、サステナビリティ報告書、CSR 報告書等の任意で作成する非財務報告書があり、制度的に作成が義務付けられる有価証券報告書、事業報告書、我が国では任意開示であるアニュアルレポート等の財務報告書にも、環境報告が含まれる場合があります。また、基本的には財務報告書に分類される統合報告書も環境報告の開示媒体です。
- ✓ 環境報告ガイドライン（2007 年版までは「環境報告書ガイドライン」）は、伝統的に、環境報告書を、「名称や報告を発信する媒体を問わず、企業等の事業者が環境配慮等の状況を定期的に公表するもの」として、位置付けてきました。つまり、環境報告の開示媒体は、サステナビリティ報告書や CSR 報告書も含めて、全て環境報告書であるとの立場をとってきたのです。
- ✓ しかし、現在では有価証券報告書、アニュアルレポート、統合報告書等の財務報告媒体でも環境報告が行われる事例が増えており、それらの報告書を環境報告書と呼ぶのは無理があることも事実です。
- ✓ そこで、環境報告ガイドライン 2018 年版では、伝統的な考え方から離れて、特に「環境報告書」という開示媒体を定義付けることなく、環境報告という報告行為について指針を提供する立場をとっています。名称や開示内容の如何を問わず、環境報告が実施されている報告書であれば、全て環境報告の開示媒体であり、いずれも環境報告ガイドラインの適用対象になりますが、それらの報告書を環境報告書としては位置付けていないのです。
- ✓ どのような名称や開示内容の報告書であっても、環境報告が含まれる場合には、それらの報告書の基礎情報、ガバナンス、戦略等の組織・経営体制情報、重要な環境課題に関する情報に対して、環境報告ガイドラインが作成指針を提供しています。

図表 2 想定される利用者別の環境報告の開示媒体



【環境報告書】

- ✓ 基本的に環境報告だけで構成される任意の開示媒体です。これによって、事業者は環境への取組に対する説明責任を果たし、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進して、社会からの信頼を得ることができます。また、環境報告書の作成によって環境への取組が情報として可視化されるため、事業者はその現状を確認して自主的な改善に役立てることができます。

【サステナビリティ報告書（またはサステナビリティレポート）】

- ✓ 環境報告書と同様に任意に作成する開示媒体ですが、単に環境情報だけでなく、社会分野、経済分野の情報までカバーする点が環境報告書と異なっています。この持続性報告（sustainability reporting）の情報特性はトリプルボトムライン（「3つの企業行動成果」という意味）とも呼ばれており、持続可能な社会の実現に向けた事業者の取組を環境、社会、経済の3分野で総合的に報告するものです。作成指針としては GRI（Global Reporting Initiative）⁵の策定・公表する GRI スタンダードがあります。なお、持続性報告における経済分野の情報は、財務諸表のような事業者が制度的に開示する財務情報とは異なり、社会やステークホルダーとの経済的関係・諸影響が中心になる点で、きわめて社会性の強いものになっています。

【CSR 報告書（または CSR レポート）】

- ✓ 「企業の社会的責任」に関する事業者の取組や成果が記載された報告書です。現代社会では、「企業の社会的責任」の中身は、主として持続可能な社会の実現に向けた取組の遂行になるため、報告書の内容もほぼサステナビリティ報告書と同様になっています。当然、その中には環境報告も含まれています。

【財務報告書】

- ✓ 金融商品取引法で上場会社等に作成が義務付けられる有価証券報告書や会社法で会社に作成が義務付けられる会計書類等⁶（事業報告書）がこれに該当します。海外企業の作成するアニュアルレポートは、基本的に、有価証券報告書や会社法の会計書類等と同じで、制度的に作成を義務付けられる報告書ですが、日本の事業者が作成するアニュアルレポートは制度的な規制を受けていないので任意の財務報告書です。
- ✓ 制度的であれ、任意であれ、財務報告書の内容は、財務諸表を中心とする財務情報と関連する非財務情報から構成されています。環境報告の記載事項である重要な環境課題が事業者の経営成績や財政状態に重大な影響を与える場合、非財務情報区分にその情報を開示しなければならないので、財務報告書でも環境報告が行われるケースがあります。

⁵ オランダ・アムステルダムに本部を置く国際的NPOで、サステナビリティ報告の作成基準を策定しています。

⁶ この中には複数の会計書類が含まれており、それらを総称して「事業報告書」と呼ぶ場合があります。しかし、「事業報告書」は会社法上の用語ではありません。

【統合報告書】

- ✓ 事業者等の組織が、短・中・長期にわたり、様々な経営資源（諸資本）を利用して、どのように価値創造するかを、主に財務資本の提供者に向けて説明する報告書です。その意味では、財務報告書の一種であると考えられます。国際的な作成ガイドラインとしては、国際統合報告評議会（IIRC⁷）が策定した「国際統合報告フレームワーク（The International <IR> Framework）」が知られており、日本では、2017年に経済産業省が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス—ESG・非財務情報と無形資産投資—（価値協創ガイダンス）」を公表しています。
- ✓ 組織のダイナミックな価値創造は、財務資本と非財務資本⁸を事業活動に投入して行われるので、統合報告書では、それら資本の組合せ、相互関連性および相互関係の全体像を示すことが求められ、自然資本等に関連する情報として環境報告が含まれることになります。

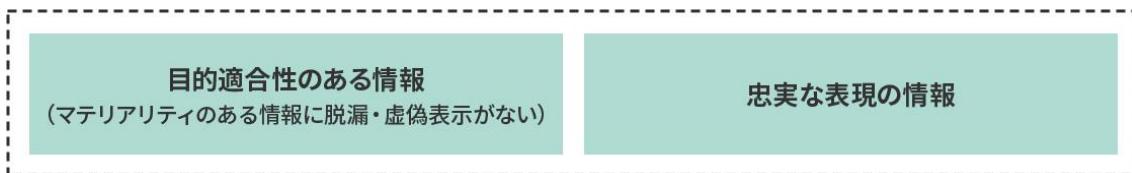
⁷ International Integrated Reporting Council.

⁸ 製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本が含まれています。

3. 環境報告の情報特性⁹

- ✓ 環境報告で開示する情報は、少なくとも 2 つの基本的な特性を備えていなければなりません。それが高品質な環境報告を行うための前提条件です。
- ✓ 基本的な特性の 1 つは、環境報告の開示情報は「目的適合性のある情報」でなければならぬこと、そして、もう 1 つは、その情報が、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を、「忠実に表現する情報」であることです。

図表 3 環境報告に不可欠な情報特性



(1) 目的適合性のある情報

- ✓ 環境報告で開示する情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」でなければなりません。これを「目的適合性のある (relevant) 情報」と呼んでいます。必ずしも、「目的適合性のある情報」が全て環境報告で開示される必要はありませんが、開示した情報は必ず「目的適合性のある情報」でなければなりません。
- ✓ 環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告で開示する情報に基づいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、利用者がそれを知っているか否かで意思決定に違いが出ると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であり、「目的適合性のある情報」になります。例えば、環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定している 10 項目の情報は、いずれも利用者が事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を理解する上で不可欠な情報なので、一般的には「目的適合性のある情報」になると考えられます。

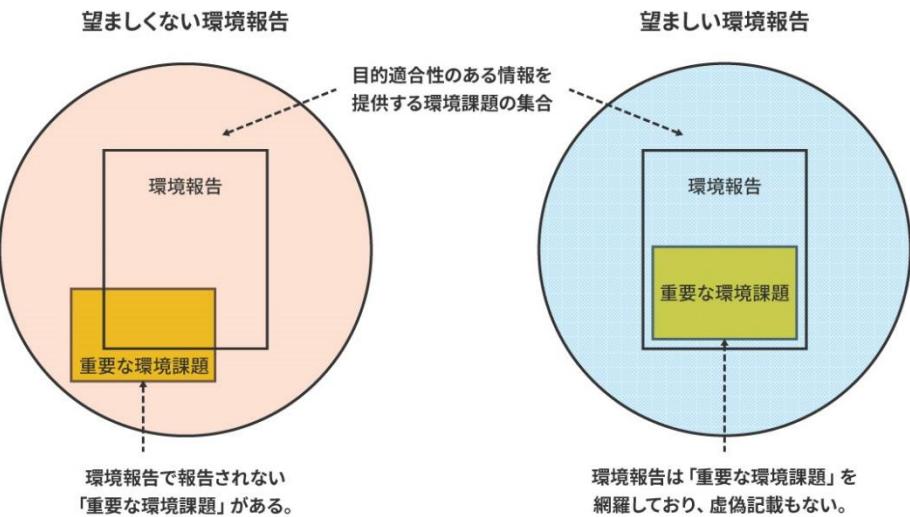
【マテリアリティのある情報】

- ✓ また、「目的適合性のある情報」を開示する上で、注意しなければならないことがあります。それは、「目的適合性のある情報」の中でも、「利用者の意思決定に影響を与える情報」は必ず開示しなければならないということです。この「利用者の意思決定に影響を与える情報」のことを「マテリアリティ（重要性）のある情報」と呼んでいます。環境報告では「マテリアリティのある情報」を必ず網羅しなければならないのです。

⁹ 環境報告の情報特性を整理する上では、これまで、財務報告における考え方を参考にしてきました。環境報告ガイドライン 2018 年版では、2018 年 3 月に IFRS 財團が公表した「財務報告に関する概念フレームワーク (Conceptual Framework for Financial Reporting)」を参考にしています。

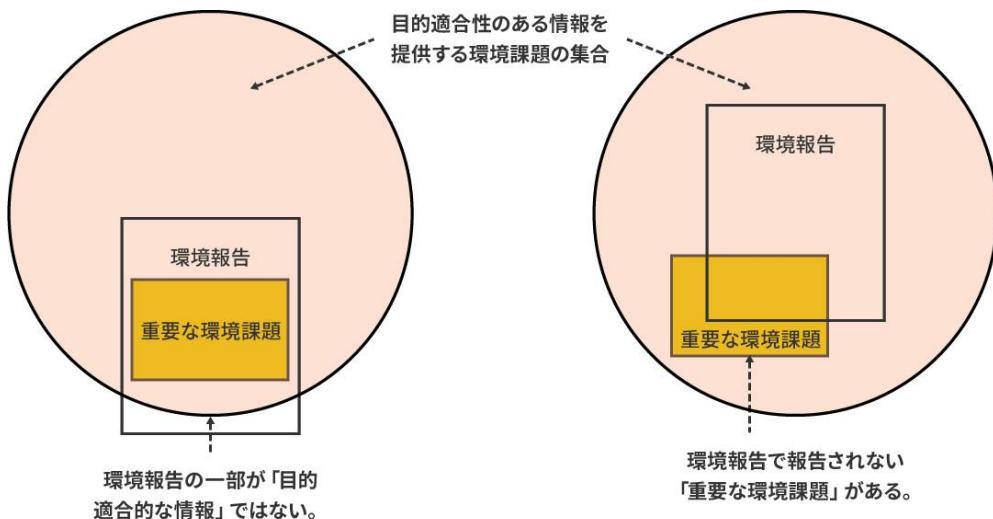
- ✓ 「目的適合性のある情報」と「マテリアリティのある情報」の違いは、前者が利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報であるのに対して、後者は利用者の意思決定に必ず影響を与えてしまう情報であるところにあります。つまり、「マテリアリティのある情報」は、環境報告の利用者がそれを知っているか否かで意思決定の中身が変わるのでです。

図表 4 望ましくない環境報告と望ましくない環境報告の情報特性



- ✓ 例えば、エネルギー産業のように気候変動リスクが相対的に高い事業を営む事業者の場合、気候変動情報は全ての環境報告利用者にとって「目的適合性のある情報」になりますが、年金基金のように比較的長期にわたって投資しようとする機関投資家にとっては「マテリアリティのある情報」になると考えられます。
- ✓ もっと簡単な例で考えてみましょう。スーパーで売っている食料品の成分表示は、ほとんどの消費者にとって「目的適合的な情報」ですが、食品アレルギーのある消費者にとっては、それを食べることで生命に関わる事態が発生する場合もあるので、「マテリアリティのある情報」になります。

図表 5 望ましくない環境報告：その他の事例



- ✓ こうして見ると、環境報告に開示する情報の範囲は、「目的適合性のある情報」の範囲よりは狭く、「マテリアリティのある情報」の範囲以上であることがわかります。それらの関係は下式のようになります。

$$\text{マテリアリティのある情報} \leq \text{環境報告の開示情報} < \text{目的適合性のある情報}$$

- ✓ ただし、個々のステークホルダーにとって「マテリアリティのある情報」であっても、それが必ずしもステークホルダー全体にとって「マテリアリティのある情報」になるとは限りません。そのため、事業者が環境報告を行う場合は、重要な環境課題への取組状況をステークホルダー全体に理解させる上で不可欠な情報の範囲を十分に勘案して、「マテリアリティのある情報」を特定することになります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定する「10. 事業者の重要な環境課題」は「マテリアリティのある情報」に該当します。これは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題であり、その判断基準が「マテリアリティ」の有無にあるからです。そのため、環境報告に記載する重要な環境課題として特定されたのであれば、それらは必然的に全て「マテリアリティのある情報」になります。
- ✓ しかし、「マテリアリティのある情報」が漏れなく環境報告に記載されるためには、事業者のマテリアリティ判断が適切でなければなりません。これが適切でないと、環境報告に記載すべき「マテリアリティのある情報」が全て特定されず、「望ましくない環境報告」が作成されることになります（第 2 章 9. 「重要な環境課題の特定方法」参照）。
- ✓ また、「マテリアリティのある情報」が網羅的に開示されたとしても、その内容が間違って書かれていれば、やはり「望ましくない環境報告」ができあがってしまいます。「マテリアリティのある情報」は、1) 全てが網羅的に記載されていること（脱漏（omission）がないこと）、2) 内容が間違って書かれていないこと（虚偽記載（misstatement）がないこと）の 2 点が、「望ましい環境報告」を行う上での前提条件です。

(2) 忠実に表現する情報

- ✓ 環境報告は、報告対象となる「事象（事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響）」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者がこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。
- ✓ そのために、環境報告で開示する情報には、元の「事象」を正しく伝えられるような特性が必要です。この特性を備えた情報を「忠実に表現する情報」といいます。
- ✓ 開示情報が「忠実に表現する情報」であるためには、その情報に完全性、中立性、無誤謬性の3要件が備わっていなければなりません。つまり、それら3要件を具備する情報は「忠実に表現する情報」になるということです。3要件の充足は特定の情報が「忠実に表現する情報」かどうかを判断する基準なのです。

【完全性】

- ✓ 完全性とは、環境報告の開示情報が「忠実に表現する情報」となるために不可欠な情報要素が、全て網羅されている状態を意味しています。
- ✓ 例えば、大きな企業集団を国際的に展開する事業者の実態を伝えるためには、その事業者の企業集団全体の環境報告を集合的に行うだけでなく、地域別・事業別のセグメント情報が必要になる場合があります。
- ✓ また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明することが必要になります。さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率についても開示が求められます。

【中立性】

- ✓ 中立性のある情報とは、偏りのない情報です。「マテリアリティのある情報」は、それが事業者にとって良い情報でも悪い情報でも、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにする配慮も重要です。

【無誤謬性】

- ✓ 無誤謬性 (free from error) とは、環境報告の対象となる「事象」を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順で適用することを求める要件です。
- ✓ 「忠実に表現する情報」は必ずしも「事象」の正確な情報であることを意味しているわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には、実測するにはコストがかかり過ぎる等の理由により、一定

の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

- ✓ 例えば、CO₂排出量は、一般的に化石燃料の使用量に一定の排出係数を乗じて算出するため、算定された CO₂ 排出量は近似値に過ぎません。
- ✓ しかし、適切な算定方法が選択され、それが定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、「忠実に表現する情報」にすることができます。

(3) 環境報告の品質を高める補足的な情報特性

- ✓ 「目的適合性のある情報」「忠実に表現する情報」以外に、環境報告の開示情報に備わっていることが望まれる補足的な特性がいくつかあります。それは「比較可能な情報」「検証可能な情報」「タイムリーな情報」「理解しやすい情報」等の特性です。これらはあくまでも補足的な特性なので、必ずしも必要ではありませんが、それらが備わっていたら環境報告の品質をさらに高めることができるというものです。

図表 6 環境報告の有用性を高める補足的な情報特性



- ✓ これに反して、「目的適合性のある情報」、「忠実に表現する情報」は、いずれも環境報告に不可欠な特性なので、必ず備わるようにしなければなりません。

【比較可能な情報】

- ✓ 利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境マネジメントの成果や実績は単年度で見るよりも、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。また、新たに何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。
- ✓ 比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報（基準値）が必要です。こうした基準値として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている基準指標等の採用が有効です。また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の併記も望されます。
- ✓ 数値データを経年的に比較するためには、算定方法や算定範囲等が環境報告の各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法、算定範囲、係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。
- ✓ 環境報告の開示情報で事業者間比較を適切に行うには、指標等の数値が算定される前提条件等の正しい理解が必要となります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異なる等、数値そのものが完全に比較可能な状態ではない場合が多いからです。環境報告では、指標等の事業者間比較が行われることにも配慮して、そのような算定条件の違いが利用者に伝わるように補足情報等を記載することが望されます。

【検証可能な情報】

- ✓ 環境報告の開示情報が対象となる「事象」を忠実に表現しているかどうかを客観的に検証できない場合は、利用者が環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。それを防ぐためには、環境報告の記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

【タイムリーな情報】

- ✓ 利用者の意思決定に役立つ情報は、適時に開示することが望まれます。例えば、環境報告の報告対象期間後に発生した出来事が「マテリアリティのある情報」である場合、当該環境報告に含めて開示する、またはウェブ等で適宜開示することは望ましい工夫です。
- ✓ なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに開示した「マテリアリティのある情報」を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

【理解しやすい情報】

- ✓ 環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解しやすくなるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示したりして、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も利用者の理解を助ける有用な方法の1つです。
- ✓ また、環境マネジメントにおける様々な取組状況を戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連付けたりして将来見通しを提供することも、環境報告を理解しやすくする方法です。
- ✓ 環境マネジメントの取組に関連する目標や実績を評価する上で、数値情報は利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があるため、環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望されます。なお、関係比率や指標等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が必要です。
- ✓ わかりやすい環境報告を行う上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値に関する解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法になります。しかし、それ以外にも、事業者の創意によって、ストーリー性のある報告等、環境報告の理解しやすさを高める方法を工夫することが望されます。

第1章 環境報告の基礎情報

- ✓ 環境報告の基礎情報は「基本的要件」と「主な業績評価指標の推移」から構成されています。
- ✓ 「基本的要件」は、環境報告の前提条件となる報告対象組織の範囲、報告対象期間、環境報告にあたって適用した基準・ガイドライン等、環境報告の全体像（環境報告を複数の企業報告媒体や形式で行う場合のそれらの関係性）について説明する情報区分であり、「主な業績評価指標の推移」では、事業者の重要な環境課題に関する実績評価指標（KPI）の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜粋して、それらを、財務指標と共に、経年的な趨勢がわかるように開示します。
- ✓ 「基本的要件」は、一般的な非財務報告媒体である環境報告書やサステナビリティ報告書等において、編集方針として記載されている情報です。
- ✓ 環境報告が有価証券報告書やサステナビリティ報告書等の一部に含まれている場合、それらの報告書全体についての「基本的要件」に相当する情報が開示されていれば、環境報告のパートであらためて「基本的要件」を記載する必要はありません。

1. 環境報告の基本的要件

【報告対象組織】

- ✓ 報告対象組織とは環境報告に含める組織の範囲のことです。これは、環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合、その環境報告の中に企業集団のどの組織まで含めているのかを伝えるための情報です。
- ✓ 報告対象組織には原則として企業集団全体を含めます。そのため、環境報告を行う事業者（企業集団の親会社）は、自社以外に、企業集団を構成する全ての子会社を含めて、環境報告の報告対象組織とします。
- ✓ 企業集団に含まれる子会社の範囲は連結財務諸表を作成する場合の連結範囲に準じて決定します。この中に関連会社（持分法適用会社）まで含める必要はありません。
- ✓ 環境報告の報告対象組織と異なる範囲の報告対象組織を適用する記載事項がある場合は、まず環境報告全体の報告対象組織を明確にして、それと異なる報告対象組織を適用する記載事項ごとに、その旨と適用した報告対象組織の範囲を説明することが必要です。
- ✓ 前回の環境報告と報告対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いについて説明し、経年での比較可能性に配慮することが望されます。例えば、重要な環境課題について定量的な時系列データを開示している場合、経年的な比較可能性を確保するために、今年度の報告対象組織を過年度データにも遡及的に適用し、その算定し直した結果で時系列的なデータを提供することが望されます。

開示例

- ・報告対象組織は当社および連結の範囲に含まれる全グループ会社（101社）です。なお、一部データは異なる報告対象組織で算定されていますが、その範囲はデータごとに説明しています。

【報告対象期間】

- ✓ 報告対象期間には環境報告の作成対象とした期間を記載します。タイムリーな情報を提供する観点から、環境報告は少なくとも年1回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は財務報告の決算期間（事業年度や会計年度）と一致していることが望まれます。
- ✓ 環境報告には、報告対象期間後、環境報告時までに発生した重要な出来事についても、できる限り開示することが望れます。新しい情報をタイムリーに提供することで、環境報告の有用性を高めることができます。
- ✓ なお、報告対象期間後、環境報告時までに発生した重要な出来事に関して定量データを報告する必要がある場合には、当該報告対象期間の集計には含めず報告し、翌年度の報告対象期間の集計に含めて報告します。

開示例

- ・報告対象期間は当社の事業年度と同じで、20XX年1月から20XX年12月の1年間です。
- ・なお、一部の情報には報告対象期間後に発生した重要な事項に関する情報が含まれています。

【基準・ガイドライン等】

- ✓ 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガイドライン等の名称を記載します。
- ✓ 「適用した」というのは、その基準・ガイドライン等に準拠して環境報告を作成したという意味で、特定の基準・ガイドライン等を参照したものの、特に準拠したわけではない場合を含みません。既存の基準・ガイドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨がわかるように、事業者が適用した作成指針を、「自社基準」等の適切な表記によって、記載します。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。

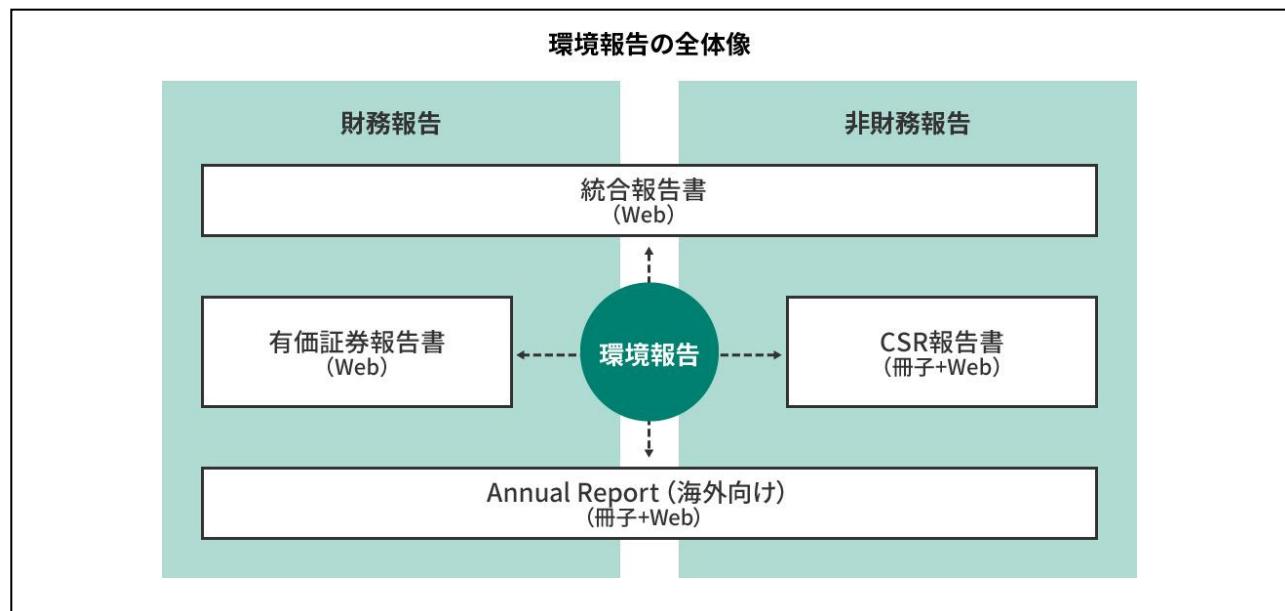
開示例

- ・この報告書は環境報告ガイドライン2018年版を適用して作成しています。
- ・なお、一部データには〇〇〇基準を適用しており、その旨を当該データに付記しています。

【環境報告の全体像】

- ✓ 環境報告を複数の企業報告媒体（サステナビリティ報告書、CSR 報告書、有価証券報告書、統合報告書、アニュアルレポート等）や複数の公表形式（冊子、ウェブサイト等）で行う場合には、それらの全体像について、企業報告体系における相互関係がわかるように、図示する等の視覚的な方法を用いて、わかりやすく説明します。

開示例



2. 主な実績評価指標の推移

- ✓ 主な実績評価指標の推移には、事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す実績評価指標の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2~3指標抜粋して、連結売上高等の主な経営指標を併記しながら、直近の連続する3~5年程度の推移が分かるように、一覧表示します。
- ✓ 実績評価指標の例としては、どの事業者にとっても重要な環境課題になる可能性の高い気候変動への取組に関する実績評価指標（GHG排出量またはその原単位等）、循環経済への適応指標となる廃棄物関連の実績評価指標（リサイクル率、廃棄物最終処分量またはその原単位等）等が考えられますが、基本的には、事業者の環境マネジメントの進捗状況をもっともよく反映する環境課題の実績評価指標を選ぶことが重要です。
- ✓ 主な経営指標の例としては、連結売上高以外に、連結営業利益や連結経常利益等の利益指標、ROA（総資産利益率）やROE（自己資本利益率）等の利益・資本の関係比率指標等があげられます。これも基本的には事業者が財務業績を評価する際に目安としている指標を利用することが望まれます。
- ✓ サステナビリティ報告書等の中で環境情報が開示される場合には、主な実績評価指標に事業者の重要な社会課題に関する実績評価指標も併記されることがあります。その場合は重要な環境課題の実績評価指標を少なくとも1指標選んで記載することが重要です。
- ✓ 主な実績評価指標の推移を示す上で、表形式にするか、グラフ表示するか、または、表とグラフを併用するかは、環境報告の利用者が分かりやすい開示方法を事業者が選択します。

開示例

主な実績評価指標の推移						
	単位	20X1年度	20X2年度	20X3年度	20X4年度	20X5年度
連結売上高	億円	2,300	2,550	2,870	2,600	3,120
ROA	%	5.6	6.3	7.2	6.8	8.0
GHG排出量原単位	トンCO ₂ e/億円	7.6	7.4	7.0	7.1	6.5
廃棄物最終処分量	トン	5,000	4,880	4,200	3,900	3,850

第2章 環境報告の記載事項

1. 経営責任者のコミットメント

- ✓ 重要な環境課題への対応は、事業者の自主的な取組であり、その成果の是非は、最終的にステークホルダーの評価に委ねられます。その評価の基点となるのが経営責任者のコミットメントです。そのため、事業者が重要であると判断した環境課題については、その対応方針等を経営責任者の名において対外的に明言します。

経営責任者のコミットメントの意義

- ✓ 経営責任者のコミットメントは、CEO（社長や代表執行役）等の最高経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員が、環境報告を行うにあたり、重要な環境課題への対応についての基本的な考え方や方針を、自らの言葉で、評価指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言（コミット）するものです。
- ✓ 持続可能な社会への移行過程において、事業者が持続的に成長しようとすれば、事業者は社会との共有価値を創造しながら、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルを確立することが不可欠です。重要な環境課題への対応は、このプロセスの中で取り組まれるものであり、事業者はその取組成果を通じて持続可能な社会の実現に貢献します。
- ✓ 事業者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、社会基盤等の諸資本を利用して、事業活動を営んでいます。したがって、経営責任者は、これらの資本の提供者に対して、資本をどのように利用したのかについての道義的な説明責任を負っています。環境報告は、自然環境の利用について、この説明責任を果たす手段です。
- ✓ 重要な環境課題の範囲や内容は、事業者の業種、業態、経営規模等によって異なるので、事業者は、自主的に、重要な環境課題を特定し、もっとも適切な対応方針を選択して実行します。
- ✓ 自主的な取組であるという性格上、コミットメント自体の適切性や実行結果・実績の妥当性は、事業者組織の外部者であるステークホルダーには判断が困難です。そのため、環境報告では、重要な環境課題にどう対応するのかを、最終的な責任を負う経営責任者が自らの言葉であらかじめ宣言し、事後的に結果や実績を示してステークホルダーの評価を受ける仕組み（pledge & review）になっています。この宣言（対外的に明言（コミット）すること）がコミットメントです。

経営責任者のコミットメント情報の必要性

- ✓ コミットメントがなければ、事業者組織の外部者であるステークホルダーには、重要な環境課題への対応が適切に行われて、その実行結果・実績が妥当なものか否かの判断ができません。当初の方針・計画を示さずに結果だけ伝えるならば、どんな結果が出ても事業者はそれが妥当であると説明できるからです。これでは、環境報告に対するステークホルダーの信頼は著しく損なわれてしまいます。

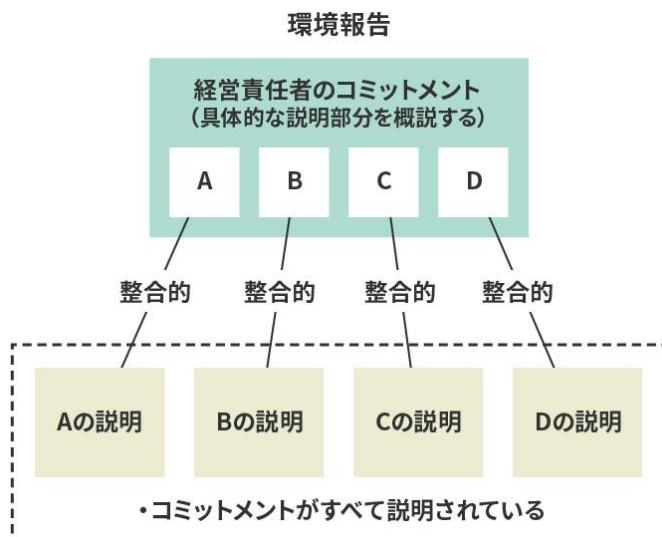
- ✓ あらかじめ方針・計画を示して、事後的に結果や実績の評価を受ける仕組みが機能するためには、経営責任者のコミットメント情報が評価の基点として不可欠です。

報告事項

□ 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

- ✓ コミットメントは経営責任者の単なる挨拶やメッセージとは異なります。重要な環境課題への対応は、事業者が責任をもって取り組むべき経営行動の一部であり、その責任の重さを受け止めて、誠実かつ論理的に対応方針等を説明することが大切です。
- ✓ コミットメントの内容自体が適切かどうか、その実行結果・実績が妥当かどうかは、環境報告を利用するステークホルダーが判断するため、コミットメントは明瞭でわかりやすく記載しなければなりません。
- ✓ コミットメントは環境報告においてナビゲーターの役割も果たしています。環境報告の利用者は、まずコミットメントを読んで、その具体的な内容をそれ以降の環境報告で理解するので、1) コミットメントは具体的な説明部分の全体像を俯瞰できるように概略的かつ簡潔に記載すること、2) コミットメントの内容とその具体的な説明に矛盾がないこと、3) 特段の理由がない限り、具体的な説明はコミットメントの内容を網羅することが必要です。

図表 1 経営責任者のコミットメントと具体的な説明の関係



- ✓ コミットメントにおいては、重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でどのように位置付けられているか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのか等、可能な限り、事業者の将来見通し情報と連付けて説明することが望まれます。

開示例

- ・当社は、持続可能な社会の実現に向けて、サプライチェーンマネジメントの強化と環境配慮製品の売上高成長を基本方針とする持続性戦略を長期ビジョンに組み込んでいます。
- ・当社の重要な環境課題は、気候変動、資源循環・資源効率性、水資源、生物多様性であり、それを環境マネジメントの対象として、バリューチェーンレベルでの取組を推進しており、今後もその方針を継続します。

参考になる実例

実例1 味の素株式会社

SDGs達成に向け、ASV経営を進化させます

国連が提唱するSDGsは2030年に向けた持続可能な開発に向けた17の目標と169のターゲットを定めたものです。味の素グループでは、特に、健康、環境に関するこれらの課題解決に注力します。味の素グループは、創業来一貫して、事業を通じた社会課題の解決に取り組んできました。1899年、池田博士はドイツへ留学した際、当時のドイツ人の体格と栄養状態の良さに驚き、「日本人の栄養状態を改善したい」と強く願うようになりました。その願いを共有した二代鈴木三郎助は1909年に事業を開始。世界初のうま味調味料「味の素」が誕生しました。

原点は「おいしくする」。将来の見通し情報との関連付け

ASV経営は、社会価値と経済価値の共創を目指す経営です。グローバルに事業を行う企業として、特に、食に関わるビジネスを行っている企業として、SDGsの達成に寄与していくことにコミットしていきます。

環境課題に対して、2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減し、TCFD提言に沿ったシナリオ分析で導き出した経済リスク80-100億円を軽減することを最重要対策として取り組みます。同時に、水リスク、プラスチック廃棄物、フードロス、サステナブル調達に関する重要課題について、ステークホルダーとの連携で負荷低減を進めています。

具体的な説明部分の概説

(出所) 味の素株式会社「味の素グループ 統合報告書 2020」

実例2 株式会社ブリヂストン

将来の見通し情報との関連付け

をさらに加速していきます。そして、この「中長期事業戦略」をグローバル共通戦略として、各地域の事業ユニットが地域特性に合わせてローカル戦略を構築・実行することによって、グローバル各地にて持続可能な社会の実現に貢献し、お客様・パートナーそして私たちの事業も発展させていきたいと考えています。

また、環境の取り組みもさらに進化していきます。私たちは、2011年に「未来のすべての子どもたちが『安心』して暮らしていくために…」という思いを込めた環境宣言をリファインし、(1)自然と共生する(2)資源を大切に使う(3)CO₂を減らすという3つの活動の方向性を明確にしました。2012年には、2050年を見据えた環境長期目標を策定するとともに、その実現に向けて2020年を目標年とした環境中期目標を定めて取り組みを進めてきました。グローバルで取り組みを進め、設定していた取水量削減目標とCO₂排出量削減目標を前倒しで達成しています。

そして今年、環境長期目標の達成に向けて、2030年を目標年とした新たな環境中期目標「マイルストン2030」を策定し、ステークホルダーの皆様の期待に沿いながら、以下の取り組みを通じて私たちの環境パフォーマンスをさらに向上させていきます。

- ・ グループ共通の「環境宣言」を軸に、引き続き3つの活動を推進
- ・ デカッピングの考え方方に基づき、環境インパクトの改善と経済成長の両立を実現
- ・ 事業を通じたサーキュラーエコノミーへの貢献を促進
- ・ お客様やパートナーの皆様とともに、商品のライフサイクル、バリューチェーン全体を通してCO₂削減を推進

当社グループの全ての活動において、サステナビリティ視点は不可欠です。2020年1月に

具体的な説明部分の概説

を構築し、サステナビリティ成長戦略の中核として位置付け、日々の業務にさらに深く統合するべく取り組みを始めています。詳細は、このレポートのGlobal Chief Sustainability Officerのメッセージの中でご紹介しています。

(出所) 株式会社ブリヂストン「サステナビリティレポート 2019 - 2020」

実例3 東レ株式会社

世界は、気候変動、人口増加に伴う食料・水の不足、資源・エネルギーの持続可能性、安全・健康への不安など、持続可能な社会を実現する上で解決しなければならない多くの課題に直面しています。企業には、社会を構成する一員として、国連「SDGs（持続可能な開発目標）」や「パリ協定」などに示された国際的な課題解決に向け、広く社会に貢献することを目指す責務と経営が、今まで以上に強く求められているといえます。

東レグループは、1926年の創業以来、「企業は社会の公器であり、その事業を通じて社会に貢献する」との経営思想の下、社会から尊敬される企業体として存在することを目指し、1986年には現在の企業理念である「わたしたちは新しい価値の創造を通じて社会に貢献します」を定めました。2020年5月には、企業理念をはじめとする創業以来継承されてきた当社を支える経営思想を「東レ理念」として体系化しています。

具体的な説明部分の概説

このような創業以来の考え方、および「すべての製品の元となる素材には社会を本質的に変える力がある」との信念の下、地球規模の様々な課題に対し、革新的な先端材料の創出を通じて本質的なソリューションを提供していくことが、東レグループの変わらない使命だと考えています。その表明として、2018年に「東レグループ サステナビリティ・ビジョン」を公表し、2050年に向け東レグループが目指す世界像とその実現のために取り組むべき課題を示しました。

2020年5月には「東レグループ サステナビリティ・ビジョン」の実現に向けたマイルストーンを示した長期経営ビジョン“TORAY VISION 2030”、および長期経営ビジョンで示す「持続的かつ健全な成長」実現に向けた基本戦略を推進するための中期経営課題“プロジェクト AP-G 2022”を発表しました。そして、2020年9月には中期経営課題と推進期間を同じくする「CSRロードマップ 2022」を公表し、経営の最優先課題の一つとして位置づけているCSRの推進計画を表明しました。

東レグループの事業活動およびCSRの推進は、「東レ理念」の最上位に位置する企業理念の具現化といえるものであり、経営戦略とCSRの取り組みを着実に推進することで、東レグループとして持続的に発展していくとともに社会全体の持続的発展に貢献することを目指します。

将来の見通し情報との関連付け

本レポートでは、すべてのステークホルダーの皆様に東レグループのCSR活動を理解いただくために、2019年度の成果や取り組み状況をまとめました。多くの皆様にご覧いただきたいと思います。

2020年10月

(出所) 東レ株式会社「東レグループ CSR レポート 2020」

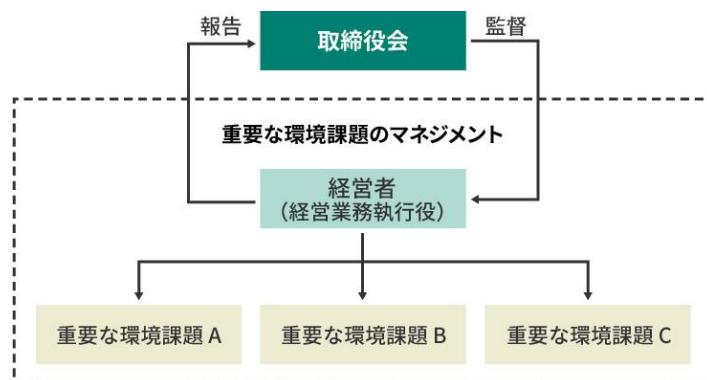
2. ガバナンス

- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、その間、事業者が、重要な環境課題に対し、組織として適切な対応を一貫して継続しようとすれば、健全なガバナンス体制の存在が不可欠です。

カバナンスの意義

- ✓ ガバナンスは、組織の所有者が組織行動を制御するための仕組みであり、組織を目的達成に向けて適切に行動するように誘導し、その長期的な維持・存続・発展を可能にするために採られる、全ての統治行為を指しています。
- ✓ 組織が株式会社の場合、所有者は株主であり、組織行動は経営者が主導するので、カバナンスは株主が経営者の経営行動を統治する行為ということになります。ただし、会社組織において株主の利益を代表してガバナンスの主体になるのは株主が選任した取締役なので、経営者の組織行動を統治するのは取締役になります。なお、厳密にいえば、経営者が経営行動の一環として会社組織と従業員を統治する行為は内部統制であって、ガバナンスには該当しません。
- ✓ 環境報告ガイドラインでは、ガバナンス情報を環境報告の記載事項としていますが、そのガバナンスの意味する行為とは、「事業者の会社組織が、事業活動の直接的・間接的な環境に与える重大な影響を漏れなく識別し、それらを適切に管理すること（重要な環境課題のマネジメント）により、持続可能な社会への移行プロセスにおいて、自らも持続的な発展を遂げられるように、取締役会が必要な監督責任を果たすこと」です。
- ✓ ガバナンスの効いている組織では、重要な環境課題のマネジメントを長期的に一貫して継続することが可能になり、持続可能な社会で受け容れられるビジネスモデルの確立を容易にします。
- ✓ 事業者の組織が株式会社である場合、ガバナンスの主体は株主ですが、会社組織上は、株主によって選任された取締役を構成員とする取締役会がガバナンスの実行組織であり、重要な環境課題の管理権限を委譲された経営陣による、重要な環境課題のマネジメントに関する業務執行を監督します。

図表 1 重要な環境課題のガバナンス体制



カバナンス情報の必要性

- ✓ 持続可能な社会への移行プロセスにおいて、重要な環境課題のマネジメントは、事業者の自社グループを中心とする従来型の環境マネジメントよりも、時間的、空間的、また取引関係においても、著しく対象範囲の拡大を迫られています。
- ✓ それは重要な環境課題のマネジメントが持続可能な社会への移行と密接に関わっているからです。持続可能な社会への移行が進めば、事業者は有限な資源・エネルギーへの依存から脱却を迫られることになり、その状況への適応自体が重要な環境課題になる場合も少なくありません。また、環境規制の増加・厳格化や事業者の環境マネジメントに対する社会的期待の増大によって、重要な環境課題のマネジメントは、質と量の両面で事業者にとって負担の大きい業務になることが予想されます。
- ✓ 業種・業態・事業規模等の違いに関係なく、いかなる事業者も持続可能な社会への適応を回避することはできません。事業活動が持続可能な社会に適合しないものであれば、事業者の持続的な成長も困難になるため、事業者の会社組織が長期的に維持・存続・発展を目指そうとすれば、ビジネスモデルの転換も含めて、持続可能な社会への移行に向けた適応措置を講じる必要性が生じます。もちろん、環境配慮型製品・サービスを主力に事業展開する事業者にとっては、持続可能な社会への移行が大きなビジネス機会をもたらすことも事実です。
- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたって不規則に進展するプロセスです。そのため、重要な環境課題のマネジメントにも長期的な視点が必要になり、戦略の見通すべき視野の範囲は、時間的に大幅な拡大を余儀なくされます。また、重要な環境課題のマネジメントは事業者の全社的な組織行動なので、これを長期的に一貫した戦略で継続しようとすれば、健全なガバナンス体制の確立が不可欠になります。
- ✓ 重要な環境課題のマネジメントは、事業者の自社グループを越えて、バリューチェーン全体に対象範囲を拡大します。重要な環境課題は、事業活動の直接的な影響だけでなく、事業活動が間接的に環境に与える重大な影響まで含むため、取引関係に起因してサプライチェーンで発生する環境課題や販売された製品・サービスの使用・廃棄段階で発生する環境課題も、事業者のマネジメントの範囲に含められる可能性があるからです。これが取引関係による対象範囲の拡大です。
- ✓ 重要な環境課題のマネジメント範囲を事業者の自社グループだけに留めるのであれば、事業者の負うべき環境責任が他の経済主体に転嫁されて、そのマネジメントは十分に機能しなくなり、結果として、持続可能な社会の実現も困難になります。こうした事態をもたらさないためにも、会社組織を持続可能な社会に適応させるガバナンスの存在が必要です。
- ✓ 事業者が企業集団を構成する場合、事業者の自社グループを中心とする従来型の重要な環境課題のマネジメントにおいても、事業者の自社グループの範囲には親会社だけでなく、原則として全ての子会社を含みます。しかし、我が国の実務では、企業集団全体を一元的なマネジメントでカバーする事業者は、それほど多くないのが実情です。その上で重要な環境課題のマネジメントをバリューチェーン展開しようとすれば、各子会社のバリューチェーンをマネジメント範囲に含めることになって、その範囲が空間的に拡大し、現場での対

応は著しく困難になります。これもまた組織全体のガバナンスに帰着する問題なのです。

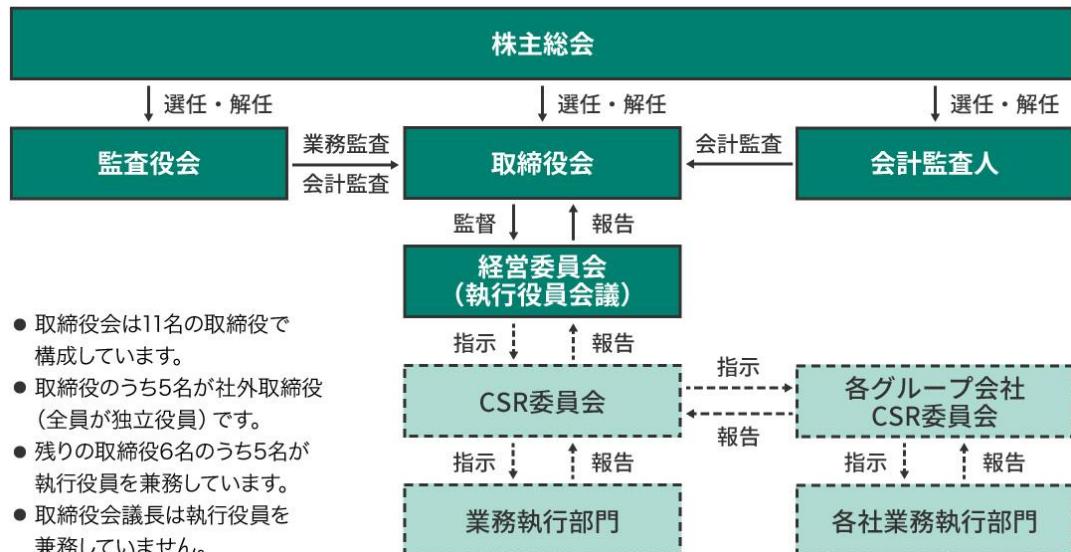
- ✓ このように、重要な環境課題のマネジメントが適切に実施される前提として、健全なガバナンス体制の確立が不可欠であり、ステークホルダーが環境報告を正しく理解しようとすれば、報告主体である事業者のガバナンスは欠くことのできない重要な情報になります。
- ✓ なお、報告事項として説明する3つの事項が、事業者のコーポレートガバナンス報告書等すでに開示されている場合は、その旨を記述して、環境報告での記載を省略することが可能です。

報告事項

- 事業者のガバナンス体制 … ①
- ✓ コーポレートガバナンスに関する事業者の組織体制を説明します。その際、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社等の会社法上の機関設計（詳細解説を参照）について説明すると共に、ガバナンス体制の健全性に関する情報を付記します。
- ✓ ガバナンス体制の健全性は、事業者が採用した会社法上の機関設計が有効なガバナンスを提供していることを示す特性で、1) 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離、及び2) 取締役会の独立性、によって説明します（詳細解説を参照）。
- ✓ 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離では、1) 取締役会議長と代表執行役社長のような最高経営責任者の兼務状況、2) 取締役会の構成メンバーのうち、業務執行役を兼務する取締役と兼務しない取締役の人数を、それぞれ記載します。また、当初の機関設計では含む必要のない業務執行役員を、取締役とは別に選任し、監督機能と業務執行機能を実質的に分離している会社の場合は、その旨を記載します。
- ✓ 取締役会の独立性については、取締役会の人数、社外取締役の人数、独立役員に指定されている社外取締役（詳細解説を参照）の人数を、それぞれ記載します。

開示例

【当社のコーポレート・ガバナンス体制図】



*上記の開示例では、重要な環境課題のガバナンス体制とマネジメント体制を全体的に俯瞰できるように記載しています。その中の実線表示した部分がコーポレートガバナンス体制図になります。

□ 重要な環境課題の管理責任者 … ②

- ✓ 事業者の環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を、会社組織上の職名で記載します。氏名やその他の属性を記載する必要はありません。

開示例

- ・重要な環境課題の管理責任者は CSR 委員会委員長を務める代表執行役社長です。

□ 重要な環境課題の管理における取締役会及び業務執行組織の役割 … ③

- ✓ ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会を通じて業務執行組織の行動を監視する仕組みであるため、ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与しているかを明確にすることが重要です。
- ✓ まず、取締役会が重要な環境課題のマネジメントについて、どのように監督しているかを説明します。その際に、1) 重要な環境課題のマネジメントについて、どの程度の頻度とルートで情報を入手しているか、2) 重要な環境課題への対応に関して設定された目標の達成度をどのように監督しているか、3) 長期ビジョンや中期経営計画を立案する際に、重要な環境課題をどのように配慮しているかについて、報告主体の会社単体だけでなく、支配する企業集団全体に対する監督状況もわかるように言及します。

- ✓ 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、または監査役会設置会社で取締役会に委員会を任意で設置する会社であって、重要な環境課題のマネジメントに関する監督機能を、それらの各種委員会が所管する場合は、それらの委員会を前項の「取締役会」に読み替えます（以下同じ）。
- ✓ 経営責任者が重要な環境課題のマネジメントに関する権限を、環境委員会やCSR委員会等の他の業務執行組織に委譲している場合は、その重要な環境課題のマネジメントを所管する業務執行組織（所管組織、以下同じ）の役割を説明します。その際に、1) 所管組織の名称と会社組織上の位置付け、2) 所管組織が重要な環境課題のマネジメント結果について経営責任者に報告する手順（報告しない場合は、その旨）、3) 経営責任者が所管組織から報告を受けた重要な環境課題のマネジメント結果について取締役会に報告する手順（報告しない場合は、その旨）に言及します。

開示例

【重要な環境課題のマネジメントに関する取締役会の役割】

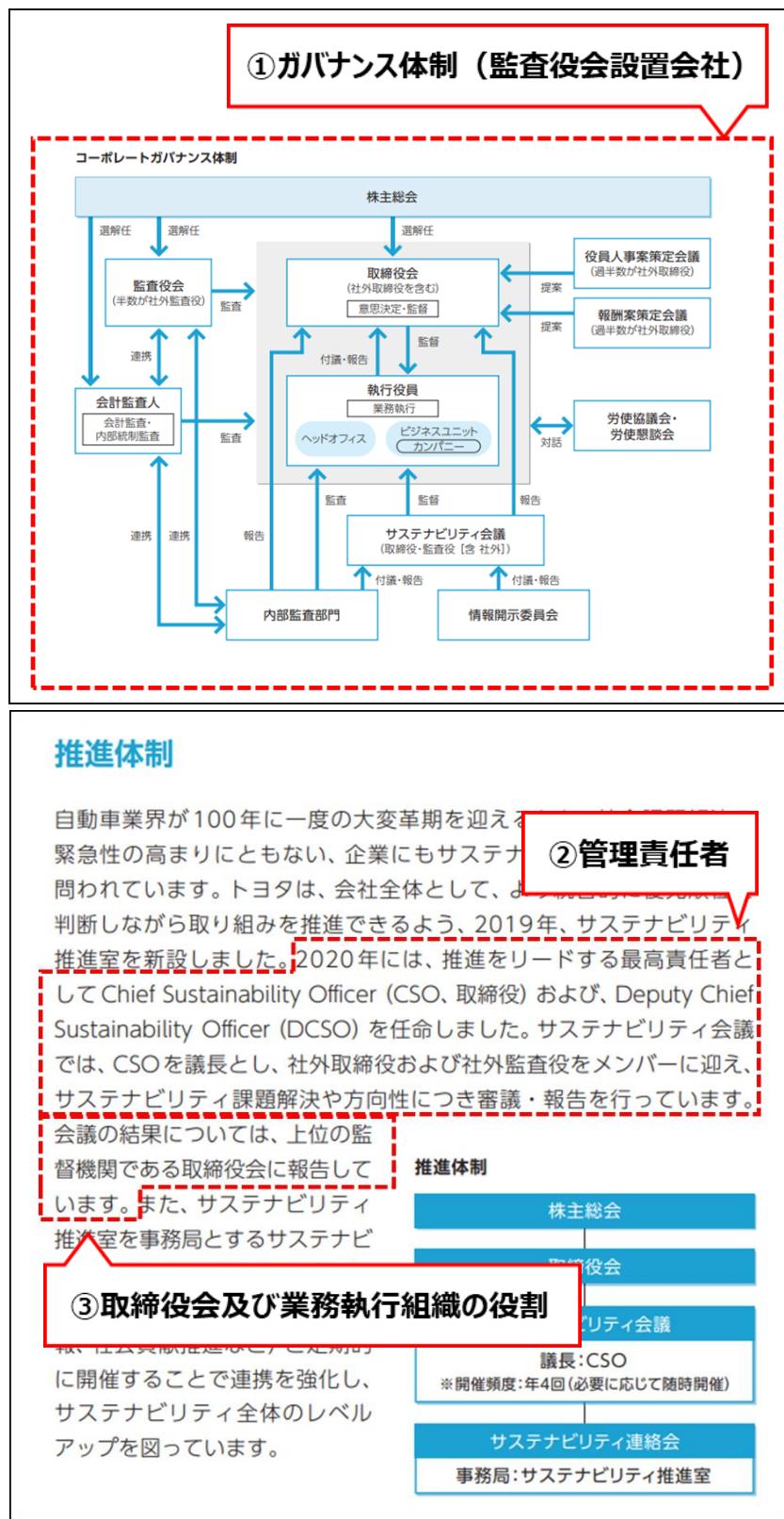
- ・持続可能な社会への早期適応と重要な環境課題の適切なマネジメントは当社の基本理念であり、それらに関する目標は長期ビジョン及び中期経営計画に反映されています。
- ・取締役の報酬制度は重要な環境課題のマネジメントに関する目標の達成度に連動しています。
- ・取締役会は経営委員会から4半期ごとに重要な環境課題のマネジメント状況について報告を受けます。

【重要な環境課題のマネジメントに関する経営委員会（執行役員会議）の役割】

- ・持続可能な社会への適応戦略と重要な環境課題のマネジメントは、経営委員会の下に設置されたCSR委員会が所管しています。
- ・CSR委員会の業務遂行状況は、月に一回、経営委員会に報告します。

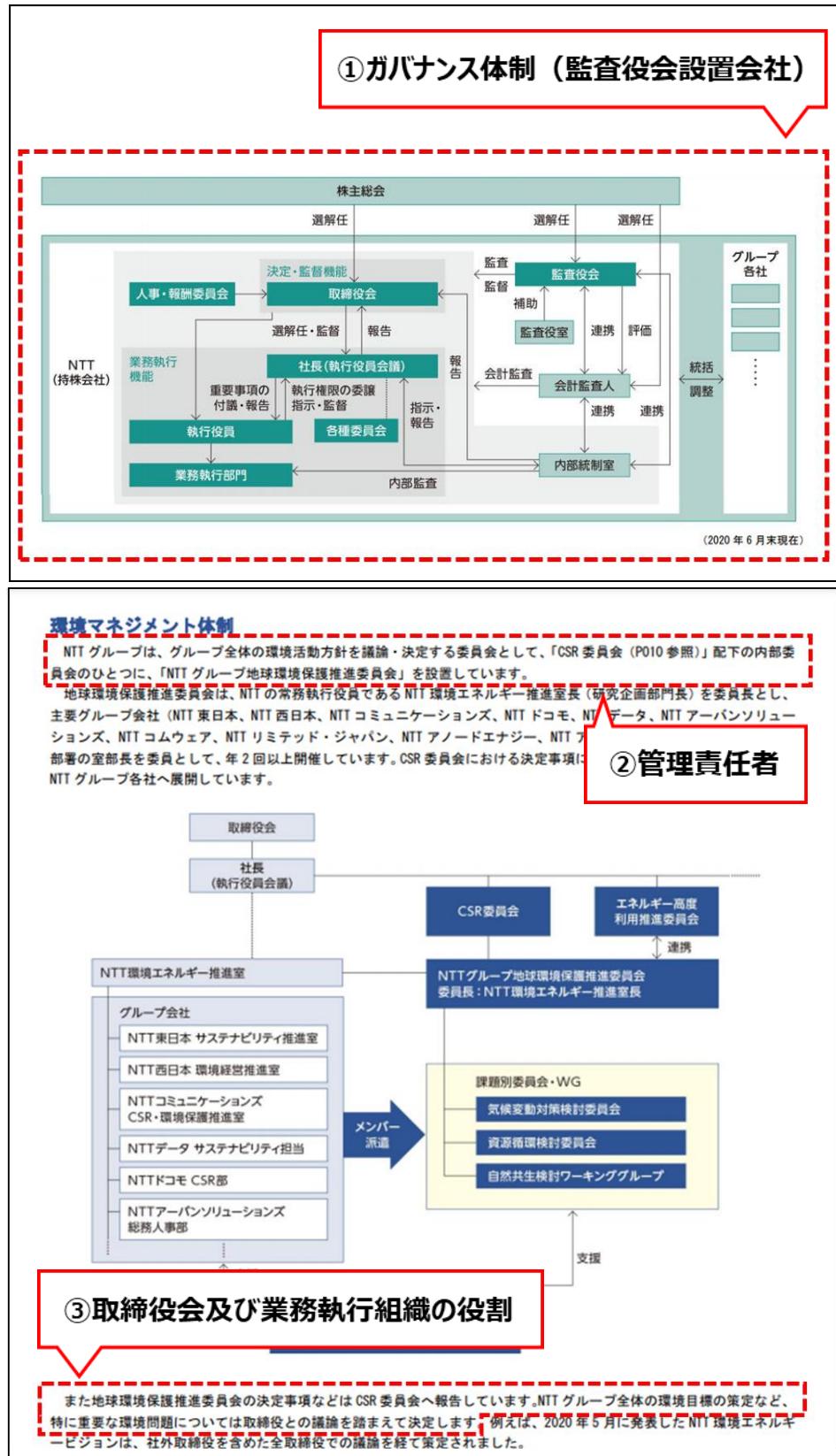
参考になる実例

実例1 トヨタ自動車株式会社



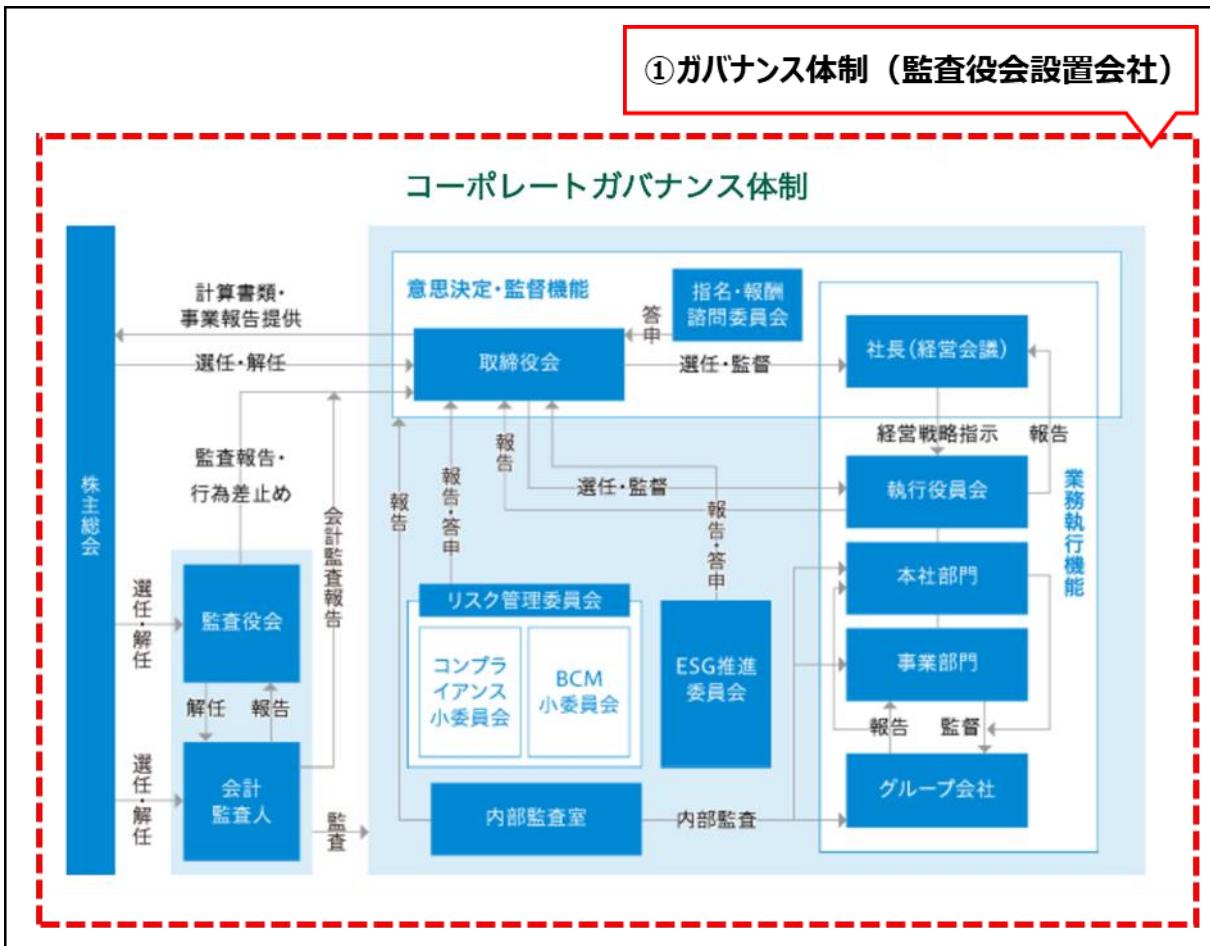
(出所) トヨタ自動車株式会社「Sustainability Data Book 2020」

実例2 日本電信電話株式会社



（出所）日本電信電話株式会社「NTTグループ サステナビリティレポート 2020 Data Book」

実例3 住友林業株式会社



ESG推進委員会

SDGs、TCFDの最終提言、及び人権問題への対応など、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みやその情報開示への要請が高まっておりESG推進委員会を設けています。

②管理責任者

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、気候変動をはじめとする住友林業グループの持続可能性に関する中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やリスク・機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。

また、委員会での議事内容については全て取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っています。

③取締役会及び業務執行組織の役割

(出所) 住友林業株式会社「住友林業グループ サステナビリティレポート 2020」

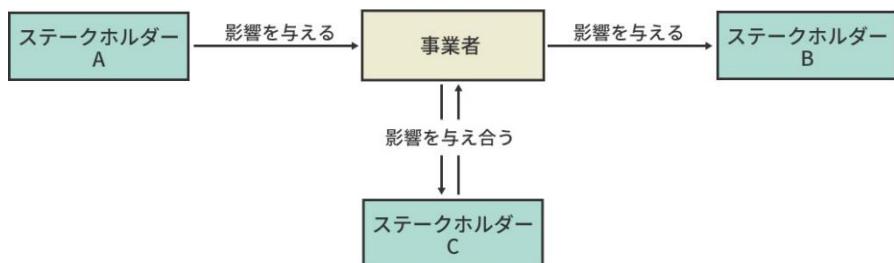
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

- ✓ 事業者は、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、重要な環境課題の特定や対応方針の決定・実行プロセスを円滑に進めるために、ステークホルダーエンゲージメントを実施する場合があります。その実施状況について情報開示することは、事業者がステークホルダーの意向にどのように配慮しているかを示す有効な手法です。

ステークホルダーエンゲージメントの状況の意義

- ✓ ステークホルダーは事業者との間に何らかの利害関係を有するか、事業者の事業に関心のある個人またはグループです。ステークホルダーとの関係は、事業者との相互的な影響から生じており、影響の与え方・受け方には、1) 事業者や事業者の活動に影響を与える、2) 事業者や事業者の活動から影響を受ける、3) 事業者や事業者の活動に影響を与えると同時に、事業者や事業者の活動からも影響を受ける、の3パターンがあります。これらの利害関係者には、株主、債権者、投資家、従業員、労働組合、取引先、消費者、地域社会、NGO・NPO、政府・自治体等が含まれます。
- ✓ ちなみに、投資家には潜在的な投資家や消費者等まで含まれるため、ステークホルダーの範囲は最終的に社会全体に及ぶことになります。

図表 1 事業者とステークホルダーの影響パターン



- ✓ ステークホルダーエンゲージメントは、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場合やステークホルダーと協働して実施する場合等、多様な行動形態を含んでいます。
- ✓ ステークホルダーエンゲージメントには、大別して、情報伝達(communication)、諮詢・相談(consultation)、対話(dialogue)、協働(partnership)の4つの行動形態があるといわれています¹⁰。
- ✓ 情報伝達は、報告書の発行、報道発表、記者会見、資料配付等による、事業者のステークホルダーに向けた片務的な情報提供行為を意味しています。ただし、この場合は、報告書のアンケート回収等を除き、一般的に、エンゲージメント結果(情報提供を受けたステークホルダーの反応)について、事業者がステークホルダーから何らかのフィードバックを受けることはありません。

¹⁰ AccountAbility, UNEP & ARAC, The Stakeholder Engagement Manual (Volume 1), 2005.

- ✓ 質問・相談は、事業者がステークホルダーから意見聴取する行為で、アンケート調査やステークホルダーへの諮問が含まれており、アンケート結果に関連して、事業者からステークホルダーへ何らかのフィードバックが行われる場合もあります。
- ✓ 対話は事業者とステークホルダーの意見交換の場です。ここには属性の異なる複数のステークホルダーから構成される会議体やステークホルダー代表による諮問委員会等が含まれており、事業者は、エンゲージメントへの対応を通じて、ステークホルダーへのフィードバックを行うのが一般的です。
- ✓ 協働は事業者とステークホルダーが協働して特定のプロジェクトに取り組む行為です。生物多様性に関する調査等のように事業者が NGO 等と協働して行う取組や、海外での植林活動等のように事業者とステークホルダーによる共同事業の運営等が含まれます。ステークホルダーは行為当事者なので、エンゲージメント結果は事業者と相互にフィードバックし合う関係になります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が記載事項に指定する「ステークホルダーエンゲージメントの状況」は、事業者が実施したステークホルダーエンゲージメントの状況説明であり、どのカテゴリーのステークホルダーに対して、どんな形態のエンゲージメントを、どのように実施したのかについての実態開示を促しています。例えば、ESG 投資家と事業者の重要な環境課題への対応について日常的・継続的に対話している場合であれば、その旨と実施結果（対話・説明会の回数、得られた成果等）を具体的に説明します。

ステークホルダーエンゲージメントの状況情報の必要性

- ✓ ステークホルダーとの良好な関係は事業主にとって一種の経営資源であり、その意向や動向を無視して事業を行うことはリスク要因にしかなりません。継続的なステークホルダーエンゲージメントを通じて良好な関係を強化することが事業を円滑に進めるポイントです。ステークホルダーエンゲージメントの状況に関する情報開示は、事業者がステークホルダーに配慮しながら事業を進めていることをステークホルダーに伝える有効な手段であり、両者の関係強化に貢献します。
- ✓ 事業者の社内では、ステークホルダーエンゲージメントの状況を情報化することで、様々なチャネルを通じて実施する多様なステークホルダーエンゲージメントの全体像を俯瞰できるようになり、ステークホルダーエンゲージメントに対する従業員の意識・スキル向上に役立つだけでなく、ステークホルダーエンゲージメントの将来的な改善に重要な基礎データの提供が可能となります。
- ✓ 環境デューディリジエンス¹¹を実施する場合は、生物多様性のように、専門的な NGO とのエンゲージメントなしには早期の問題解決が困難な課題があります。こうしたケースでは、デューディリジエンス・プロセスに情報開示が組み込まれてするために、ステークホルダーエンゲージメントの状況に関する情報開示が必ず求められることになります。

¹¹ 「環境デューディリジエンス」については、本解説書の第 2 章 4. 「リスクマネジメント」を参照。

報告事項

□ ステークホルダーへの対応方針 … ①

- ✓ ステークホルダーへの対応方針では、重要な環境課題への対応に際して、どのようにステークホルダーエンゲージメントを利用するのかを、ステークホルダーの特定方針やステークホルダーエンゲージの実施方針によって、説明します。
- ✓ 明文化された方針を策定していない場合でも、ステークホルダーに関する基本的な考え方が確立されている場合は、それもステークホルダーへの対応方針に含めます。
- ✓ ステークホルダーエンゲージメントやステークホルダーに対する方針がない場合は、その旨を記載します。

開示例

- ・ステークホルダーとの良好な関係作りは、当社が持続的な成長を目指す上で不可欠な要素であり、重要な経営課題として全社的に取り組むことを基本方針にしています。
- ・重要な環境課題への対応に関わるステークホルダーは、顧客、株主・投資家、従業員、取引先、地域社会、行政であり、各ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて集積した意見・意向を分析して、重要な環境課題を抽出しています。
- ・グローバルベースで対応が必要な環境課題については、情報を社内で共有し、課題解決に向けて全力で取り組みます。

□ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要 … ②

- ✓ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要は、1) エンゲージメント対象はどのカテゴリーのステークホルダーか、2) そのステークホルダーの主な課題は何か、3) エンゲージメント手段として何を実施したか、4) エンゲージメントの実施頻度はどの程度か、に留意して説明します。
- ✓ 重要な環境課題への対応に関する取組状況について、ステークホルダーからのフィードバックを得ている場合は、その旨も説明することが望まれます。
- ✓ ステークホルダーエンゲージメントの概況を説明する際は、図・表のような視覚的な方法を活用して、ステークホルダーエンゲージメントの全体像を理解しやすくする工夫が望されます。

開示例

ステークホルダー	重要な課題	エンゲージメント手段	実施頻度
顧客	環境配慮製品	顧客満足度調査	年1回開催
従業員	エコマインドの醸成	社内セミナー	年1回開催
株主／投資家	企業価値の増大	IR説明ミーティング	隨時開催
サプライヤー	環境マネジメント強化	グリーン調達	通年運用
地域社会	環境保全	定例協議会	年2回開催
NGO/NPO	環境保全での協働	対話・諮詢	隨時開催

参考になる実例

実例1 KDDI 株式会社

ステークホルダーエンゲージメント

ステークホルダーエンゲージメントの考え方と体制 **KDDI** 方針 | 体制

KDDIの事業は、お客さま、株主さま、お取引先さま、従業員とその家族、地域社会などのステークホルダーの皆さまと関わりを持っています。KDDIは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの皆さまに、「新たな体験価値」を提供し、ご満足を実現するために、さまざまな活動を行っています。

活動においては、GRI Standards、SASB、IIRC、ISO26000などのサステナビリティに関する国際規格、JIS Z 26000、「環境報告ガイドライン」、「価値協創ガイドンス」などの国内規格や投資家からのヒアリング項目をチェックリストとして使用し、現状分析および課題に対する対処方針を策定し実施しています。各エンゲージメント結果は、社内で報告・共有されることはもちろん、その重要性に応じて各委員会や経営会議などで報告され、意思決定に反映されます。支えてくださるすべてのステークホルダーの皆さまとの対話を尊重し、ステークホルダーの皆さまとの共創を積み重ね、社会的課題に積極的に取り組み、豊かなコミュニケーション社会の発展に貢献していきます。

①対応方針

②1) 対象 エンゲージメント実績		②3) 手段		②4) 頻度	
		コミュニケーション方法	頻度	内容	KDDI 活動 実績
サービス利用者 カスタマーリレーションシップ	ステークホルダー 信頼に応え、安心・安全で価値ある商品・サービスを提供し、ご満足(お客様体験価値)を追求します	各種メディア、ウェブサイト、SNS等での発信 お客さまセンター(電話・ウェブ)での問い合わせ受付 auショップ・販売店窓口	随時 随時 随時	会社内容・事業活動の情報発信 お客さまのお問い合わせへの対応 製品やサービスのご意見・ご要望の社内へのフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> 情報の適切な発信 お客さま体験価値(Customer Experience)の向上 主管部門による製品・サービスの利便性向上、安全性の担保
株主・投資家 ガバナンス	誠実かつ公正な情報開示と積極的なコミュニケーションにより、信頼関係の構築を図ります	株主総会 決算説明会 株主通信による情報発信 国内外機関投資家との面談 投資家さま向け説明会 ウェブサイトによる情報発信	年1回 年4回 年2回 年約750回以上 年数回 随時	事業報告、連結決算報告書、計算書類、監査結果の報告 決算・事業取り組み等の報告 決算・事業取り組み内容等につき説明・意見交換 SDGs説明会などテーマ別の説明、個人投資家向け説明会など 各種報告書、資料や取り組み内容等の情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの強化 ホームページや情報ツールを通じた真摯な情報の発信 SDGsの解決に向けた取り組みの推進
地域社会 コミュニティ参画	連携・協調を図り、地域社会の一員としての役割を果たします	各地域での社会貢献活動 学校や地域の施設で実施する情報モラル講座(KDDIスマホ・ケータイ安全教室、スマホde防災リテラシー)、環境教育 コミュニティ参画	随時 随時	地域行政などを通じた意見交換 地域住民との交流および地域の安全・発展への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全活動への反映 行政や地域と連携した社会課題の解決
NPO・NGO コミュニティ参画	対話と協働を通じ、より良い社会づくりに貢献します	KDDI財団を通じた活動 NPOなどと協働した取り組み	随時 随時	世界各地における社会貢献活動 先進的な取り組みへの参画	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの社会課題やニーズの把握
行政機関／業界団体 外部イニシアティブへの参画	法令を守り、健全な関係を保ちます	協議会などへの参加 イニシアティブへの参画	随時 随時	情報収集および意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 各種ガイドラインや規制緩和への提言
従業員・家族 労働慣行	すべての従業員が働きがいを持てる、活力のある企業であり続けます	従業員意識調査(社員エンゲージメントサーベイ) ワークツアー 経営層と従業員の意見交換 KDDIスポーツフェスティバル(労働組合との共催)	年数回 年12回 年10回 年十数回 年1回	会社や仕事に対する自発的な貢献意欲に関する調査 社長と従業員とのダイレクトコミュニケーション ボーディングメンバーと従業員とのダイレクトコミュニケーション 労使間の課題について協議・相互理解 家族も含めたKDDIグループ社員同士および経営層との交流による一体感醸成	<ul style="list-style-type: none"> 全社組織風土の状況分析と各所属での取り組み課題抽出 人権の尊重
お取引先(サプライヤー) サプライチェーン	相互の信頼に基づくパートナーシップを構築し、公平公正な取引を通じて、適正な事業活動を行います	アンケート調査および意見交換会	年1回	CSR調達方針の共有	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンを通じたCSR調達の推進

(出所) KDDI 株式会社「サステナビリティレポート 2020」

実例2 株式会社小松製作所

ステークホルダーとの対話

①対応方針

さまざまな機会で双方向の対話を実施

コマツの経営や事業が社会の要請に沿っているかを確認するためには、ステークホルダーの皆さまとの対話が不可欠です。ステークホルダーの皆さまとの窓口に当たる各部門が、さまざまな機会をとらえて、会社の置かれた状況を説明するとともに、皆さまの声に耳を傾け、双方向の対話を実施しています。

②1) 対象	②3) 手段	②4) 頻度
対象	内容	会議・活動等の事例
お客様	お客様の理想実現・使命遂行のための協業 社会や地域の課題解決の協業、地域活動への共同参画	> ブランドマネジメント活動 > みどり会での各種会合
協力企業	社長による業績や方針・戦略の説明 安全パトロールや認証取得支援等の機会提供	年3回
販売代理店	社長による業績や方針・戦略の説明	世界各地域の代理店会議
社員	社長による業績や方針に対する説明 労働組合や社員代表を通じた職場環境改善に向けた対話	年2回 > 社員ミーティング ネットを通じた質疑内容の共有 随時
地域社会	事業・環境・安全への取り組み等についての説明 社員からの提案に基づいた地域社会の課題解決活動	随時
産学連携パートナー	最高技術責任者（CTO）などと大学教授との意見交換	工場と地域代表者との会合 日常的
投資家	社長・最高財務責任者（CFO）などによる業績や方針・戦略の説明 質問状やSRI調査等への対応	隔年 > IRミーティング 日本：日常的 米国・欧州：年1回
個人株主	社長・最高財務責任者（CFO）などによる業績や方針・戦略の説明 工場見学や事業説明など	日常的 国内で年2回程度 > SRI調査 > 株主説明会 国内で年2回程度

(出所) 株式会社小松製作所「ESG データブック 2020」

実例3 本田技研工業株式会社

ステークホルダーエンゲージメント

①対応方針

基本的な考え方

Honda が社会から「存在を期待される企業」となるためには、コミュニケーション・サイクルを実践していくことが必要です。それは、① Honda がどのような価値を社会に提供しようとしているのかを適宜・的確に伝え、②多様なステークホルダーの Honda に対する要請や期待を把握・理解し、③具体的な施策に落とし込み、④その評価を受ける、という仕組みです。

とりわけ近年は、事業の規模拡大やグローバル化に加え、IT の急速な普及によって、企業活動が社会に及ぼす、また社会が企業に及ぼす影響の大きさや範囲が広がっており、そのスピードも加速しています。そんななか、「ステークホルダーとの対話」は、Honda の取り組みに対するより正しい理解につながるとともに、社会環境の変化やリスクを把握できる有益な手段でもあると考えています。

こうした認識のもと、Honda はグローバルで、さまざまな機会を通じて対話を実施しています。この対話は、Honda のステークホルダーのなかでも、右図の主要なステークホルダー（Honda の事業活動により影響を受ける、もしくはその行動が事業活動に影響を与えるもの）と、社内各部門との間で行っています。

		②1) 対象	②3) 手段	②4) 頻度	②2) 課題
ステークホルダー	主な対話方法	概要			
お客様	お客様満足度調査	サービスオペレーション向上のため、全世界において各販売店でアフターサービスを受けたお客様に対し、顧客満足度についての調査を実施しています。	毎年	対応するマテリアリティマトリックス項目 ブランドマネジメントの強化	窓口 顧客担当部門
	交通教育センターでのスクール・企業研修	安全運転普及のため、日本国内をはじめ、世界36カ国で二輪車・四輪車・高齢者講習などの交通安全研修を行っています。	通年	交通事故死者数の大削減	安全運転普及担当部門
株主・投資家	決算説明会	決算概況、取り組みなどにつき、記者会見、電話会議を開催しています。得られたご意見、ご要望を参考に企業価値の最大化に取り組んでいます。	年4回		財務部門
	個別説明・カンファレンス参加	経営状況、生産、研究開発、事業戦略の説明、意見交換を実施しています。得られたご意見、ご要望を参考に企業価値の最大化に取り組んでいます。	通年		
サプライヤー	事業計画懇談会・事業状況共有会	中長期経営方針、事業計画、サステナビリティ案件（ESG／コンプライアンス・ガバナンス／リスクアセスメント）に関する情報を共有します。	毎年	製品品質の向上 サプライチェーン全体へのサステナビリティ活動の展開	購買部門
	サプライヤーへの第三者監査の実施	購買用ガイドライン（⇒ p.141）に基づきコンプライアンス違反等の未然防止、環境負荷低減実現のため、主要サプライヤーへの第三者監査を実施します。	毎年	サプライチェーン全体へのサステナビリティ活動の展開 ガバナンスの強化	
経済団体・業界団体	業界団体活動への参画	業界活動を通じて社会の期待・要請を把握し、持続可能な事業環境を整え社会に貢献すべく、各種会議体に参画しています。	通年		渉外部門
国際機関・NGO	森林保全活動（秩父・富士山）	「豊かな水を育む森を次世代へ」をコンセプトに、全国7ヵ所の水源の森で保全活動を行っています。	年2回	水資源の保全	社会貢献推進部門
	国際イニシアチブへの参画	持続可能な社会の実現に向けた、期待・要請の把握と貢献をめざし、各種会議体に参画しています。	通年		サステナビリティ企画部門
地域社会	ビーチクリーン活動	「素足で歩ける砂浜を次世代へ」をコンセプトに、全国各地の砂浜で清掃活動を行っています。	年30回程度	生物多様性の保全	社会貢献推進部門
従業員	意識調査	より働きやすい職場環境づくりのため、従業員の意識調査や活性度測定を行っています。	意識調査：3年ごと 活性度測定：毎年	多様性の拡大と人材の育成	人事部門

(出所) 本田技研工業株式会社「Honda Sustainability Report 2020」

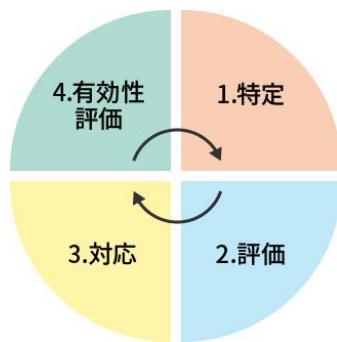
4. リスクマネジメント

- ✓ 重要な環境課題への対応に良好な実績を残していても、事業環境が大きく変化すれば、過去の実績は必ずしも潜在的なリスクに対する管理能力の高さを示す指標になりません。潜在的な環境課題に対するリスク管理能力の存在を伝えるために、リスクマネジメント体制が有効に機能することを示す必要があります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版では、リスクマネジメントを記載事項に指定していますが、この場合のリスクは事業上のリスク一般ではなく、重要な環境課題に関連するリスクに限定されており、主として、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の著しい変化が発生原因になっています。

リスクマネジメントの意義

- ✓ リスクマネジメントは、重要な環境課題に関連する主なリスクを特定し、それを評価して、適切に対応するためのシステムティックな組織行動です。
- ✓ 重要な環境課題の影響をできるだけ排除するためには、リスクの段階で早期に対応し、重要な環境課題に至ることを阻止するか、または、リスク回避できなくても、その将来的な影響を軽減しておくことが重要です。それによって、事業者の戦略は達成される可能性が高くなり、事業活動も不要なトラブルを回避して円滑に進められるようになります。また、それが持続可能な社会の実現に貢献する近道でもあり、結果的に事業者の持続的発展を支えます。これがリスクマネジメントの役割です。
- ✓ リスクマネジメントは、適切に機能していれば、事業者が不測の事態に陥る確率を受容可能なレベルまで低減するシステムティックな組織行動であり、そのように機能しないのであればリスクマネジメントではなくなります。
- ✓ リスクマネジメントでもっとも重要なステップは定期的な有効性評価です。リスクマネジメント体制を定められた手順で運用しても望ましい結果が得られないのであれば、リスクマネジメント体制に問題が生じている可能性があり、そのまま放置すればリスクマネジメントの実効性は失われます。この状態を是正するための点検プロセスが有効性評価です。有効性評価でリスクマネジメント体制に重大な欠陥や脆弱性が発見された場合、それらを早急に矯正して、当初の機能を回復しなければなりません。なお、リスクマネジメントの有効性評価を実施する前提として、特定するリスクの定期的な見直しも必要です。
- ✓ 例えば、リスクマネジメント体制を定められた手順通りに運用しているにもかかわらず、正当な理由なしに、環境パフォーマンスが経年的に改善されないような場合は、そのリスクマネジメント体制に有効性があるか否かを早急に評価すべきです。形骸化したリスクマネジメントでは長期的な持続的成長を望めません。

図表 1 リスクマネジメント・プロセス



- ✓ BCP（事業継続計画）やBCM（事業継続マネジメント）もリスクマネジメントに含まれますが、それらは必ずしも重要な環境課題に関連するリスクを扱うとは限りません。そのため、環境報告ガイドライン2018年版に従ってリスクマネジメント情報を開示する場合、BCPやBCMの説明だけでは十分でない場合があります。
- ✓ リスクマネジメントは、リスクの特定・評価・対応・有効性評価に関する行動体系としてPDCAサイクルを構成しており、事業者が環境デューディリジェンス¹²を行う上で中心的なステップを担っています。また、その方法に関して参考にできるガイドライン等には、ISO31000¹³やCOSO-ERM¹⁴があります。

リスクマネジメント情報の必要性

- ✓ 環境報告は事業者による重要な環境課題のマネジメントの実態をステークホルダーに報告する行為ですが、持続可能な社会への移行が進むにつれて、リスクマネジメントは重要な環境課題のマネジメントに不可欠なステップになりつつあり、その状況に関する情報開示も環境報告の役割に含まれるようになっています。
- ✓ そのため、環境報告を行う事業者がリスクマネジメントを実施しているのであれば、リスクマネジメントの仕組み・手順と有効性評価に関する情報は、必ず開示が求められることになります。
- ✓ また、近年、企業に環境デューディリジェンスを義務付けようとする動きが国際的に広がっており、取引関係を通じて、環境デューディリジェンスを義務付けられた海外企業のサプライチェーンに組み入れられるケースでは、たとえ規模の小さい事業者であっても、リスクマネジメント体制の構築・運用を取引条件に含められることがあります。その傾向は年々強くなってきており、リスクマネジメント情報の開示は取引を円滑に進める上で必要な取組になりつつあります。

¹² 事業活動が環境に及ぼす重大な影響（潜在的な影響を含む）を特定、回避、緩和し、その影響に対して事業者がどのように対処しているかを報告するプロセスのこと。

¹³ 2009年に第1版が発行されたリスクマネジメントの国際規格。現在は第2版（ISO 31000:2018）。

¹⁴ 2004年に米国COSO（The Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission）が策定した全社的リスクマネジメントの行動枠組み。現在は改訂版（2017年公表）。

- ✓ TCFD の最終報告書¹⁵でもリスクマネジメント情報の開示が求められています。

報告事項

- リスクの特定、評価および対応方法 … ①

- ✓ リスクの特定、評価および対応方法では、事業者が重要な環境課題に関連するリスクをどのように特定、評価し、そのリスクに対してどのように対応しているかを説明します。その際、リスクマネジメントの有効性評価をどのように行っているかについても説明することが望まれます。

【特定プロセス】

- ✓ リスクの特定プロセスでは、事業者の営業活動や提供する製品・サービスに関連する直接的なリスクだけでなく、サプライチェーンでの取引関係から間接的に生じるリスクや製品の目的外使用による環境汚染も視野に入れて、事業のバリューチェーン全体を点検範囲に含めなければなりません。
- ✓ また、リスクは既に存在するものだけでなく、現在の事業活動が原因となって将来的に発現するものもあるため、現在だけでなく、短・中・長期の将来期間も点検対象に設定して、それぞれの期間で重大なリスクの有無を点検します。

【評価プロセス】

- ✓ 特定したリスクを評価するプロセスでは、リスクを分析して、発生確率（発生の頻度）と重大性（影響の深刻さ）をできる限り定量的に見積もり、短・中・長期の期間別に取り組むべき優先順位を決定します。

【対応プロセス】

- ✓ リスクへの対応プロセスでは、特定・評価されたリスクを回避、軽減、共有、転嫁するために、もっとも有効な方法を検討します。この場合、共有とは他の事業者等と協働してリスクを分散する行為であり、転嫁はリスクが顕在化した時の想定される損失に保険をかける等の補填行為を指しています。また、リスクの発生確率が著しく低い場合や重大性がそれほど高くない場合は、リスクを受容して何もしないことも選択肢の1つです。

【有効性評価プロセス】

- ✓ 取締役会は、経営層が決定し対応しているリスクマネジメントについて監督し、その有効性をレビューする責務があります。そのため、リスクマネジメントの有効性評価は取締役会の業務です。
- ✓ 有効性評価の方法を説明する際は、有効性を評価するのに必要な情報の入手方法、有効性の判断手順、有効性に問題があると判断された場合の矯正手順、矯正結果に言及することが望されます。

¹⁵ TCFD (G20 の要請を受けて金融安定理事会 (FSB) が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース) が 2017 年 6 月に公表した最終報告書。財務報告において気候関連情報を開示する場合の枠組みを提供しています。

開示例 A

- ・リスクマネジメントはCSR委員会の所管であり、そこで定期的に重要な環境課題に関連するリスクの特定・評価を実施して、対応策を決定しています。
- ・サプライチェーンのリスクに関しては、1次サプライヤーの状況調査が進行中で、今後さらに調査範囲を拡大する予定です。
- ・リスクマネジメントの有効性評価は取締役会の責任で毎年実施しています。

開示例B

1. リスクマネジメントの方法

(1) リスクの特定

CSR委員会ではリスクマネジメント委員会を設置して、環境、CSR、調達、製品開発、営業、リスクマネジメント等の関係部門責任者により、半期に1回、重要な環境課題に関連するリスクの特定作業を行っています。各関係部門では、日常的な業務で発見されたリスクを逐次リストアップしており、それを業務別、バリューチェーンのステップ別に整理して、特定作業の原データとしています。

(2) リスクの評価

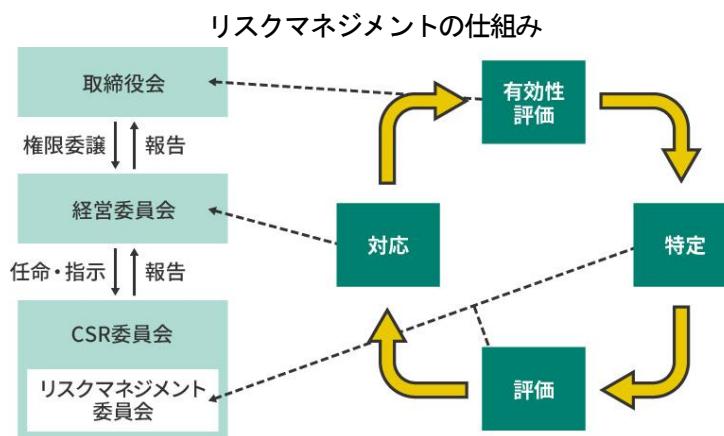
次に、特定されたリスクを分析して、発生確率と重大な環境課題への影響度を可能な限り定量的に評価します。定量的な評価が困難なリスクについては、関係部門責任者による協議で他のリスクとの相対的な位置関係を決定し、それらを含む全てのリスクについて、短・中・長期のタイムフレーム別に、対応すべき優先順位付けを行っています。

(3) リスクへの対応

まず、優先順位が高く、短期的に取り組むべきリスクについて、対応策を決定しています。リスクの性質に応じて、回避、軽減、転嫁、受容等の手段を適宜使い分けています。その後、中長期のリスクも同様に処理しています。

(4) リスクマネジメントの有効性評価

リスクマネジメントの最終的な責任は取締役会にありますので、CSR委員会でのリスクマネジメント・アプローチは経営委員会経由で取締役会に報告され、承認を受けています。取締役会では、重要な環境課題のマネジメントに関する実績評価指標の分析を通じて、リスクマネジメントの有効性評価を行っており、有効性に欠陥や脆弱性が発見された場合は、CSR委員会との協議により、リスクマネジメントの方法を見直しています。



□ 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け … ②

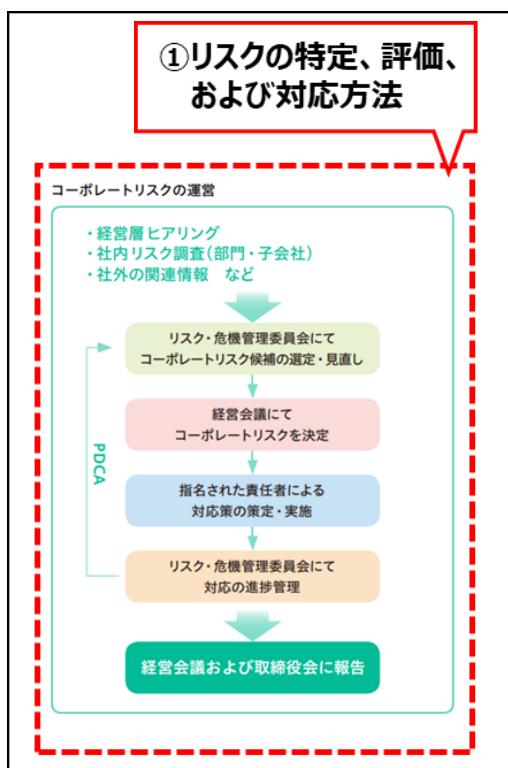
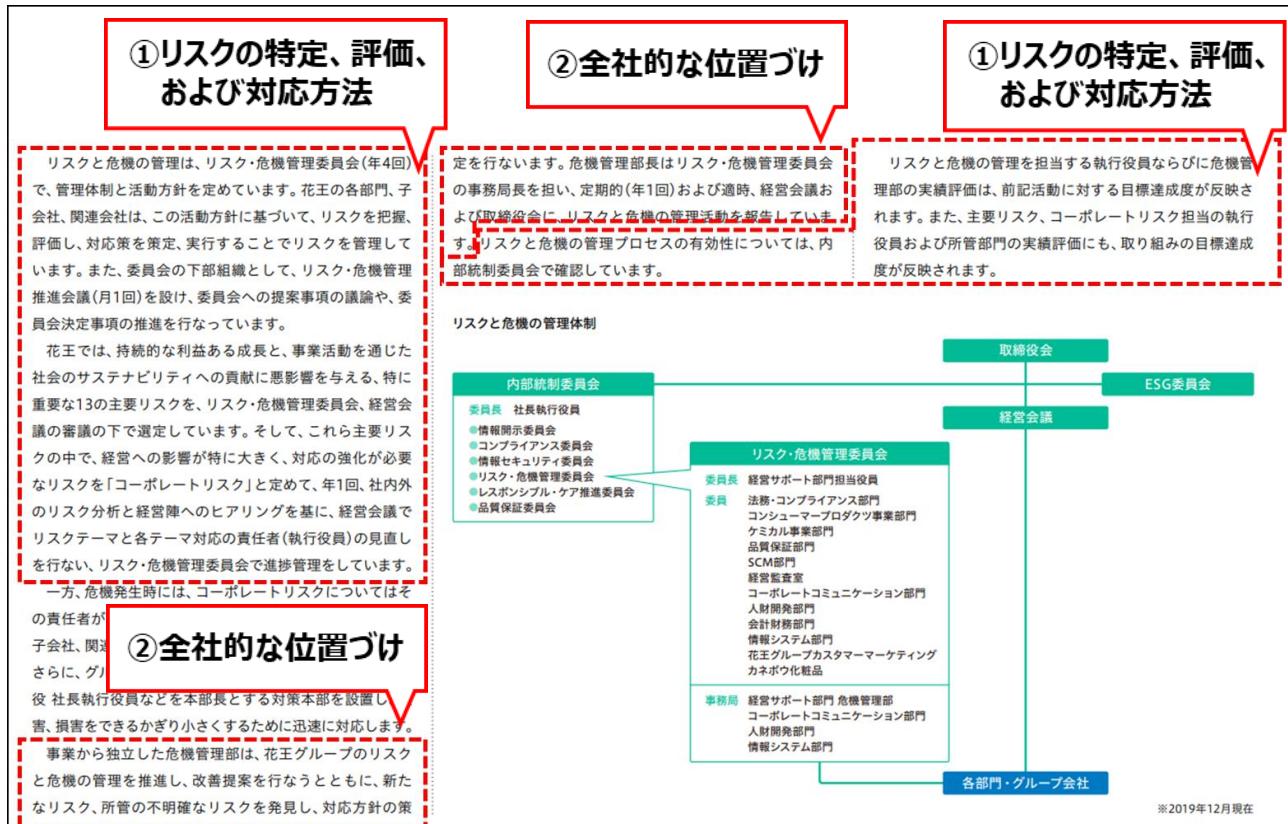
- ✓ 全社的なリスクマネジメントにおける位置付けでは、重要な環境課題に関するリスクの特定、評価及び対応方法が全社的なリスクマネジメントの中にどのように組み込まれているかを説明します。

開示例

- 重要な環境課題のリスクマネジメントは、社長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会の所管ですが、取締役会が実行責任を負う全社的なリスクマネジメントの一環として構成されており、リスクマネジメント委員会からは取締役会に定期的に報告して、その監督を受けています。

参考になる実例

実例1 花王株式会社



(出所) 花王株式会社「花王サステナビリティデータブック 2020」

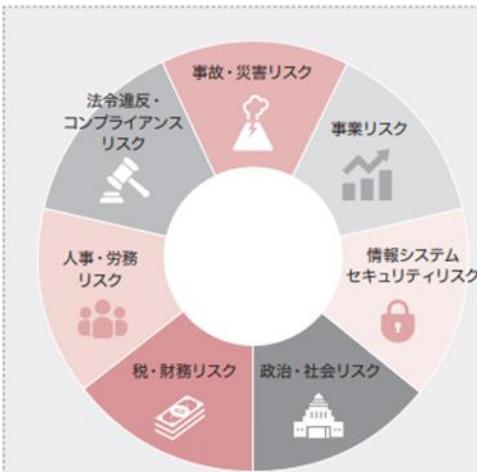
実例2 住友化学株式会社

**①リスクの特定、評価、
および対応方法**

グループ横断的なリスク評価と対策の推進

内部統制委員会を中心とする主な施策として、毎年度、当社および国内外のグループ会社のうち主要な約120の組織が事業目的の達成を阻害するおそれのあるさまざまなリスクについて発生可能性と影響度を評価し、内部統制・監査部がその結果を集約してグループ全体のリスクマップを作成しています。そして、このリスクマップに基づき、内部統制委員会にてグループ全体での取り組みが必要な重要リスクを特定します。その上で、重要リスクごとに定めた当社のリスク主管組織がグループ全体の対応計画を策定し、これに従ってグループの各組織が対策を進めます。さらに当委員会は、定期的に対策の進捗状況の報告を受け必要な指示を行っています。

■ リスクマネジメントの対象リスク



A circular diagram divided into seven segments, each representing a risk category:

- Top segment: 事故・災害リスク (Accident and Disaster Risk) with a bomb icon.
- Top-right segment: 事業リスク (Business Risk) with a bar chart icon.
- Right segment: 情報システムセキュリティリスク (Information System Security Risk) with a padlock icon.
- Bottom-right segment: 政治・社会リスク (Political and Social Risk) with a building icon.
- Bottom segment: 税・財務リスク (Tax and Financial Risk) with a stack of money icon.
- Bottom-left segment: 人事・労務リスク (Human Resources and Labor Risk) with a group of people icon.
- Left segment: 法令違反・コンプライアンスリスク (Legal Violation and Compliance Risk) with a gavel icon.

● 当社グループが事業目的の達成を阻害するおそれのあるさまざまなリスクを網羅的にマネジメントするため、当社のリスク主管組織が協力してリスク項目の一覧表を作成している。

● 各リスク項目は、円グラフで示している7つの領域に整理してまとめられており、事業活動に伴うリスク(価格変動、技術革新など)からESGに係るリスク(CO₂問題対応、人権問題など)まで幅広く網羅している。

● また、当社グループの事業活動や社会情勢などの変化に応じて、毎年度、必要な見直しを行っている。

● 当社グループの各組織はこのリスク項目の一覧表を用いて、毎年度、自組織におけるリスクを評価し、自らの業務遂行上の重要リスクに対して対策を推進している。

事業等のリスクに関して

 https://www.sumitomo-chem.co.jp/ir/policy/risk_factors/ 

リスクマネジメントの体制

②全社的な位置づけ

住友化学では、当社グループの各組織がその本来業務の一部として、自らの業務遂行上のリスクを適切に管理するためにさまざまな対策を講じるとともに、各組織の取り組みを支援し、その徹底を図るため、グループ全体に係わるリスク管理に関する方針の立案や、リスク情報の収集、グループ内への周知徹底などの諸施策について、「内部統制委員会」で審議しています。

また、国内外のグループ会社を含めた経営戦略や、設備投資・投融資をはじめとした経営上の重要事項(P33参照)に関しては、「経営会議」にて機会とリスクの双方の観点も含めて、都度、審議しています。なお、内部統制委員会の実施状況および経営会議で審議した案件のうち重要なものについては、都度、取締役会に報告および答申しています。

①リスクの特定、評価、および対応方法

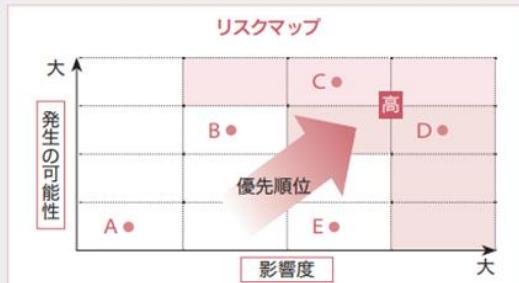
①リスクの特定、評価、および対応方法

■ リスクの評価と対策の推進

社内各部署・グループ会社が作成したリスクマップ
組織ごとに自らの業務遂行上の重要リスクを特定し、対策を進める

集約

グループ全体のリスクマップ
内部統制委員会にてグループ全体での取り組みが必要な重要リスクを特定し、グループ横断的に対策を進める



(出所) 住友化学株式会社「サステナビリティデータブック 2020」

実例3 リコーリース株式会社

リスクマネジメント

リスクマネジメントの考え方

不確実性が増す昨今、企業には事業活動に重大な影響を及ぼすリスクに対処するための体制整備が求められています。当社グループは社会的責任の重さを自覚し、損失の危機管理を網羅的・統括的に行うためにリスクマネジメント委員会を設置しています。

また、損失を未然に防止するためにリスクマネジメント規程を定め、万一損失が発生した場合の被害(損害)を極小化するための初期対応に関する手順を定めています。

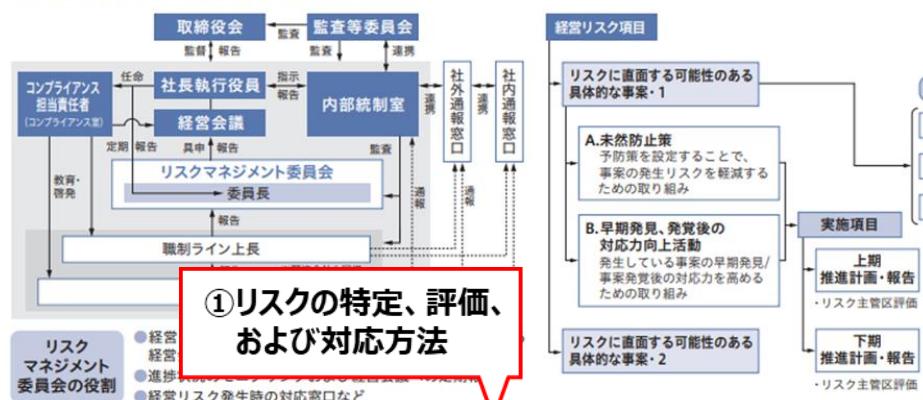
②全社的な位置づけ

リスクマネジメント体制の強化

リスクマネジメント委員会では、地震等の自然災害やハラスメントなどの人権問題、環境への影響、情報セキュリティ、品質問題など、重大リスクの未然防止および発生時の初期対応に関する手順を定めるとともに、体制の整備および未然防止策の推進を図っています。

また、事業特性上のリスクに対しては、社内規程に基づき社長執行役員の諮問機関として審査委員会とALM委員会を設置し、それぞれ総合的に分析・検討し、リスク管理を徹底しています。

リスクマネジメント・コンプライアンス推進体制図



経営リスクの見直し

事業活動に重大な影響を及ぼすリスクが増大・複雑化する中、定期的にリスクの見直しを行っています。2018年度に人や社会への影響、被害金額が大きいと考えられるリスクを会社・経営リスク、それ以外を部門リスクと定義し、10項目の会社・経営リスクを特定しましたが、2019年度にパンデミックと保険リスクを特定し、12項目としました。

評価はリスクごとに評価者を選任し、取り組みの評価のみならず、計画の妥当性や進捗状況の評価・是正を行うプロセスを導入し、活動をスパイラルアップさせる仕組みとしています。

特定した会社・経営リスク

リスク	定義
1 大規模な災害 (地震・火災・風水害等)	大規模な災害、事件、事故によりリコーリースグループの経営に著しい影響を与えるリスク
2 戦略・経営判断 (戦略投資 - M&A、新規事業参入、事業再編)	M & A や新規事業参入の戦略投資や事業再編の経営判断において、投資効果が得られないために会社に損失を与えるリスク
3 不適切な会計処理	意図的な不正会計・勘定計算、または意図的でない会計処理のミス・不実施により、会社に損失(経済的・企業イメージ毀損等)を与えるリスク
4 雇用関連 コンプライアンス	雇用内部人材の労働問題に適切に対応せず、または外部人材の不適切な取扱いにより、経営に損失をもたらす、または資金の使用を管理するリスク
5 ハラスメント問題、人権問題	ハラスメント問題や人権問題が発生し、適切に対応されずに、社会的問題に拡大するリスク
6 事業活動における 地球環境汚染や温帯化への問題が発生することにより、環境負荷增大	地球環境汚染や温帯化への問題が発生することにより、経営に損失を与えるリスク
7 情報セキュリティ 問題	サイバーアクセスによる重要情報の漏洩や改ざん等により、経営に損害(経済的・企業イメージの毀損等)を与えるリスク
8 システム障害による 業務停止	システム長時間停止やシステムの誤作動による業務停止により、経営に損害を与えるリスク
9 取引先信用問題	不適切な物件、空リース、詐欺など取引先による非倫理的不正により、経営に損失を与える、または社会的信用を失墜するリスク
10 重要な品質問題	提供する質販業、金融サービスに重要な品質問題が発生するリスク
11 保険事故による コスト負担	自然災害等による動産保険料増大によりコスト負担が経営に与えるリスク
12 感染症 (パンデミック)	疫病の感染拡大により事業継続・業務継続が正常におこなえず経営に与えるリスク



(出所) リコーリース株式会社「リコーリース統合報告書 2020」

5. ビジネスマodel

- ✓ 業種や業態、事業規模、事業を営む国・地域等によって事業活動が環境に及ぼす影響の種類や大きさが異なります。このため、ビジネスモデルを説明することで、事業者固有の環境課題と付帯するリスク・機会が明確になり、情報の利用者は重要な環境課題への対応状況を理解しやすくなります。

ビジネスモデルの意義

- ✓ ビジネスマodelとは、事業者が、独自の差別化要因を事業上の競争力にして、長期間にわたって製品やサービスの販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みのこと指しています。
- ✓ それは、事業者が、どのような事業活動を、どのような目的で、どのように行い、そこからどんな成果及び影響を得ているのかという、事業の全体像を示す情報であり、それを簡潔に図式化したものがビジネスモデルです。
- ✓ ビジネスマodelがどのようなものかについては、これまで様々な実務や考え方¹⁶がありました。しかし、近年では、国際統合報告理事会（IIRC）の国際統合フレームワークが示しているように、その仕組みを、「投入資源（inputs）」¹⁷、「事業活動（business activities）」、「産出物（outputs）」、「成果及び影響（outcomes）」の一体的なシステムとして表現することが多くなっています。このシステムは、事業を営むために事業者が採用した一連の行動体系であり、事業者が固有の事業活動によって投入資源から産出物を生産し、その財務的な成果及び影響が自らの持続的成長を支えると共に、社会的にも一定の成果及び影響を産み出す、協創的な仕組みとして理解されています。
- ✓ 英国では、2013年から上場会社に対してビジネスモデルの開示を義務付けており、EU全体でも、2017年から上場会社に同様の義務を課しています。また、国際統合報告理事会（IIRC）の国際統合報告フレームワークでは、ビジネスモデルを統合報告の基本的な8構成要素（content elements）に含めています。

ビジネスモデル情報の必要性

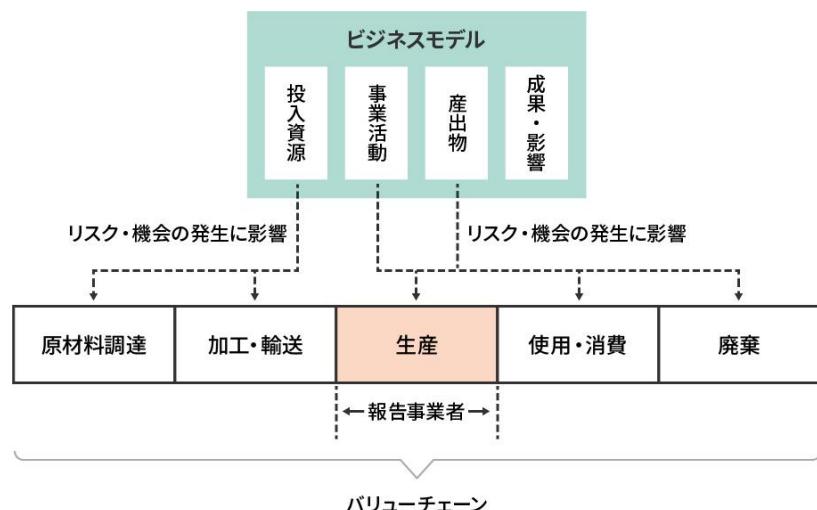
- ✓ 環境報告にビジネスモデル情報が必要な理由は、事業者とステークホルダーの双方にとって、重要な環境課題に付帯するリスクや機会の所在を把握・理解する上で、有力な支援情報となるからです。
- ✓ 環境報告は、事業者が持続可能な社会へ適応する中で重要な環境課題にどう対応するのかをステークホルダーに伝えることが役割ですが、そこにはビジネスモデルが密接に関係しています。ビジネスモデルが描写する事業者の価値創造プロセスには固有のリスクがあり、それが重要な環境課題の発生に関連する場合は少なくありません。

¹⁶ Financial Reporting Council, Business model reporting, October 2016, p.20.

¹⁷ IIRC の国際統合報告フレームワークが示す「価値創造プロセス」では、「資本」と表現されています。

- ✓ 例えば、化石燃料をエネルギー源とする事業活動が主体であるビジネスモデルでは、持続可能な社会への移行につれて化石燃料の利用が制約を受ける可能性があり、そのままでは円滑に事業活動を進められなくなるおそれがあります。また、ビジネスモデルの投入資源となる原材料が、その生産に大量のエネルギーを必要としたり、希少な生態系サービスを利用したりする等、環境負荷の大きい場合は、それがビジネスモデル固有のリスクとなる可能性があります。
- ✓ その一方で、収益力のある環境配慮製品を豊富に生み出すビジネスモデルの場合や、バリューチェーン全体で重要な環境課題が発生するリスクの低いビジネスモデルの場合は、持続可能な社会への移行によって新たな収益機会がもたらされることも多いと考えられます。
- ✓ ビジネスモデルは価値創造プロセスに固有のリスクをバリューチェーン全体で識別することを容易にするので、事業者にとっては重要な環境課題の特定が適切に行われたことを客観的に示す根拠として、また、ステークホルダーにとっては重要な環境課題の特定結果を正しく評価するための有効なツールとして、それぞれ環境報告の有用性を高めるのに貢献します。

図表 1 ビジネスモデル固有のリスク・機会とバリューチェーンの関係（イメージ）



報告事項

□ 事業者のビジネスモデル

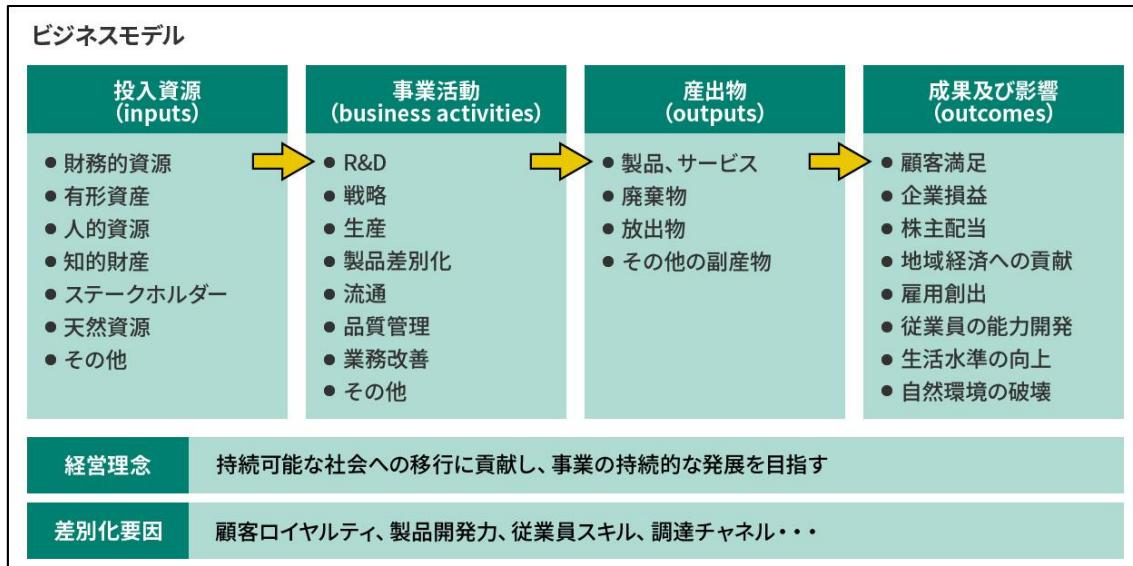
- ✓ ビジネスモデルの報告にあたっては、ビジネスモデルを 1) 投入資源、2) 事業活動、3) 産出物、4) 成果及び影響の各要素から構成し、それらが短・中・長期のいずれの期間においても有効に機能する価値創造システムとして統合的に一体化していること、さらに、持続的に価値を産み出すメカニズムになっていることを説明します。その際に図式化する等の視覚的にわかりやすい方法で説明することが重要です。
- ✓ 事業者がビジネスモデルの異なる複数の事業を営んでおり、その全体についてビジネスモデルを作成するのが困難な場合は、それらの中から主な事業または製品・サービスをひとつ選び、そのビジネスモデルを説明します。

- ✓ 各構成要素を説明する際の留意点は次の通りです。

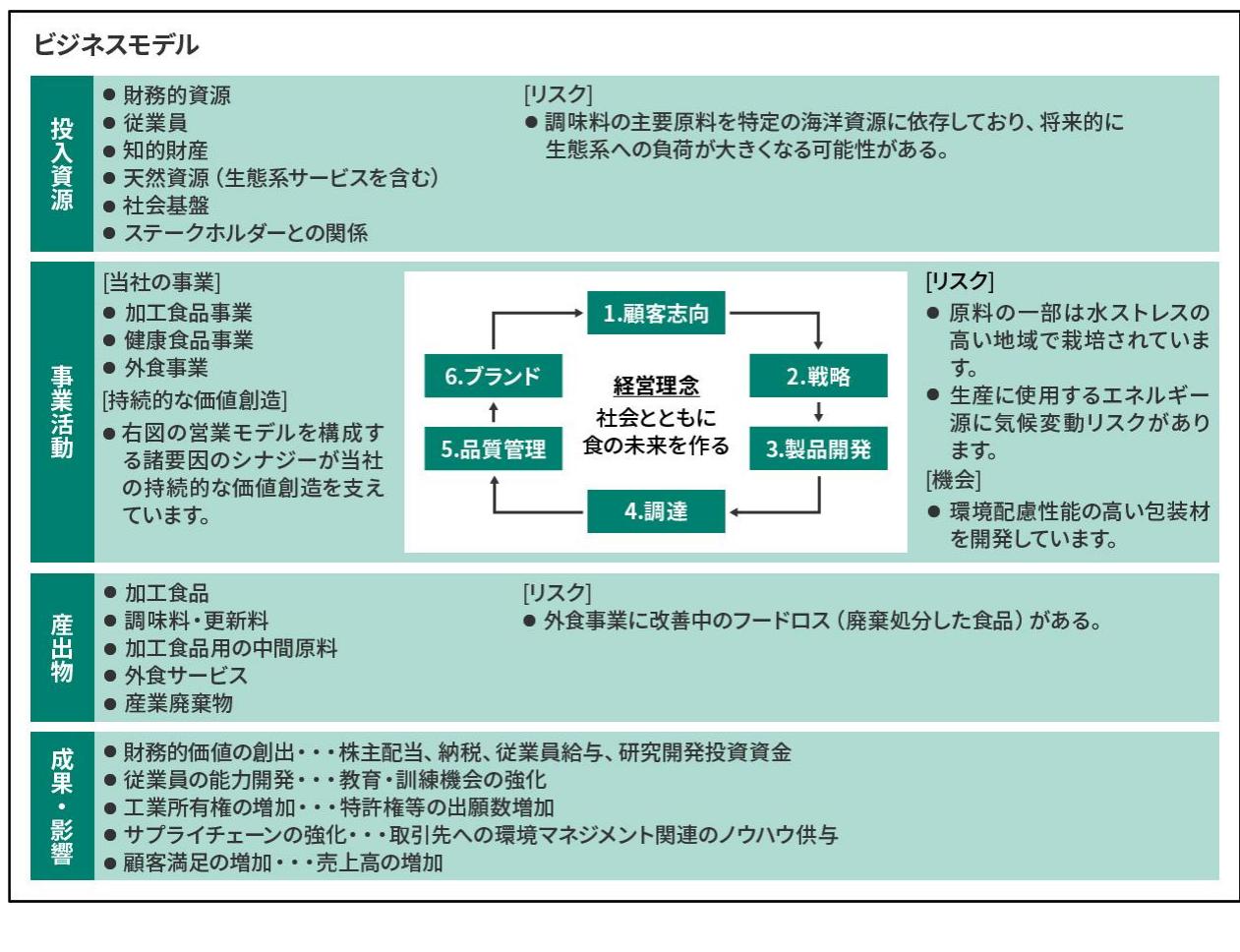
- ・投入資源…財務的資源、人的資源、天然資源、有形資産、無形資産（ブランド、技術、ノウハウ等）、社会基盤、社会（サプライヤー、株主、顧客、その他のステークホルダー）との関係等が含まれます。特に特定の投入資源に依存するビジネスモデルの場合は、その旨と依存の程度（可能な限り定量的に）についても言及します。また、投入資源に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、その旨を併記します。
- ・事業活動…投入資源を産出物に変換する活動であり、事業戦略、経営計画、製品開発、資材調達、マーケティング、販売、アフターサービス等の各プロセスによって財務的収益を産み出す構造を説明します。事業者がバリューチェーンや市場の中で担う役割を説明すると共に、販売する製品・サービスを市場の中で差別化する特殊な要因がある場合は、その要因と差別化のメカニズムについても説明します。事業活動に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、その旨を併記します。
- ・産出物…事業活動によって生産された主な製品・サービスについて説明します。事業活動から排出された廃棄物や大気・水系・土壤への排出物等の副産物がある場合は、それらも産出物に含めます。
- ・成果及び影響…事業活動と産出物が事業者とステークホルダー・社会に及ぼす有形・無形の影響について説明します。特に、産出物に含まれる廃棄物や排出物等の副産物の処理だけでなく、製品・サービスの使用・廃棄から重要な環境課題が発生したり、リスク・機会がもたらされたりする場合には、その旨と環境への影響度（可能な限り定量的に）について説明することが重要です。SDGsへの貢献（SDGsの目標・ターゲットを達成する事業者の取組）もここに含まれます。

- ✓ ビジネスマodelを説明する際に、他の報告事項、例えば戦略、バリューチェーンマネジメント、ステークホルダーエンゲージメントの状況、事業者の重要な環境課題との関連性が重要な場合には、その旨も記述します。

開示例 A

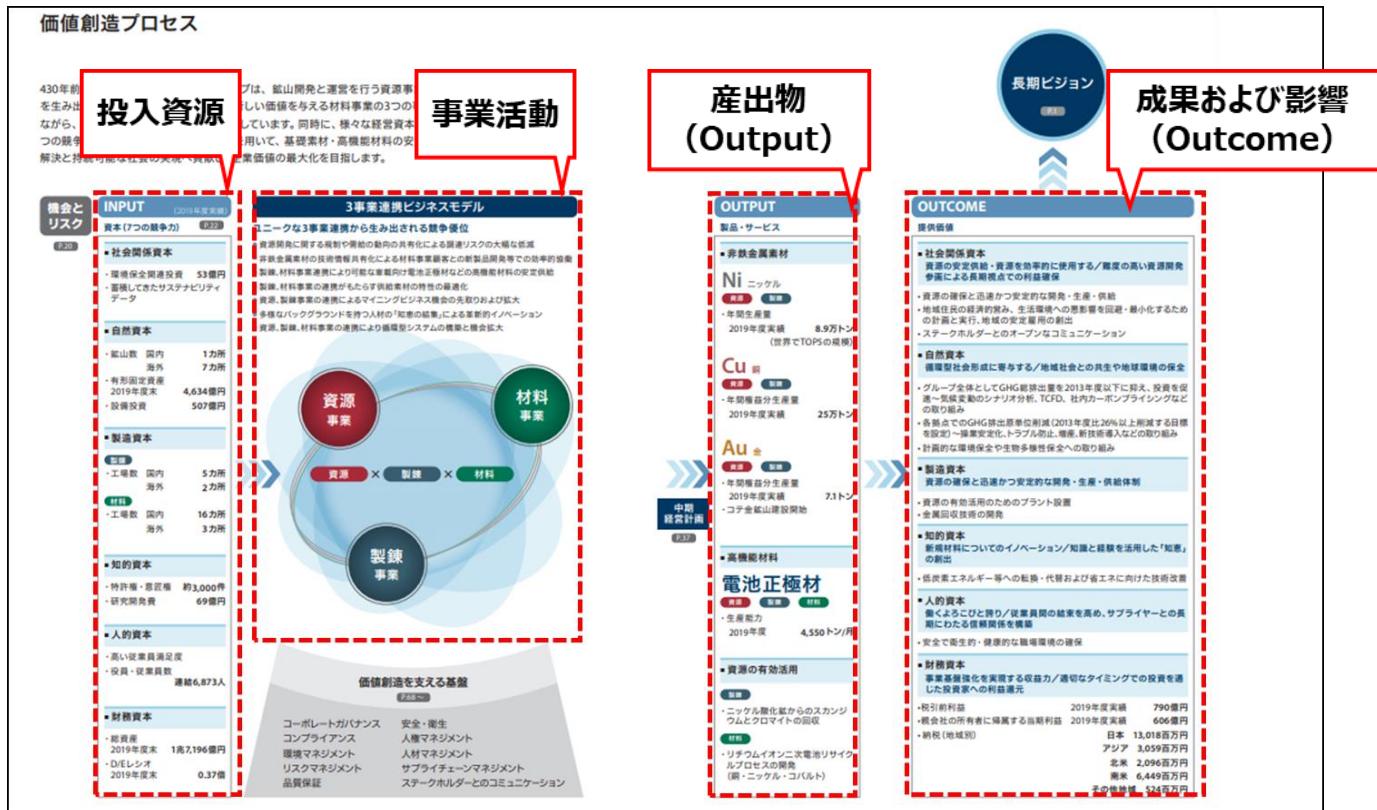


開示例 B



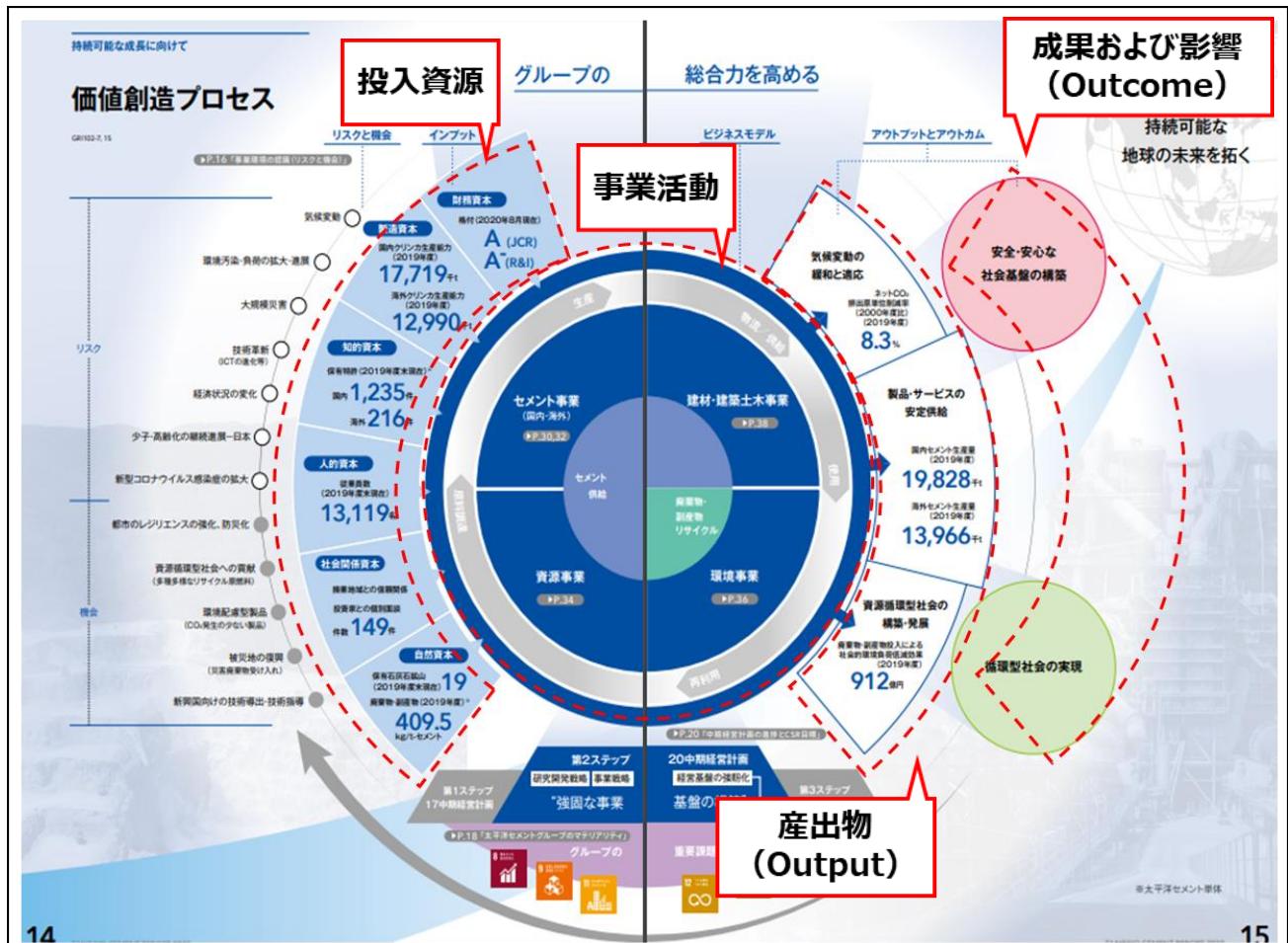
参考になる実例

実例1 住友金属鉱山株式会社



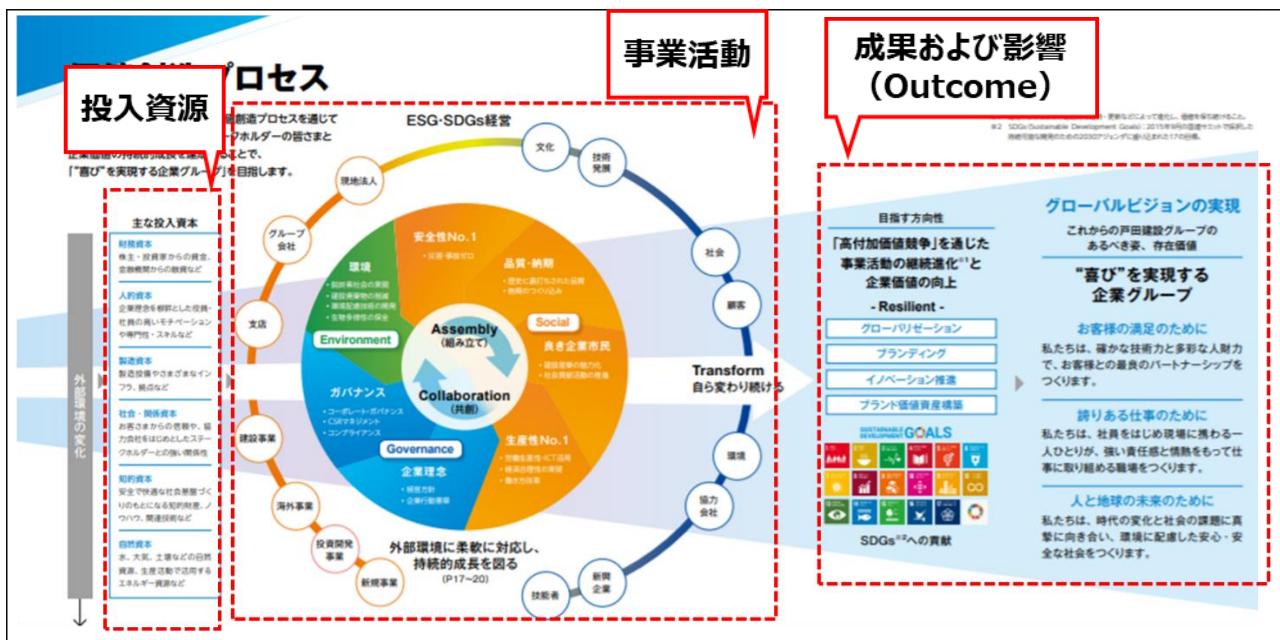
(出所) 住友金属鉱山株式会社「統合報告書 2020」

実例2 太平洋セメント株式会社



(出所) 太平洋セメント株式会社「太平洋セメントレポート 2020」

実例3 戸田建設株式会社



(出所) 戸田建設株式会社「コーポレートレポート 2020」

6. バリューチェーンマネジメント

- ✓ 気候変動、水資源、生物多様性等のように、重要な環境課題の特定に際して考慮する範囲（バウンダリー）がバリューチェーン全体に及ぶ場合には、その予防や対応に有効なバリューチェーンマネジメントの仕組みが必要です。バリューチェーンマネジメントの仕組みを有している事業者は、その運用状況等について説明します。

バリューチェーンマネジメントの意義

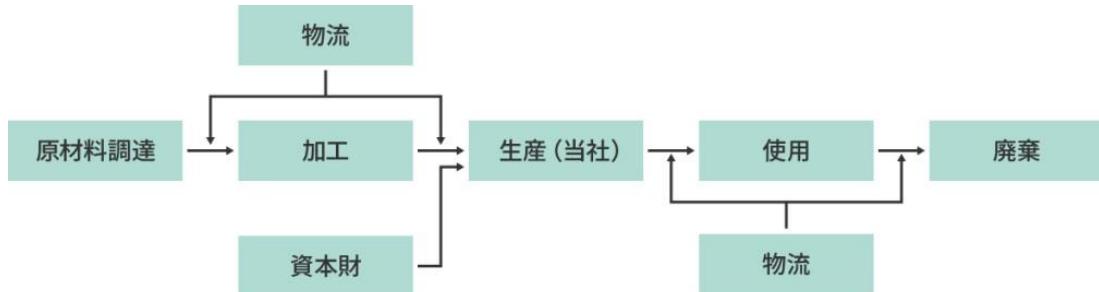
- ✓ 環境報告ガイドラインが環境報告の記載事項とするバリューチェーンマネジメントは、環境報告を行う事業者が、製品・サービスのバリューチェーン全体で重要な環境課題と付帯するリスクを識別し、それらに対応して環境負荷を削減・低減するため行う諸活動を意味しています。また、環境配慮製品・サービスの供給を通じて、バリューチェーン下流（川下）で環境負荷を削減・低減し、同時に事業者にとっては収益機会を産み出す活動も、このバリューチェーンマネジメントに含めます。
- ✓ バリューチェーン全体で重要な環境課題に対応する理由は、事業活動の直接的・間接的な環境への影響の中から、事業者が自らの判断に基づいて、重要性の高い課題を特定するものだからです。重要な環境課題には事業活動の間接的な影響、つまり事業者の取引関係を通じてバリューチェーンの川上または川下で発生する環境課題まで含まれることになります。しかし、従来型の環境マネジメントは、主として事業者の自社グループを中心に運用されるため、重要な環境課題の発生場所が事業者の自社グループを越えてバリューチェーン全体に拡散する状況には対応できません。環境マネジメントの適用範囲をバリューチェーン全体に拡大するために行われる様々な取組がバリューチェーンマネジメントです。
- ✓ バリューチェーンマネジメントとして一般的な実務は、川上向けのグリーン調達と川下向けの環境配慮製品・サービスの供給ですが、それ以外にもサプライヤーと協働で構築・運用する環境マネジメント体制（川上）、販売業者への指示や適切かつ低コストで実施し得る最終処分技術開発への支援等（川下）、製品・サービスの使用・消費段階における環境負荷を削減するための消費者向け広報活動（川下）等、様々な取組が開発されています。
- ✓ グリーン調達には、環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達する場合と、特にサプライヤーは限定しないが、環境負荷の少ない製品・サービスを選別して調達する場合が含まれます。

バリューチェーンマネジメント情報の必要性

- ✓ バリューチェーンを製品・サービスに価値を付与する諸活動の連鎖として見れば、バリューチェーンは、事業者の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流等を含む川上での活動と、得意先における販売・サービスや最終消費者による使用・消費といった川下での活動から構成されることになります。川上、川下のいずれにおいても、それぞれの活動はエネルギー・資源を消費し、放出物や廃棄物等を排出するため、環境負荷の発生源になっています。また、事業者が採用するビジネスモデルの種類によっては、バリューチェーン全体にわたってさらに多くの環境負荷を与える、重要な環境課題の発生を促すこともあります。もちろん、環境負

荷が相対的に少ないか、環境負荷の削減に貢献するビジネスモデルの場合は、事業者に収益機会をもたらすことがあります。

図表 1 バリューチェーンのネットワーク



- ✓ バリューチェーンは製品・サービスに価値を付加する経済主体（組織・個人）の連鎖として見ることもできます。その場合、バリューチェーンは、事業者以外に、川上のサプライヤー（原材料生産者、物流サービス提供業者、加工業者等）と川下の販売業者や最終消費者等から構成されますが、これらの経済主体はいずれも生産活動や消費活動を営んでおり、やはり環境負荷の発生と深く関わっています。
- ✓ こうした事業者の自社グループを越えたバリューチェーンで発生する重要な環境課題と付帯するリスク・機会は、バリューチェーンが膨大な活動や経済主体の連鎖で構成される複雑なネットワークであるために、それらを識別することが著しく困難になっているという問題を抱えています。識別できない環境課題やリスク・機会は適切にコントロールすることができないので、バリューチェーン川上・川下での環境負荷が事業者の自社グループで発生する環境負荷よりも大きくなってしまうケースは少なくありません。例えば、温室効果ガスのスコープ3排出量がスコープ1排出量とスコープ2排出量の合計よりも著しく大きくなるようなケースです。
- ✓ このようなバリューチェーンの特性を踏まえると、バリューチェーンマネジメント情報は膨大で複雑なネットワークの透明性を向上させて、識別できなかった（つまり、見えなかつた）重要な環境課題やリスク・機会をあぶり出し、そこで何が起こり、それに対して事業者がどのように対応しているのかを正しく理解する上で、きわめて有効な手段になることがわかります。事業者にとって、重要な環境課題についての環境マネジメントがバリューチェーン全体で適切に行われていることを点検する手段として、また、ステークホルダーにとっては、環境報告で伝えられる情報の信頼性を向上させる手段として、バリューチェーンマネジメント情報は環境報告に不可欠な情報要素になっています。
- ✓ 環境報告ガイドラインでは、バリューチェーンマネジメント情報として、事業者の構築したバリューチェーンマネジメント体制の運用状況についての説明を求めており、そのため3種類の情報を報告事項に指定しています。それらは、「バリューチェーンの概要」「グリーン調達の方針、目標・実績」「環境配慮製品・サービスの状況」です。
- ✓ バリューチェーンの概要は、環境報告の読者がバリューチェーン全体を見渡して事業の流れを理解するのを助け、バリューチェーン川上での中心的な取組であるグリーン調達に関する情報と川下に向けた取組である

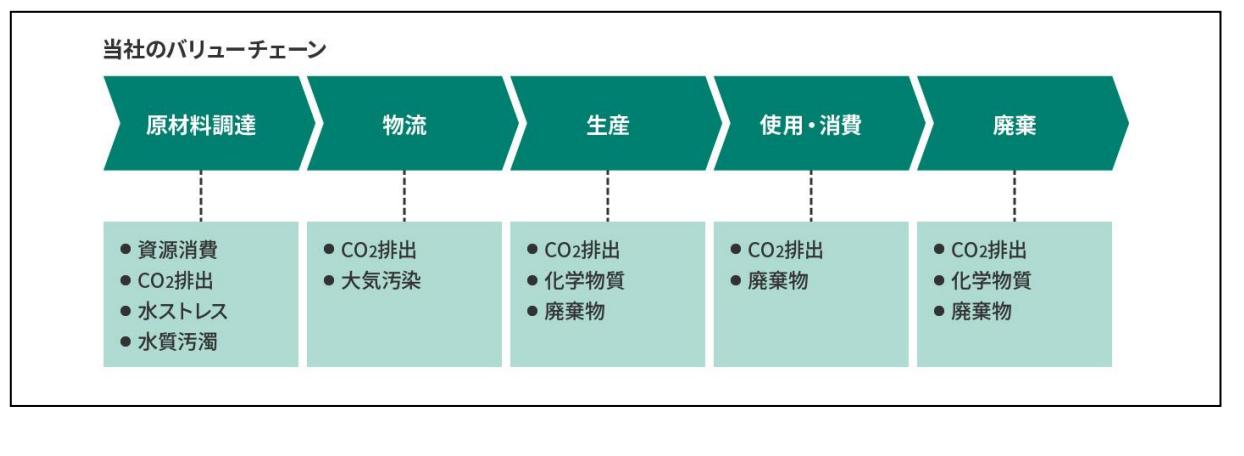
環境配慮製品・サービスの状況は、事業者がバリューチェーンの川上と川下でバリューチェーンマネジメント体制をどのように構築・運用しているのかを伝えるのに役立ちます。

報告事項

□ バリューチェーンの概要 … ①

- ✓ バリューチェーンの概要を伝える上で、バリューチェーンマップの作成が有効です。もちろん、記述的にバリューチェーンを説明することも可能ですが、膨大で複雑なネットワークから構成されるバリューチェーンの全体像を明らかにするためには、バリューチェーンマップのような視覚的な情報の方が読者に直感的な理解を促す点で優れています。バリューチェーンマップは、例えば、活動別や経済主体別に構成して図示する方法があります。
- ✓ バリューチェーンマップには、重要な環境課題、付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する取組内容等、事業者に固有の情報をバリューチェーンの段階別に付記することが望まれます。
- ✓ バリューチェーンマップを作成せずに、記述的な説明方法を採用する場合は、バリューチェーンの各段階と重要な環境課題や付帯するリスク・機会の発生場所が明確になるように説明します。
- ✓ 複数のバリューチェーンを有する事業者で、それら全てについての説明が困難な場合は、生産する製品・サービスから主なものをひとつ選び、そのバリューチェーンについて説明します。同じ製品・サービスであっても、季節や経済状況によってバリューチェーンが変化するような場合は、年間を通してもっとも頻繁に使われるバリューチェーンについて説明します。多様な業種から構成される複数の納入先があるような製品・サービスの場合は、最大の納入先のバリューチェーンについて説明します。

開示例A（活動別のバリューチェーンマップ）



開示例B（経済主体別のバリューチェーンマップ）

当社のバリューチェーン					
バリューチェーン	先の事業者	仕入先 (1次サプライヤー)	当社	製品発注元	最終消費者
重要な環境課題	● 生物多様性 ● 気候変動	● 気候変動	● 気候変動 ● 資源循環	● 気候変動 ● 資源循環	● 資源循環
リスク	● 資源消費 ● CO ₂ 排出 ● 水ストレス ● 水質汚濁	● CO ₂ 排出 ● 大気汚染	● CO ₂ 排出 ● 化学物質 ● 廃棄物	● CO ₂ 排出 ● 化学物質 ● 廃棄物	● CO ₂ 排出 ● 廃棄物
機会				● 環境配慮 製品の 売上増加	

□ グリーン調達¹⁸の方針、目標・実績 … ②

- ✓ グリーン調達の方針、目標・実績について具体的に説明します。グリーン調達がCSR調達の一環として実施されている場合は、CSR調達もグリーン調達に含めます。
- ✓ グリーン調達の方針では、適用するサプライヤーの範囲（1次サプライヤーまでとか、そこから先まで含む場合はその範囲を具体的に）、グリーン調達の対象物品・サービスの範囲（全調達額に占める割合等）、グリーン調達の履行状況を点検する手段（サプライヤーの監査、サプライヤーへの質問票等）、グリーン調達の適用範囲拡大に関する将来計画等によって、グリーン調達の運用状況を具体的に説明します。
- ✓ バリューチェーン川下（得意先）から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められている場合は、それらへの対応方針や対応状況についても、グリーン調達の方針として説明します。
- ✓ 目標・実績では、グリーン調達を推進するために設定された評価指標による目標（例えば、適用するサプライヤーの範囲、対象物品・サービスの範囲、監査を実施するサプライヤーの範囲、質問票を送達するサプライヤーの範囲等）と実績（目標の達成状況）について説明します。この評価指標は必ずしも定量的である必要はありません。
- ✓ 特に目標を設定しない場合は、グリーン調達の方針がどのように達成されたかを具体的に示して、グリーン調達の運用実績を説明します。

¹⁸ 環境的影響だけでなく社会的影響（人権の尊重など）への配慮を組み込んだ取組を「CSR調達」とも呼びますが、その場合、グリーン調達はCSR調達の一部を構成します。

開示例 A（環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達するケース）

- 当社は1次サプライヤーから仕入れる原材料とオフィス製品の全てをCSR調達の対象としており、当社が制定したCSR調達基準の遵守を契約条件に含めています。なお、2次サプライヤー以降でのCSR調達基準の遵守は1次サプライヤーに確認を求めており、CSR調達基準の遵守状況については1次サプライヤーへの定期的な監査を実施しています。
- 得意先から紛争鉱物に関する調達基準の遵守を求められており、適切に対応しています。

開示例 B（環境負荷の少ない製品・サービスを選定して調達するケース）

- 当社では、資材調達にあたり、エコマーク等の表示によって一定の環境配慮性能が明確になっている製品を選別して購入しています。

開示例 C（グリーン調達は実施していないが、川上向けに他の取組があるケース）

- 当社はビジネスパートナーと連携してサプライチェーンでの環境負荷低減に取り組んでおり、定期的な連絡協議会の開催と日常的な情報交換によって、サプライチェーンでの環境マネジメントを強化しています。

□ 環境配慮製品・サービスの状況 … ③

- ✓ 環境配慮製品や環境負荷の削減・低減に役立つサービスを提供している場合は、それらの内容（製品・サービスの種類、売上高に占める割合等）について具体的に説明します（環境配慮製品・サービスの詳細については詳細解説を参照）。
- ✓ 環境配慮製品・サービスによる削減貢献量（環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量）を算定している場合には、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に記述します。
- ✓ 特定の環境負荷を削減・低減する効果があっても、その代わりにバリューチェーンのどこかで他の環境負荷を増大させるような製品・サービスは、その旨を明記する場合を除き、環境配慮製品・サービスに含めることは望ましくありません。同様に、環境配慮製品・サービスであっても、バリューチェーンのどこかで人権侵害のような何らかの社会的課題を生じさせるものは、その旨を明記する場合を除き、環境配慮製品・サービスに含めることは望ましくありません。

開示例 A (環境配慮製品・サービスを供給している場合)

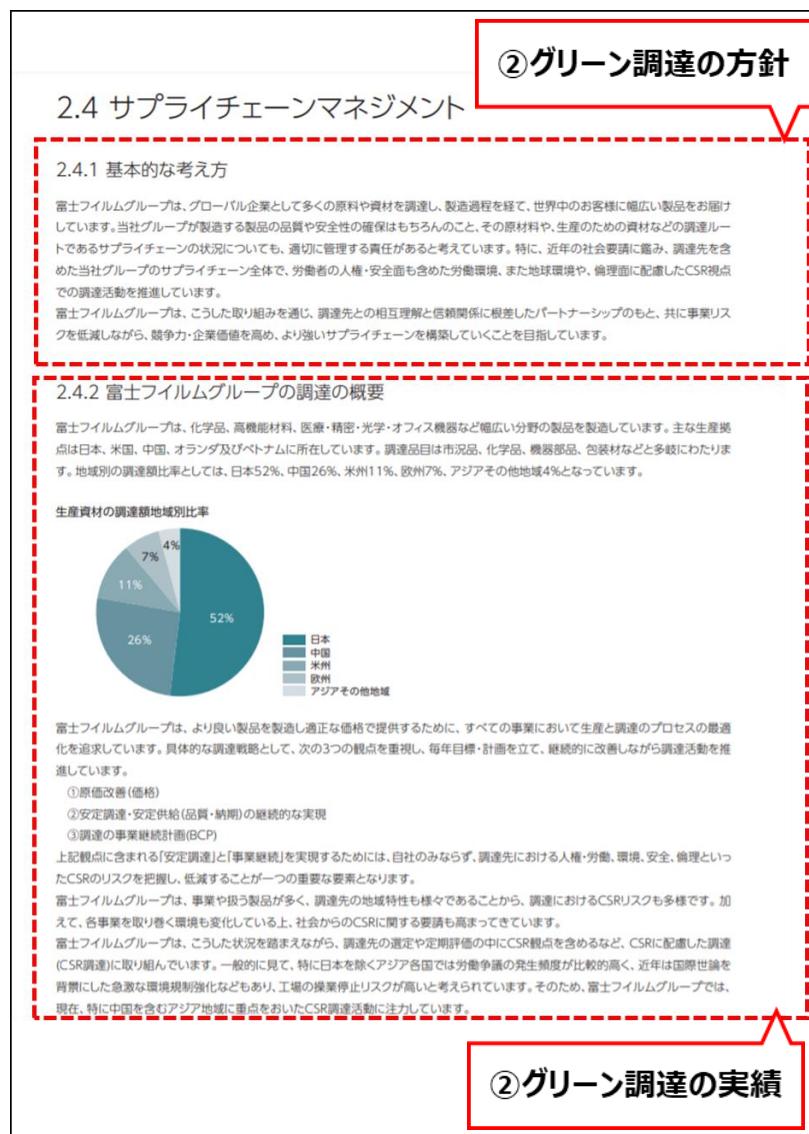
- 当社は、環境配慮製品の認定基準を策定して、省資源化、減量化、低炭素化に優れた製品を開発・供給しています。なお、環境配慮製品の売上高構成比を 2025 年に 60%まで増強することを目指しています。
- 低炭素化設計による製品 A 利用段階の CO₂排出削減貢献量を試算すると、昨年度は○○ tCO₂です。この算定にあたっては、業界が定めた算定ガイドラインを適用しています。

開示例 B (環境配慮製品・サービスは供給していないが、川下向けに他の取組がある場合)

- 当社製品は包装材に環境に配慮した使用法を例示しており、お客様からもアイディアを募集するキャンペーンを定期的に実施しています。

参考になる実例

実例1 富士フィルムホールディングス株式会社



③環境配慮製品・サービスの状況

3.4 プロダクトスチュワードシップ(環境配慮設計)

3.4.1 基本的な考え方

富士フィルムグループでは、「富士フィルムグループグリーン・ポリシー(環境方針)」に基づき、すべての新製品・改良品で「環境配慮設計」を取り組んでいます。商品企画段階で、環境品質目標を設定、開発設計段階で製品アセスメントを実施し、製品の市場導入前に目標達成度の評価確認を行っています。アセスメントの結果や市場からの要求事項は、次期商品開発の目標設定にフィードバックされます。この仕組みは、材料製品や機器製品のみならず、ソフトウェアやソリューションにまで拡大しており、当社の製品・サービス・技術を通じた社会での環境負荷低減への貢献に努めています。また、ライフサイクルアセスメントによる環境負荷の定量的かつ客観的な評価とともに、環境ラベルを活用し、積極的な情報発信を進めています。

環境に配慮した製品・サービスの開発と普及 <https://holdings.fujifilm.com/ja/sustainability/activity/environment#link07>

3.4.2 環境配慮設計のしくみ

1. 環境配慮設計の基準

(1) 材料・機器

環境に配慮した製品開発では、製品のライフサイクル各段階(原材料調達、製造、輸送、使用、廃棄)で、気候変動対応(省電力など)、省資源・資源循環(リデュース・リユース・リサイクル)、化学物質のリスク低減、生物多様性保全などを考慮して環境品質目標を設定し、開発後に目標達成度を評価する仕組みとしています。

(2) ソフト・サービス・ITソリューション

ソフトウェアやサービス・ソリューションのお客様先での省資源、省エネルギー、省移動、省スペース、省時間を環境配慮の評価項目と定め、社会での環境負荷低減に貢献する製品の創出に努めています。

2. ライフサイクルアセスメント

富士フィルムグループは、製品開発段階で、ライフサイクルアセスメント(LCA)を活用し、ライフサイクル全体(原材料調達、製造、輸送、使用、廃棄)にわたって、環境負荷の定量的かつ客観的な評価を行い、より環境負荷の少ない製品設計に努めています。

また、「富士フィルムグループ全体の製品ライフサイクルにおけるCO₂排出量を、基準年の2013年度に対し45%削減する」当社グループの2030年目標にも、この評価の考え方を活用しています。

3.4.3 Green Value Products認定制度

富士フィルムグループでは、環境配慮製品創出の新たな施策として、2018年度、環境配慮に関する一定の基準を満たした製品・サービスを富士フィルムグループ「Green Value Products」として認定する制度を導入しました。

環境配慮設計に関する基準・運用をグループ全体で共通化し、製品群やサービスの種類ごとに設定した基準に基づき、シルバー、ゴールド、ダイヤモンドの3つのランクを設定し、環境価値を定量化することにより、環境負荷の低減につなげています。

(出所) 富士フィルムホールディングス株式会社「Sustainability Report 2020 マネジメント編」

実例2 日本精工株式会社

環境に関する機会とリスク								
バリューチェーン	開発・設計	調達	生産	輸送	使用	廃棄・リサイクル		
関係するステークホルダー	お客様・従業員	サプライヤー	従業員・協力会社	輸送会社	お客様・社会			
環境課題	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会の構築：化石燃料の枯渇、温暖化・気候変動の進行、大規模災害の発生 循環型社会の構築：資源の枯渇、廃棄物による自然環境悪化 自然共生社会の構築：気候変動や環境負荷物質、海洋プラスチック等による生物多様性の減少・喪失 							
	<ul style="list-style-type: none"> 環境貢献型製品の商品化によるシェア拡大 環境負荷物質を含まない製品の開発によるシェア拡大 代替の推進により燃料・原料の安定供給 環境配慮に優れたサプライヤーとのエンゲージメント強化 省エネルギー・資源効率化による環境効率向上・コスト削減 輸送効率の向上によるCO₂削減貢献 環境配慮に優れた輸送会社とのエンゲージメント強化 製品の長寿命化・リサイクル率向上による廃棄コストと環境負荷低減への貢献 							
	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料に依存しない生産体制の構築 環境保全活動による企業価値の向上 							
機会	<ul style="list-style-type: none"> 環境要求水準への対応不足 資源消費による環境影響 取引先の環境法令違反 甚大自然災害によるサプライチェーンの寸断 気温上昇による冷房コストの増加 施設の建設・改修による生物多様性への悪影響 廃棄物の処理コストの増大 化石燃料の枯渇 サプライヤーも含めた省エネルギー・CO₂削減対応の遅れ 環境規制の強化 環境法令違反 ステークホルダーからの環境課題に対する対応要請の高まり 							
	<ul style="list-style-type: none"> 環境貢献型製品(高効率・小型軽量化・長寿命化・再エネ関連)の開発 環境負荷物質を含まない開発・設計 ブリーン調達・CSR調達の推進 原材料の共通化 再生可能エネルギーの導入 廃棄物の適正処理と排出抑制 環境負荷物質の利用量削減・適正管理 環境アセスメントの実施 生産技術の革新 輸送効率の向上 モーダルシフト・エコカー導入 共同輸送の促進 容器・包装の削減・再利用 製品による使用段階のCO₂排出量削減の最大化 環境負荷物質の情報提供 環境貢献型製品(高効率・小型軽量化・長寿命化・再エネ関連) リサイクル率向上 廃棄資材の生分解性プラスチック採用 							
	<ul style="list-style-type: none"> 環境貢献型製品(高効率・小型軽量化・長寿命化・再エネ関連)の開発 環境負荷物質を含まない開発・設計 ブリーン調達・CSR調達の推進 原材料の共通化 再生可能エネルギーの導入 廃棄物の適正処理と排出抑制 環境負荷物質の利用量削減・適正管理 環境アセスメントの実施 生産技術の革新 輸送効率の向上 モーダルシフト・エコカー導入 共同輸送の促進 容器・包装の削減・再利用 製品による使用段階のCO₂排出量削減の最大化 環境負荷物質の情報提供 環境貢献型製品(高効率・小型軽量化・長寿命化・再エネ関連) リサイクル率向上 廃棄資材の生分解性プラスチック採用 							

②グリーン調達の方針

調達・設計・製造・お客様

グリーン調達と環境負荷物質管理

NSKグループは、約5,800種類の環境負荷物質を「NSK環境負荷物質リスト」^{*}に登録するとともに、禁止物質を含有・付着した製品が納入されることがないよう「NSKグループ グリーン調達基準書」を策定し、サプライヤーの皆様に管理徹底と管理体制の維持・レベルアップをお願いしています。世界各地でグリーン調達説明会の開催、グリーン調達への同意書の提出依頼、およびサプライヤー調査を行っています。

2019年度は、日本244社、日本以外の全地域234社の部品・副資材などのサプライヤー調査を行い、禁止物質がNSK製品に含有しないことを改めて確認しました。NSK製品をご使用いただいているお客様は、グローバルに広がっています。そのためNSK製品が入った最終製品は、世界中の法令や、自動車、電機・電子業界の環境負荷物質規制への対応が必要です。NSKグループでは、



NSK環境負荷物質リスト

②グリーン調達の実績

③環境配慮製品・サービスの状況

環境貢献型製品の創出

基本的な考え方

これらの製品には、從来製品よりも高い性能と

ともに、より環境負荷を低減することが求められます。NSKグループは、企業理念に定める「円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざす」を実現するため、お客様や社会のニーズを的確に捉え、トライボロジー・材料技術・解析技術・メカトロ技術に生産技術を組み合わせた4つのアプローチによるスワップを使用して、環境貢献型製品開発の基本方針に沿って環境貢献型の製品や技術の開発を進めています。そして、NSK製品を広く世界に普及させることで、離島の省炭化や環境にやさしい事業の発展に貢献し、社会全体の環境負荷低減を目指しています。

NSKグループの製品は、自動車や産業機器などに組み込まれて、資源をゴミロードなし、エネルギーの消費を減らすことができます。こういった製品の特性を活かし、お客様の使用段階での省エネルギー・省資源・快適性に向けた環境貢献型製品の開発に取り組んでいます。また、研究開発、設計、生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通して、環境負荷の最小化を目指しています。

環境貢献型製品の基本方針

- お客様の使用段階に、エネルギー・省資源に寄与する製品
- 製造時のエネルギー・資源使用量を削減した製品づくり
- 環境負荷物質の削減や低減された製品づくり
- 低燃費、低振動、低発熱など人にやさしい製品づくり



目標と実績

環境貢献型製品によるCO₂排出量のオフセット(目標年度:2026)
NSKグループ事業活動によるCO₂排出量(スコープ1+2+3)とCO₂削減目標で組み立てる

第6次中期経営計画(2019～2021年度)目標と2019年度の目標・実績

第6次中期経営計画目標	2019年度目標	2019年度実績	取り組み
NSK環境負荷率指標NECO-1.25%未満の実現	既定目標	+6.5%の実現	+開拓開拓
NSK製品CO ₂ 削減実績量 200t/CO ₂	CO ₂ 削減実績量 170t/CO ₂	157.7t/CO ₂	+開拓開拓 +NSK製品CO ₂ 削減実績量目標を設定

(出所) 日本精工株式会社「NSK サステナビリティレポート 2020」

実例3 キヤノン株式会社

②グリーン調達の方針

キヤノン サプライヤーCSRガイドライン

「調達方針」および「キヤノングループ企業の社会的責任に関する基本声明」に基づきキヤノンサプライヤーCSRガイドラインを定め、社会的要請に十分配慮したグローバルな調達活動を推進します。つきましては、お取引先に以下の取り組みをお願いします。

I. 従業員の人権・労働・安全衛生の配慮

- (1) 基本人権の尊重、人種・国籍・性別・宗教・信条等による差別を行わないこと
- (2) 多様な人材の活用に努めること
- (3) 児童労働や強制労働(人身取引を含む)を行わないこと
- (4) 所在国・地域の法令等に則り、従業員との誠実な対話を図ること
- (5) 所在国・地域の法令等に則り、従業員に法定賃金以上の賃金を支払うこと
- (6) 過重労働を防止し、適切な休日を付与すること
- (7) 職場の労働安全衛生を確保し、労働災害を未然に防止すること

II. 健全で公正な事業活動

- (1) 事業活動を行う国や地域の法令・社会規範を遵守すること
- (2) 公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないこと
- (3) 機密情報および個人情報を管理し、保護すること
- (4) 他者が所有する知的財産権の侵害防止に努めること
- (5) 所在国・地域の法令等に則り、安全保障貿易管理を行うこと

(6) 腹吸賄等腐敗行為を行わないこと

(7) 武装勢力・反社会的勢力への加担の回避に努めること

(8) 適切かつ正確な企業情報の開示に努めること

III. 環境保全

- (1) キヤノングリーン調達基準書を遵守すること
- (2) 省エネルギー・省資源・有害物質廃除・生物多様性保全への取り組み等により環境負荷の最小化に努めること

IV. 企業・事業活動の継続性確保

- (1) 品質・コスト・納期・技術において高い水準の維持に努めること
- (2) 安心・安全な製品・部品・材料・サービス等を提供すること

V. 貴社のお取引先への協力要請

- (1) お取引先に、人権・労働・安全・遵法・環境・品質/安全性等、社会的責任に関する取り組みの協力要請すること

CSRに配慮した調達の推進

キヤノンは、調達活動における社会的責任を果たしていくために、「キヤノン サプライヤーCSRガイドライン」に基づき、人権・労働・安全衛生・コンプライアンス・環境などに配慮した調達活動をサプライヤーとともにグローバルサプライチェーン全体で推進しています。本ガイドラインは、国際労働機関(ILO)の基準やRBA(Responsible Business Alliance)のガイダンスを参考とし、児童労働、人身売買を含む強制労働、差別、最低賃金、労働時間、従業員との対話などの項目について適切な配慮を行うようサプライヤーに求めています。また、取引先のサプライヤー(キヤノンにとっての二次サプライヤー)に対しても同様の働きかけを行うよう求めています。キヤノンは、本ガイドラインを自社Webサイトでステークホルダーの皆さんに広くお知らせしているほか、サプライヤーに対して年1回の定期調査の際に周知しています。

このほか、サプライヤーからキヤノンへの意見や要望は、CSR Webサイト内にある「CSR活動へのご意見」ページを通じて、キヤノンに対して自由に伝えることができるよう窓口を開いています。

参考:CSR活動へのご意見
<https://global.canon/ja/contact/csr/csr-form.html>
参考:キヤノン サプライヤーCSRガイドライン
<https://global.canon/ja/procurement/social.html>

環境・社会的な視点を盛り込んだサプライヤー評価と継続的な調査

キヤノンでは、サプライヤーとの取引において、「キヤノン サプライヤーCSRガイドライン」などに基づいて、企業倫理(法令遵守、製品安全、機密情報管理、人権、労働、安全衛生、知的財産権保護など)、地球環境保全、財務、生産体質(品質、コスト、納期、製造能力、管理)などの基準を満たしているかどうかを審査しています。

特に、「人権・労働」の側面について、ILOの基準やRBAのガイダンスを参考に調査項目を設定。児童労働、人身売買を含む強制労働、差別、最低賃金、労働時間、従業員との対話などの項目について適切な配慮がなされているかを確認しています。

このほか、環境の分野では、「キヤノングリーン調達基準」を満たすことを取引条件とし、製品に使用される部品材料についてグリーン調達の徹底を図っています。

新規のサプライヤーについては、上記の基準を満た

②グリーン調達の方針

サプライヤーと連携した環境保証活動

キヤノンは、自社における環境への取り組みに加え、部品や原材料のサプライヤーとの連携にも力を入れています。環境に関するサプライヤーへの要求事項を定めた「グリーン調達基準書」を策定し、サプライヤーとの取引において、その遵守を必須条件としています。

具体的には、「事業活動の管理」と「物品の管理」という2つの視点での管理を車の両輪と捉え、下記図中のA～Dの4つの枠組みが有効に機能していることを要求事項としています。万が一、サプライヤーが環境にマイナスの影響を及ぼした場合には、直ちに是正措置を求め、その改善状況を確認しています。

世界各地に生産拠点を構えるキヤノンでは、こうした取り組みを着実に行なうことで、サプライチェーンにおける環境汚染の防止、環境負荷の低減に努めています。

参考：グリーン調達活動
<https://global.canon/ja/procurement/green.html>

グリーン調達基準の要求事項の考え方



汚染の未然防止に向けたリスク管理強化

キヤノンはこれまで、サプライヤーの事業活動の仕組み、パフォーマンスに関する状況確認・是正確認を行なってきましたが、汚染の未然防止に向けたリスク管理をより一層強化しています。

例えば、強化される法規制に確実に対応していくため、新興国における排水や排気に関する法規制情報の収集・分析の強化を図っています。また、重金属を多く使用する

ことから、排水処理に関わる環境汚染リスクが相対的に高い「めっき」工程について、リスク管理を強化しています。キヤノンの2次サプライヤーに該当するめっき業者の中には、排水処理施設を自社で保有せず、外部の排水処理業者に委託しているケースもあることから、当該業者も含めた違法確認を行なっています。このように、リスク管理の対象範囲を拡大することで汚染の未然防止に努めています。

キヤノンの化学物質管理の考え方

キヤノンでは、「製品含有化学物質」と「生産工程で使用する化学物質」の管理を徹底しています。管理においては、製品に基準値を超えた化学物質を含有させない、事業拠点から基準値を超えた化学物質を排出しないための「予防」と、それらの基準を遵守していることの「確認」を基本的な考え方としています。

製品含有化学物質の管理

キヤノンは、製品含有化学物質に関する環境保証体制をグループ全体で構築し、世界各国・地域の法律や主要なエコラベルを参考に世界で最も厳しい規制にあわせた社内基準を設け、この基準に則した製品開発に取り組んでいます。

具体的には、製品への使用を禁止する「使用禁止物質」、今後の使用を禁止するため特定の期限までに代替に努める「使用制限物質」、含有量などを管理する「含有管理物質」の3項目に分類して、徹底した管理を行なっています。

③環境配慮製品・サービスの状況

製品開発におけるCO₂削減

オフィス機器の省エネルギー設計

オフィス向け複合機「imageRUNNER ADVANCE Gen3 3rd Edition」では、スリープモードから自動復帰する人感センサーを搭載し、スリープ復帰にかかる待ち時間を短縮するなど、業務の効率化に貢献しています。さらに、「imageRUNNER ADVANCE C5550F III」では、オンドマンド走査技術や高性能メインコントローラー、溶融特性的最適化を図ったトナーの採用など、省エネルギー設計の推進により、「imageRUNNER ADVANCE C5250F」と比較して、使用時のCO₂排出量をおよそ47%削減。製品機能の向上とCO₂削減を両立しています。A4モノクロレーザープリンター「LBP162/161」では、幅371mmのコンパクトサイズで、最小消費電力0.6Wを達成。オフィスの省スペース化に寄与するとともに、ビジネスプリンターのさらなる省電力化を実現しています。

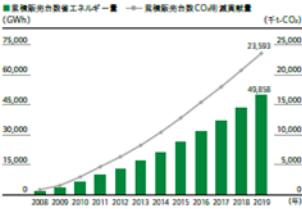


imageRUNNER ADVANCE C5550F III Series(左)
Satera LBP162/161(右)

これらオフィス機器の省エネルギー技術は、2008年から2019年までの累計で49,858GWhの省エネルギー効果を生み出しています。これにより、23,593千t-CO₂の削減貢献が期待されます。

参考: 環境配慮技術
<https://global.canon/ja/technology/support05.html>

オフィス機器の省エネルギー量とCO₂削減貢献量(累計)



※参考資料: 東芝電子方式のオフィス向け複合機とレーザープリンター(「プロダクションプリント」)は内訳。
※2007年に新規に販売した製品の平均エネルギー(電力)消費量を基準とした省エネルギー貢献量。
※毎年に新規に販売した製品を5年間使用すると想定。
※省エネルギーCO₂削減量は電気事業者による電気事業者認定会社協議会(国内)、IEA公会議(海外)から確認した上の算定手法を使用して算出。

医療機器の環境配慮設計

オフィス機器だけでなく、さまざまな製品分野で環境配慮を行っています。キヤノンメディカルの新しいMRIシステム「Vantage Orian」は、同等クラスで最小の設置スペースを実現した大口径の1.5T(テスラ)フラッグシップモデルです。導入場所の選定が容易となるだけでなく、設置に要する時間と工事費用も削減できます。また、検査の間に装置が自動でスタンバイ状態になることで、待機電力を削減。マグネット冷却システムの最適運転もあわせ、操作者が意識することなくランニングコストの削減を可能にしました。従来機種と比較して年間消費電力を最大34%、ライフサイクルCO₂排出量を181t削減するなど、医療現場の質の向上を図るとともに、環境にも大きく貢献しています。



MRIシステム Vantage Orian

社会全体のCO₂削減への貢献

ハードウェアによるライフサイクルCO₂の削減に加え、ITソリューションの活用は、業務の効率化や、人やモノの移動削減、資源・エネルギーの消費抑制を実現します。また、オフィスや社会全体のCO₂削減へつながります。例えば、紙文書の電子化は、文書管理を効率化するだけでなく、紙資源や保管スペースの削減に貢献することで、お客さま先での資源やCO₂の削減を可能にします。キヤノンは、ハードウェアによるライフサイクルCO₂の削減に加え、さまざまなITソリューションを社会に提供していくことで、自社のCO₂削減にとどまらず、社会全体のCO₂削減に貢献し、世界がめざす「2050年ネットゼロ」につなげていきます。

お客様の環境負荷削減活動の支援

カーボン・オフセット制度の活用(日本)

キヤノンは、お客様のCO₂排出量の削減を支援する取り組みを進めています。

お客様がよりCO₂排出量の少ない製品を選択できるよう、一般社団法人ステナブレル経営推進機構(SUMPO)のカーボンフットプリント(CFP)コミュニケーションプログラムにおける「CFP宣言」の認定取得を進め、情報表示に努めています。

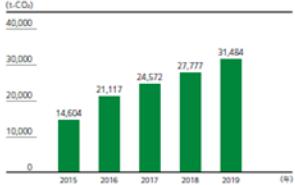
また、経済産業省が推進する「CFPを活用したカーボン・オフセット制度」の活用により、ライフサイクルCO₂排出量が実質的にゼロとなる製品を実現しています。

対象製品である「imageRUNNER ADVANCE」シリーズ、

「imagePRESS」の一部の機種においては、お客様は、製品使用により発生すると想定されるCO₂排出量を、自社の削除分として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく省エネ省庁への報告に使用することができます。

2014年の本制度活用開始以降、2019年までにお客さまのご要望に基づきオフセットされた量は31,484t-CO₂となりました。

お客様のご要望に基づくオフセット量(累計)



※参考: カーボン・オフセット制度: 自らが排出した温室効果ガスのうち、削減が困難な部分の排出量のすべてまたは一部を、他の分の排出削減・吸収量でオフセット(削減)すること。
https://ecocology.jp/carbon_offset/
※参考: カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度対象機器
<https://web.canon/ja/recology/product/cfp-certified/>

(出所) キヤノン株式会社「CANON SUSTAINABILITY REPORT 2020」

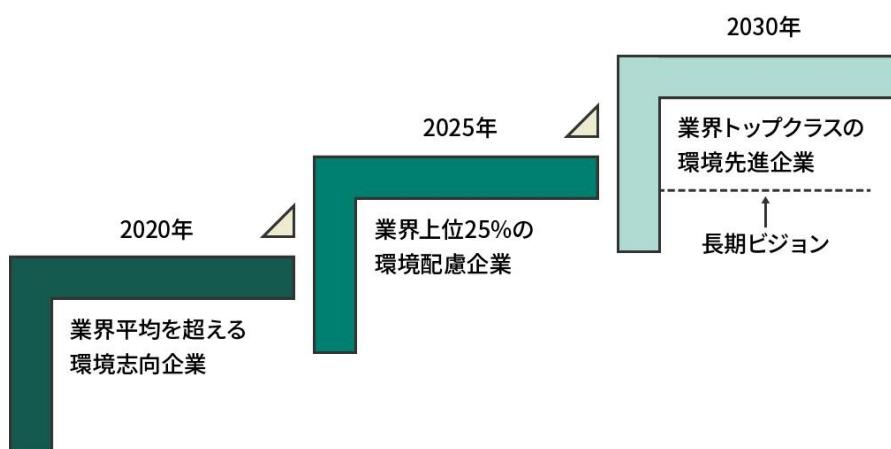
7. 長期ビジョン

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けて、社会環境が次第に変化する中で、事業者が持続的に発展しようとすれば、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルの確立が必要です。重要な環境課題への対応は、この長期間にわたる、ダイナミックな環境変化の過程で行われるため、事業者は、長期ビジョンで将来的に「ありたい姿」を示し、それを基点にして取組の適切性を評価するとともに、その方向性についてステークホルダーの理解を得ます。

長期ビジョンの意義

- ✓ 長期ビジョンとは、事業者が組織全体で共有する事業者の将来像（ありたい姿）であり、重要な環境課題に関する取組の基本的な方向性を示す指針となるものです。
- ✓ 長期ビジョンで明示した事業者の将来的な「ありたい姿」を目標にして、そこへ至る道程の中に、組織的には各事業部門や個々の従業員が現在果たすべき役割または行うべき活動を位置付け、時間的にはその目標点に向かって中期計画等に盛り込むべき中間的・段階的な目標を設定します。こうして組織全体で活動を積み上げて長期的に「ありたい姿」の実現を目指します。

図表 1 長期ビジョンの達成プロセス（イメージ）



- ✓ 長期ビジョンには、事業者の重要な環境課題ごとに、テーマ別の「ありたい姿」を設定することができます。例えば、長期ビジョンが「持続可能な社会における持続的発展」である場合、気候変動に関しては「バリューチェーン全体での脱炭素化」、廃棄物に関しては「グループ全体でのゼロエミッション化」のように、テーマ別に将来像を設定するケースです。このような場合は、基本となる長期ビジョンとテーマ別の長期ビジョンが整合的でなければならず、相互に関連付けられていることが重要です。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間は、専ら事業者が業種、業態、事業規模等を勘案して決定しますが、その性格上、少なくとも 10 年間は展望できることが望ましく、可能な限り 2030 年から 2050 年までの期間を展望できるように設定することが望まれます。

- ✓ 2030 年や 2050 年を設定期間とした将来像が必要になる場合があります。例えば、パリ協定の履行に向けた日本の約束草案では、温室効果ガスの削減目標を、2030 年度に 2013 年度比で 26% 減と定めていますが、事業者の削減目標も約束草案に連動させることによって、2030 年までを気候変動に関する長期ビジョンの設定期間とするような場合です。
- ✓ また、SBT (Science-based Targets) イニシアチブのように、事業者の属する業界や国の政策に関わらず、科学的根拠に基づいて長期ビジョンを設定する場合もあります。
- ✓ 長期ビジョンには必ずしも具体的な目標や定量的な目標が組み込まれている必要はありません。抽象的なイメージや定性的な目標であっても、事業者が組織全体で共有できるものであり、そこへ到達するために何をすればいいのかを容易に理解できるものであれば、長期ビジョンとして問題ありません。
- ✓ 長期ビジョンに定量的な目標が組み込まれている場合は、その設定期間に適度な中間目標を配置し、長期ビジョンへの到達状況を理解しやすくする工夫が望されます。
- ✓ 長期ビジョンや中間目標は、社会の変化に応じて見直すことが必要です。事業者が自ら設定する期間ごとに定期的な見直しを行う場合もあれば、社会的な注目を集める新たな知見や出来事に応じて見直しが求められる場合もあります。

長期ビジョン情報の必要性

- ✓ 長期ビジョンは事業者の重要な環境課題に関する取組の基本的な方向性を示す指針なので、その情報が欠落すると、事業者が持続可能な社会への移行プロセスにおいて、どの方向に進もうとしているのかを伝えられなくなり、環境報告の有用性は著しく損なわれます。
- ✓ また、長期ビジョンは、経営責任者のコミットメント、ビジネスモデル、戦略、重要な環境課題の取組内容等の妥当性を評価する上での基点となるので、長期ビジョン情報が提供されないと、環境報告の利用者はそれらの妥当性を判断することが困難になります。

報告事項

長期ビジョン … ①

- ✓ 事業者が設定した長期ビジョンを記述します。
- ✓ テーマ別の長期ビジョンが設定されている場合は、基本的な長期ビジョンとテーマ別の長期ビジョンを相互に参照できるように説明し、それらの関係についても言及します。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間に中間目標が配置されている場合は、図示等の視覚的な方法等により、長期ビジョンと中間目標の関係がわかるように説明します。

開示例

- 当社の長期ビジョンは、20年後の20XX年までに「持続可能な社会に適応しつつ、自らも持続的な成長を遂げられる企業」を目指すことであり、温室効果ガスの基準年度比30%減を目標に組み込んでいます。
- 長期ビジョンの実現に向けて、持続可能な社会に適合するビジネスモデルへの転換も遂行します。
- 温室効果ガスの削減目標は、バックキャスティングの手法で、長期ビジョンの設定期間における中期CSR計画（期間4年）に反映されており、各中期CSR計画の最終年度に中間目標が設定されています。

図表 長期ビジョンの目標と中期CSR計画



□ 長期ビジョンの設定期間 ②

- 事業者が決定した長期ビジョンの設定期間を記述します。これは、現在からスタートして、長期ビジョンの「ありたい姿」を達成する期限までの期間です。
- ただし、達成期限そのものを示す方が設定期間をイメージしやすいことがあります。その場合は、設定期間の代わりに達成期限を開示する方法を選択することができます。例えば、2021年から10年間を長期ビジョンの設定期間する場合に、長期ビジョンの達成期限である2030年を設定期間に代えて開示する方法です。
- 設定期間と達成期限のどちらを採用するかは、事業者がわかりやすい方を判断して決定します。

開示例

- 長期ビジョンの設定期間は10年で、20XX年を長期ビジョンの達成期限としています。

□ その期間を選択した理由 ③

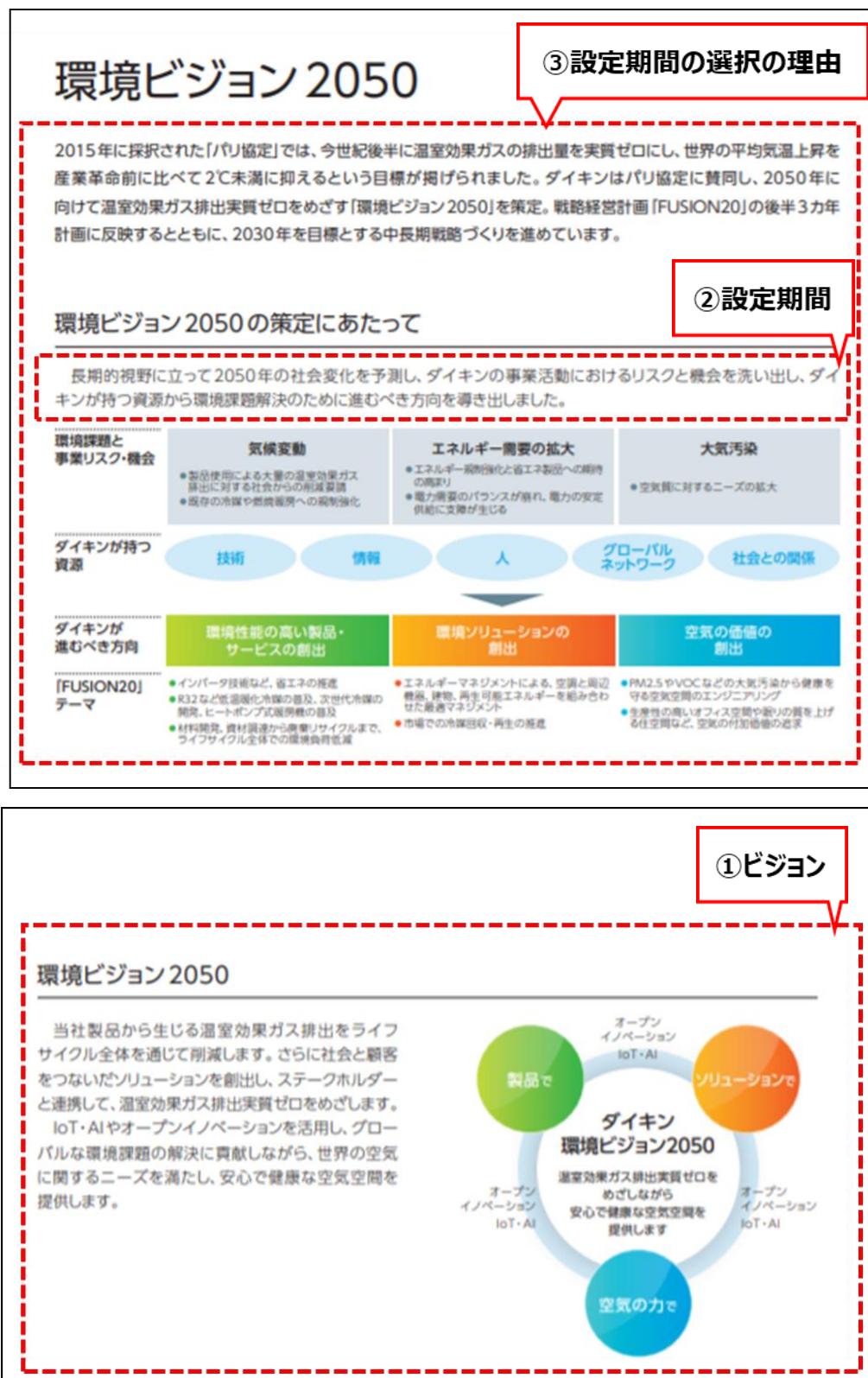
- 事業者がその期間を長期ビジョンの設定期間として選択した理由を説明します。

開示例

当社は長期ビジョンと中期経営計画（1期4年）を連動させており、3期分の中期経営計画を長期ビジョンの設定期間（12年）としています。

参考になる実例

実例1 ダイキン工業株式会社



(出所) ダイキン工業株式会社「サステナビリティレポート 2020」

実例2 株式会社丸井グループ

②設定期間

VISION ROADMAP

2050年の先の未来を見据えて

この「VISION BOOK 2050」を通して宣言した内容は、発表しただけ終わりではなく、ここからがスタートです。

ビジョン達成に向けた具体的なアクションプランの策定や、長期目標の精査・対話の積み重ねにより、すべてのステークホルダーの皆さまと共に未来の世界を創り出しています。

そして「ビジョン2050」を達成しただけでは、ゴールにはなりません。

丸井グループは超長期的な視点で未来を見据え、今から私たちにできることは何なのかを考えながら、一歩一歩前に進んでいきます。

MISSION

すべての人が「しあわせ」を感じられる
インクルーシブで豊かな社会を共に創る

①ビジョン

VISION 2050

「ビジネスを通じてあらゆる二項対立を乗り越える世界を創る」

丸井グループのめざす未来を実現するための第一歩、それが「ビジョン2050」です。めざす未来に一歩ずつ近づくために、私たちに今できることは何か。その行動指針となる存在がこの「ビジョン2050」であると考えています。

2021年3月期を最終年度とする「中期経営計画」

EPS (株当たり当期純利益)	ROE (自己資本当期純利益率)	ROIC (既存資本利益率)
130円以上	10%以上	4%以上

2021 1931

丸井グループのコアバリュー「信用の共創」

「信用の共創」とは、創業者の言葉「信用は私たちがお客様に与えるものではなく、お客様と共につくるもの」由来するもので、丸井グループの創業精神の一つです。創業時から、お客様との対話を通じてつながり合

2019

③設定期間の選択の理由

あらゆる二項対立が存在し

課題を抱える世界

「二項対立」とは、一つの概念を2つに分けることで、それらが矛盾や対立の関係にあることをいいます。例えば私たちは、男性と女性、大人と子どもなど、当たり前のやうにものごとを2つに切り分け、異なるものとして考えてしまいがちです。それはかかり、健常者と障がい者、富裕層と低所得者層など、互いを対立・分断させることで、差別や格差を引き起こしています。どのように私たちが暮らす世界には、あらゆるところに「二項対立」が生じ、もはや無視することができない状況となっています。こうした地域レベルの課題を見過ごし、目先のしあわせや利益のために生活を極めていくことこそが、現代と将来世代との「二項対立」であり、放置すると避けることのできない深刻な未来がやってくると考えます。

これまで見過ごされてきた人

女性やLGBTなどのジェンダーの多様性を受け入れる動きが世界的に広がっています。また、日本では在外外国人が約250万人（法務省調査）、障がいのある方は約900万人（内閣府調査）と、総人口に占める割合が増加しているため、社会のニーズへの対応が急がれています。

先進国で拡大する「孤独」

孤独を感じる割合を見ると、OECD諸国の中で日本がトップ、女性の割合も第2位となっています。英国では孤独が国の国家経済に与える影響は年間5兆円（The Campaign to End Loneliness調査）と推計され、先進国で「孤独の拡大」が起きています。

アジアで拡大する中間所得層

2030年には、アジアにおける中間層の人口は世界の66%（OECD Development Centres調査）となり、OECDの諸国では2010年に比べ、2060年までに所得格差が30%（OECD調査）拡大するという問題に直面しています。これは現在の米国と同程度の格差になるとと言われています。

貧困や飢餓は依然として重要な課題

世界全体の貧困率は大幅に減っているものの、貧困や飢餓は依然として重要な課題となっています。世界人口の加速的な増加により、食糧需要は今後ますます高まっていくと見込まれます。

気候変動と資源枯渇、再生可能エネルギーへのシフト

地球環境の悪化により、都市災害の多発や水の需給バランスの乱れなどが生じ、資源枯渇が発生しています。また、気候変動の原因とされている石油や石炭による発電は、今後再生可能エネルギーへシフトしていく予測です。2040年には自然の力を活かした再生可能エネルギーによる発電が世界の発電量の31%（U.S. Energy Information Administration調査）を占めるようになり、石油や石炭による発電量に並ぶことが見込まれています。

無駄を利益に変えるサーキュラーエコノミー

「サーキュラーエコノミー」とは、製品・部品・資源を最大限に活用し、それらの価値を最大限に活用する統合的・再生・再利用に繋げるという経済モデルです。このモデルにより、世界にあふれる廃棄物などの無駄を活用し、新しい利益を生み出すごが可能になります。

IoTの普及、AI（人工知能）による支

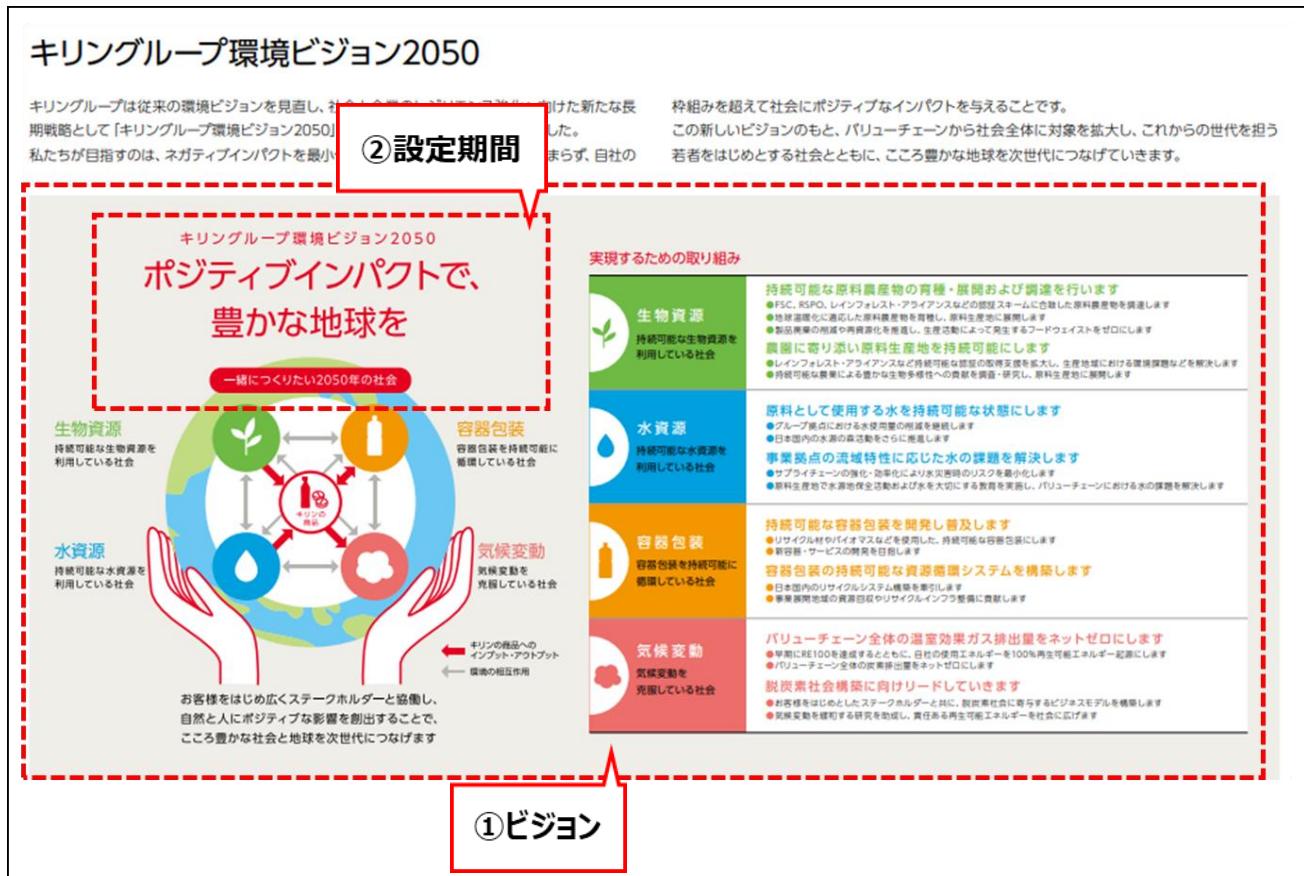
あらゆるものインターネットにつながるIoTの普及が加速し、電子的に蓄積されるデータ量も指数関数的に増加しています。また、AI、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーなどの技術革新が進み、実用化されると考えられます。こうしたIT革命により、世界人口の50%以上（Euromonitor International調査）がインターネットにアクセスする世界がやってきます。

世界中の国家間のつながりと分断

グローバル化が進み、国家間の経済協力などの協定数は3,000以上（UNCTAD調査）となり、国民のつながりが増加している一方で、英國のEU離脱や米国の移民規制など、国民の分断をさら

（出所）株式会社丸井グループ「VISION BOOK 2050」

実例3 キリンホールディングス株式会社



(出所) キリンホールディングス株式会社「キリングループ環境報告書 2020」

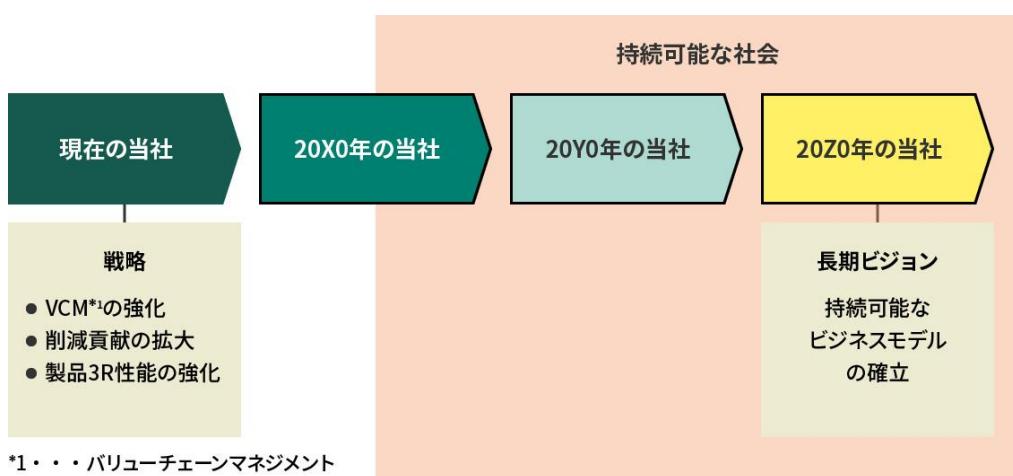
8. 戦略

- ✓ 長期ビジョンを実現するためには、長期間にわたり全社的に一貫した方向性で、取組を進めることが不可欠です。環境報告では、その進め方を、事業者が策定する持続可能な社会の実現に向けた事業戦略によって、説明します。

戦略の意義

- ✓ 戦略とは、長期的視点で経営資源を合理的に配分し、組織目的を達成するために策定する、事業者の大局部的な方策を意味しています。
- ✓ 事業者の組織目的は、自らを維持・存続・発展させることなので、戦略とは、広く社会に受け入れられながら、長期的に発展を目指すこと、と言い換えてもいいかもしれません。これは一般に経営戦略とか事業戦略と呼ばれているものです。
- ✓ ただし、環境報告ガイドライン 2018 年版が記載事項に指定している戦略は、長期ビジョンの実現を目指して策定する、持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略であり、「長期ビジョンの実現」という目的と、事業戦略の実行主体である事業者に、「持続可能な社会への移行プロセスにおいて、その推進に貢献しながら事業活動を営む者」という前提条件が加えられています。
- ✓ しかし、現在のように、持続可能な社会への移行が始まり、もう後戻りできない状況では、持続可能な社会が今後の一般的な事業環境になりつつあるため、特に上記のような前提条件を意識しなくとも、「長期ビジョンを実現する戦略」とだけ考えておけばよいことになります。

図表 1 長期ビジョンを実現する戦略（イメージ）



- ✓ なお、環境報告ガイドライン 2018 年版とは別に、戦略情報の開示を要請する報告指針として、TCFD の最終報告書（第 2 章 4.「リスクマネジメント」の注記を参照）があります。TCFD 最終報告書の「戦略」では、

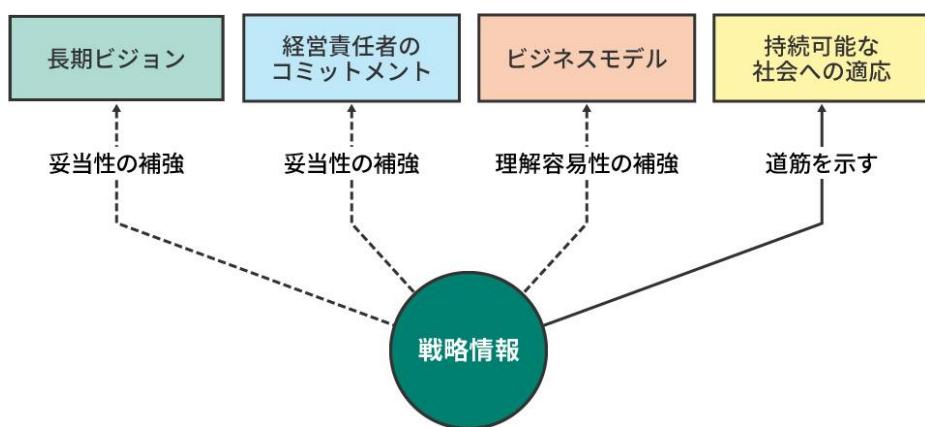
気候変動に関するリスク・機会が事業者の事業戦略に与える影響やレジリエンス（リスク・機会に対する事業戦略の強靭性・弾力性）の開示を求めており、事業戦略そのものについて報告事項とする環境報告ガイドライン2018年版とは、少し意味合いが異なっています。

- 特に、気候変動に対する戦略のレジリエンスを記述する場合は、環境報告ガイドライン2018年版で明示的に開示を求めていないシナリオ分析が必要になります。TCFD最終報告書も考慮した環境報告を行う事業者向けのシナリオ分析については、詳細解説や「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～」¹⁹を参照してください。

戦略情報の必要性

- 長期ビジョンは、事業者が将来的に「ありたい姿」を提示するものですが、それを実現する方法、つまり戦略に合理性がなければ、絵に描いた餅になってしまいます。合理的で現実味のある戦略は、長期ビジョンの妥当性を補強する重要な情報です。
- これは経営責任者のコミットメントにも当てはまります。どんなに立派なコミットメントでも、それを履行する戦略に合理性がなければ、ステークホルダーからの信頼を得ることができません。経営責任者のコミットメントが実現可能で適切なものか否かは、戦略情報と関係付けて見れば一目瞭然であり、両者に矛盾がないことを示す上でも戦略情報は重要です。

図表2 戰略情報の必要性



- 戦略はビジネスモデルとも関係しています。ビジネスモデルは、事業者が長期間にわたって製品・サービスの販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みですが、それを効率的に稼働させて価値創造するには、ビジネスモデルに適した戦略が存在しなければなりません。戦略情報は、ビジネスモデルが価値創造するメカニズムをステークホルダーに理解させる上で必要なものです。

¹⁹ 環境省 <https://www.env.go.jp/policy/tcfid.html>

- ✓ 環境報告で報告する重要な環境課題への取組は、持続可能な社会への移行プロセスで行われます。持続可能な社会への移行は、長期間にわたって進行し、その間、事業者に不確実性の高い事業環境の変化をもたらすと考えられます。事業者が、こうした状況の中で重要な環境課題に取り組み、ビジネスモデルを持続可能な社会へ適応させるには、有効な戦略の存在が不可欠です。
- ✓ 戦略情報がなければ、事業者が長期ビジョンで提示した方向へたどり着けるかどうかを環境報告の利用者が判断することはできません。しかし、戦略情報があれば持続可能な社会に適応する道筋を明確に示すことができます。これが戦略情報のもっとも重要な役割です。

報告事項

□ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略とは、重要な環境課題へ取り組みながら、長期的に持続可能な社会に適合するビジネスモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現に貢献するための戦略です。
- ✓ 現在のビジネスモデルを前提に、長期ビジョンの実現に向けて、どのような道筋（体系的な仕組み、大局的な方策）で取組を進めるのかをわかりやすく説明します。その際に、1) 何をするのか（what）、2) どのように行うのか（how）、3) その理由（why）が明らかになるように記述します。
- ✓ ただし、戦略情報が企業秘密に触れるような場合は、一般的な表現に代える等の工夫をして、問題が生じないように配慮します。
- ✓ 戦略を実行する上で重要な経営資源がある場合は、それについても言及します。例えば、大規模な資本投資が必要な戦略であれば、資金的な裏付け（財務的資本）が必要ですし、サプライチェーンでの環境取組には、NGO等とのステークホルダーエンゲージメント（社会関係資本）が不可欠な場合もあります。
- ✓ 戦略の実行にあたって、無視できない不確実性が存在する場合は、その不確実性の1) 内容、2) 戦略への影響について説明します。例えば、気候変動が事業者の重要な環境課題であり、その対応戦略が段階的なエネルギー転換である場合、再生可能エネルギー価格の将来動向に不確実性があって、価格が十分に低下しないと戦略達成に影響を与えるならば、その旨を付記する、という具合です。
- ✓ 戦略の達成度を評価する上で、もっとも適切と考えられる実績評価指標（KPI）も開示が望まれる事項です。例えば、サプライチェーンの低炭素化が戦略である場合は、製品・サービスのカーボンフットプリントが有用なKPIになり、環境配慮製品の売上拡大が戦略に含まれる場合は、その売上高がKPIになります。さらに、KPIで表現した目標値を設定して、達成度管理の状況を可視化することが戦略情報の有用性を高めます。

開示例 A

2030年までに持続可能な食品製造企業になることが当社の長期ビジョンですが、その達成戦略として、調達原材料を全て環境認証製品に転換し、包装材を100%リサイクル可能にします。

開示例 B

- ・当社の長期ビジョンは 2050 年までにゼロカーボンのバリューチェーンを構築することであり、それを達成するための戦略として、バリューチェーンマネジメントの強化を推進します。
- ・上流対策では、グリーン調達の範囲拡大に向けて、環境デューディリジェンス体制を整備し、下流対策では、環境配慮製品の売上拡大による収益増と革新的省エネ製品の普及を目指します。
- ・環境配慮製品の売上拡大には R&D 部門の增强が不可欠であり、そのために R&D 投資額を前年度比で年率 X% 増額します。

参考になる実例

実例1 イオン株式会社

店舗でのCO₂削減

東京支店 脱炭素社会の実現

イオン 脱炭素ビジョン2050

イオンは、脱炭素社会の実現を目指して策定した「イオン 脱炭素ビジョン2050」、及び、中間目標として2030年までにCO₂排出量の35%削減を目標に掲げ、店舗で排出するCO₂等を総量でゼロにすることを目指しています。達成に向けては、商品の製造、物流など、サプライチェーン全体に関わる取引先さまをはじめ、すべてのステークホルダーの皆さま、そして、店舗をご利用くださるお客さまとともに脱炭素社会に向けて取り組んでいます。

中間目標達成にあたっては、店舗・事務所運営におけるCO₂発生源の約9割を占める電力使用量を事業の成長を維持しながら省エネの取り組みをさらに進め、総量で年1%以上の削減に挑戦します。この中間目標は、「パリ協定」の目標達成に向けて取り組む国際イニシアティブ「Science Based Targets (SBT)」の承認を受けており、科学的に整合性が認められた目標となっています。

長期ビジョン実現への道筋

「イオン 脱炭素ビジョン2050」 「脱炭素社会」の実現を目指し、「イオン 脱炭素ビジョン2050」、及び、中間目標として2030年の温室効果ガスの排出削減目標を策定しました。

イオンは3つの視点で温室効果ガス(以下CO₂等)排出削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献します。

店舗	商品・物流	お客さまとともに
店舗で排出するCO ₂ 等を2050年までに総量でゼロにします。	事業の過程で発生するCO ₂ 等をゼロにする努力を続けます。	すべてのお客さまとともに、脱炭素社会の実現に努めます。

中間目標 2030年までにCO₂排出量:35%削減(2010年比)

達成手段の考え方 イオンのCO₂排出量の約9割が電力由来 → 店舗使用電力の削減と再エネ転換
省エネ
再エネ

これまでの取り組み

The timeline diagram shows the progression of AEON's environmental efforts:

- 2008: AEON Global Warming Prevention Declaration (2008~2011)
- 2011: AEON eco Project (2012~)
- 2012: AEON Green Project (2012~)
- 2018: AEON Green Project (2018~)
- 2020: AEON Green Project (2020~)
- 2050: AEON Carbon Neutrality Vision (2050~)

Key milestones marked on the timeline include the 'へらそう作戦' (Herasou Strategy), 'つくろう作戦' (Tsukurou Strategy), and 'まもろう作戦' (Mamorou Strategy).

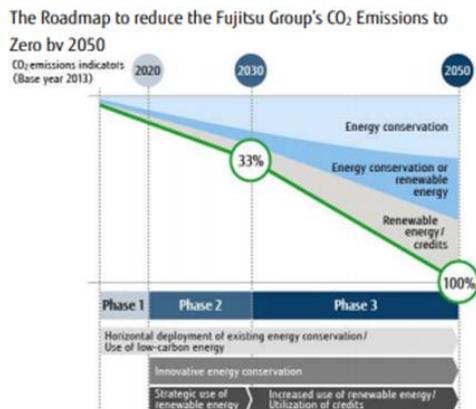
(出所) イオン株式会社「AEON Sustainability Data Book 2020」

実例2 富士通株式会社

長期ビジョン実現への道筋

Vision1 自らのCO₂ゼロエミッションの実現

富士通グループは、グローバルICT企業として脱炭素社会に率先して取り組む意志を込めて、自社グループから排出されるCO₂排出量を、2050年までの期間を3つのフェーズに分けて段階的にゼロにする、というチャレンジングなCO₂排出量削減シナリオを定めました。このシナリオは、科学的に整合した目標を掲げるイニシアチブ（SBT: Science Based Target）が推奨するシナリオを参考に作成しており、2°C目標にも整合しています（注2）。現在、2018年10月の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」「1.5°C特別報告書」や、SBT1.5°C基準への認定変更を元に1.5°C目標への見直しを検討しています。



Phase I

Phase I（2020年まで）では、技術の利用可能性や経済性の観点から、国内では既存の省エネ技術を横展開とともに、AIなどを活用した新たな省エネ技術の検証、低炭素エネルギーの利用を進め、海外では、EUを中心とした再生可能エネルギーの積極的導入を推進します。

Phase II

Phase II（2030年まで）は、排出削減を加速させるため、AIやZEB（注3）化の普及拡大などに取り組みます。また、国内でも利用しやすくなっていることが期待される再生可能エネルギーについて、地域性や経済性を考慮し、戦略的に導入を拡大します。

Phase III

Phase III（2030年以降）は、革新的省エネ技術の展開・深化と、脱炭素化を見据え、カーボンクレジットによるオフセットで補いつつ、再生可能エネルギーの導入を加速させます。また、当社グループは2018年7月、再生可能エネルギーの普及拡大を目指す国際的イニシアチブ「RE100」に加盟しました。事業で使用する電力における再生可能エネルギーの利用を2030年までに40%以上、2050年には100%にすることを目指しています。

注2 当グループのカーボンクレジットを差し引いたGHG削減目標は、SBTイニシアチブの承認を取得しています。

注3 ZEB：

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。建築構造や設備の省エネルギーと太陽光発電等により創エネすることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

（出所）富士通株式会社「富士通グループ Sustainability Data Book 2020」

実例3 大和ハウス工業株式会社

Challenge1 気候変動の緩和と適応 長期ビジョン実現への道筋 脱炭素社会の実現に向け、徹底した省エネ対策の推進と再生可能エネルギーの活用によりライフサイクルにおける温室効果ガス排出量ゼロを目指します。

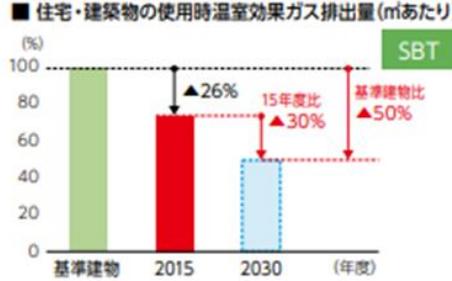
Action1  2025年までに戸建住宅、2030年までに建築物において、平均的な新築建築物のZEH・ZEB化を図り、居住・使用段階の温室効果ガス排出量(面積あたり)を2030年までに2015年度比30%削減することを目指します。併せて、再生可能エネルギーによる発電や低炭素電力の供給を推進し、エネルギーゼロのまちづくりを推進します。**【SBT】**
(SBT: Science Based Targets)

Action2  全施設・全事業プロセスにおける温室効果ガス排出量(売上高あたり)を、2015年度比で2030年に45%削減、2055年には70%削減を目指します。**【SBT】**

- 既存施設のさらなる省エネ対策と新築施設のZEB化により、全グループのエネルギー効率(使用エネルギーあたりの売上高)を、2015年度比で2030年に1.5倍、2040年には2倍を目指します。**【EP100】**
- 再生可能エネルギーの拡大に取り組み、全グループの電力使用量に対する再生可能エネルギー発電(売電含む)の割合を、2030年に100%まで向上し、2040年には電力使用量の100%を再生可能エネルギーでまかなうことをを目指します。**【RE100】**

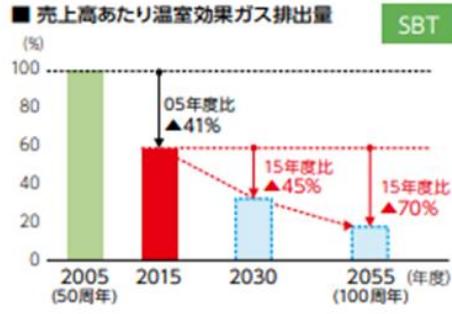
(EP100 : Energy Productivity, RE100 : Renewable Energy)

■ 住宅・建築物の使用時温室効果ガス排出量(mあたり)



年度	基準建物 (%)	2015 (%)	2030 (%)	基準建物比 (%)
基準建物	100	100	100	-
2015	100	74	74	▲26%
2030	100	74	52	▲30%
2055	100	52	26	▲50%

■ 売上高あたり温室効果ガス排出量 (%)



年度	2005 (50周年) (%)	2015 (%)	2030 (%)	2055 (100周年) (%)	
2005 (50周年)	100	100	100	100	
2015	100	59	59	59	▲41%
2030	100	59	34	34	▲45%
2055 (100周年)	100	59	20	20	▲70%

■ 再生可能エネルギー発電率 (再生エネ発電量/電力使用量)



年度	2015 (%)	2030 (%)	2040 (%)
(再生エネ発電率)	36%	100%	100%
(再生エネ利用率)	0.15%	30%	100%

■ 再生可能エネルギー利用率 (再生エネ利用量/電力使用量)



年度	2015 (%)	2030 (%)	2040 (%)
(再生エネ利用率)	0.15%	30%	100%

(出所) 大和ハウス工業株式会社「大和ハウスグループ サステナビリティレポート 2020」

9. 重要な環境課題の特定方法

- ✓ 事業者は、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、自らの判断に基づいて、重要性の高い環境課題を特定し、その対応に取り組みます。事業者の判断が妥当かどうかをステークホルダーが判断するため、環境報告には、事業者が重要な環境課題をどのような方法で特定したかについて、分かりやすく説明します。

重要な環境課題の特定の意義

- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題ごとに、それらへの対応にどのように取り組み、どのような成果を得たのかについて、実績評価指標を含む 6 つの報告事項の開示を求めています（第 2 章 10.「事業者の重要な環境課題」を参照）。
- ✓ これは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を、ステークホルダーに正しく理解してもらう上で不可欠な情報であり、その目的が十分に果されるように、事業者は重要な環境課題の全てを漏れなく特定して、それらを報告対象としなければなりません。

マテリアリティ判断

- ✓ 事業者は、直面する環境課題の中から重要な環境課題を特定する際に、1) 重要性の意味をどのように捉えるのか、2) それをどのような手順で判断するのか、を自らの責任で決める必要があります。これは一般に「マテリアリティ（重要性）」判断といわれる行為です。
- ✓ 財務報告等の他の企業報告でも同じですが、環境報告で開示する情報は、少なくとも「ステークホルダーの利用目的にとって役に立つ（目的適合性）」という特性を備えていなければなりません。これは、環境報告で報告対象とする環境課題が、少なくとも目的適合性のある情報を提供するものでなければならない、という意味です。しかし、目的適合性のある情報が全て開示されるわけではありません。
- ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題をリストアップしたら、それらの中から、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を正しく伝えるという環境報告の目的を達成する上で、欠くことのできない環境課題を選択し、それらを「重要な環境課題」として位置付けます。
- ✓ これらの「重要な環境課題」は全て環境報告で報告することが求められます。
- ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題としてリストアップされたものの、「重要な環境課題」として特定されなかった課題を環境報告に含めるかどうかは、事業者が自らの裁量で決めることです。しかし、「重要な環境課題」が網羅された環境報告に、そうでない環境課題の情報が混じることで、環境報告の目的を損なうおそれがある場合には、重要性に乏しい環境課題まで報告しないことも、選択肢の 1 つです。

- ✓ 重要な環境課題とは、「その情報が開示されている場合と、開示されていない場合では、ステークホルダーが環境報告から得る結論が変化する環境課題」のことを指しています。これには、環境報告を投資行動に利用する機関投資家が、気候変動関連情報が十分に報告されているか否かで、投資判断を変えるような場合が該当します。例えば、事業活動で大量に温室効果ガスを排出するような産業で、そのリスク認識や対策に関する記述が乏しい環境報告では、投資リスクの評価が適切に実施できず、そうした情報を適切に開示する環境報告の場合と比較して、報告主体である事業者が投資対象に選択される可能性は低くなります。
- ✓ しかし、ある環境課題が「重要な環境課題」に該当するか否かは、きわめて状況に依存しており、事業活動の態様、環境課題の内容や規模、ステークホルダーの情報ニーズ等、環境報告の背景要因によって著しく変化するので、あらかじめ一般化・定型化することが困難です。
- ✓ そのため、環境報告ガイドライン2018年版では、環境課題に関するマテリアリティ判断を、その背景要因に一番精通しているはずの事業者に専ら委ねており、その判断を尊重しています。
- ✓ マテリアリティについては、本解説書の【環境報告の考え方】3.「環境報告の情報特性」に詳しい説明がありますので、参照してください。

重要な環境課題の特定方法の開示の必要性

- ✓ 環境課題のマテリアリティ判断が事業者によって行われる場合、環境報告の背景要因に精通する事業者と、こうした情報をほとんど持たないステークホルダーの間には、情報の質と量の両面で大きな格差が生じます。
- ✓ この情報格差を利用して事業者が恣意的にマテリアリティ判断を行ったり、事業者の判断に疑念を抱くステークホルダーが環境報告を信頼しなかつたりして、環境報告の有用性が損なわれるような事態が起こらないように、環境報告ガイドライン2018年版では、事業者に対して、重要な環境課題の特定方法、つまりマテリアリティ判断をどのように行ったかについて、次の4つの報告事項による情報開示を求めています。
- ✓ これらは、マテリアリティ判断の実施手順、判断結果、判断基準、マテリアリティ判断の対象とした事業活動の範囲に関する情報から構成されており、事業者のマテリアリティ判断が妥当であったかどうかは、これらの情報に基づいて、最終的にステークホルダーが評価することになります。
- ✓ どのようなマテリアリティ判断が妥当なのか、また、それをどのように実施すればよいのかは、事業者が自らの責任において決定する事項であり、環境報告ガイドライン2018年版では、特に言及していません。実務上、一般に公正妥当と見なされる重要な環境課題の特定方法等についての説明は、詳細解説を参照してください。

報告事項

- 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順（実施手順）… ①
 - ✓ 事業者が、重要な環境課題をどのようなプロセスで特定したのか、について、具体的にわかりやすく説明します。場合によっては図示等の方法を取り入れることも有効です。
 - ✓ 重要な環境課題の特定は、事業者が組織として実施する行為であり、その最終的な責任は事業者のガバナンス主体（取締役会）にあります。この責任が適切に果たされるように、重要な環境課題の特定に関する実施手順は環境報告の最高責任者が決定し、最終的にガバナンス主体で承認されることが望まれます。
 - ✓ また、実施手順に含めることが望ましいプロセスに、ステークホルダーエンゲージメントの活用があります。これは、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築くことが、適切なマテリアリティ判断を行う上できわめて有効だからです。そのために、いずれかのステークホルダーエンゲージメント手法を実施手順に組み込むことが望されます。

開示例

- ・重要な環境課題の特定にあたって、まずは国際的な基準・ガイドラインや実務の動向を参考に、持続可能な社会への移行に向けて一般に重要であると考えられる環境課題を、当社の重要な環境課題の候補としてリストアップしています。
- ・次に、当社の環境マネジメントに関するHPへのアクセス状況、外部有識者へのヒアリング、ステークホルダーダイアログ等のステークホルダーエンゲージメントの分析結果から、リストアップした環境課題をステークホルダーの関心度に応じて重み付けしています。
- ・さらに、当社の持続性戦略と環境マネジメントに関連する社内部署の担当責任者を招集し、その重み付けされた環境課題について、持続可能性への影響度の大きさを基準に、対応の優先順位付けを行っています。優先順位が高いと評価された環境課題は、全て重要な環境課題として特定しています。
- ・特定結果は、その妥当性をCSR委員会で確認し、取締役会への報告事項としています。

重要な環境課題の特定プロセス



- 特定した重要な環境課題のリスト（判断結果）… ②
- ✓ 実施手順を適切に運用して特定した重要な環境課題を一覧表示します。それらを図示したり、レイアウトを工夫したりして、特定された重要な環境課題の全体像をわかりやすく示してください。

開示例

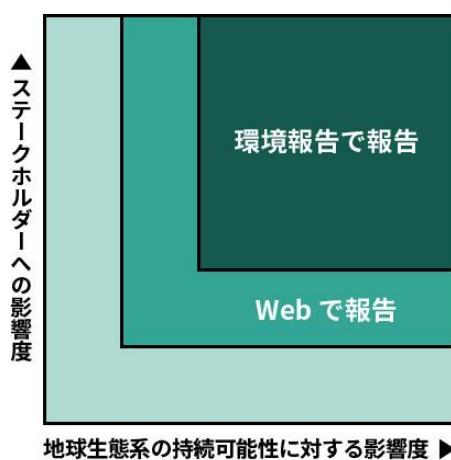
- ・特定された当社の重要な環境課題は以下の通りです。

(1) 気候変動、(2) 水資源、(3) 生物多様性、(4) 資源循環

- 特定した環境課題を重要であると判断した理由（判断基準）… ③
- ✓ 環境課題の重み付けや優先順位付けに際して、マテリアリティ判断をどのような基準に基づいて行い、重要な環境課題（環境報告で報告するもの）とそうでない環境課題（環境報告で報告しないもの）を識別したのかを説明します。
 - ✓ 判断基準についても、事業者が自ら設定するものなので、環境報告ガイドライン2018年版では何も言及していません。ちなみに、GRI スタンダードでは、課題が「持続可能性に与える影響度」と「ステークホルダーの評価や意思決定に与える影響度」の2軸で、その優先順位付けを行っています。この考え方を利用する場合には、二次元座標面に課題をマッピングすることで、よりわかりやすい説明が可能です。

開示例

- ・重要な環境課題を特定する際の判断基準として、「ステークホルダーへの影響度」と「地球生態系の持続可能性に対する影響度」を採用しており、両方が高い環境課題を重要な環境課題として特定し、環境報告の報告対象に選定しています。中程度のものはウェブサイトで報告しています。



□ 重要な環境課題のバウンダリー（事業活動の範囲）… ④

- ✓ 重要な環境課題とは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、事業者自らの判断に基づいて、重要性の高さを基準に特定した環境課題であり、その特定に際して考慮すべき事業活動の範囲は、バリューチェーン全体に拡大する可能性があります。
 - ✓ そのために、ガイドラインでは、重要な環境課題を特定する際に考慮したバウンダリーについて説明することを求めており、それを次の1)・2)の観点から説明します。
- 1) 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか
 - ✓ 事業活動の環境への影響を考慮した範囲が、事業者の自社グループ（直接的影響）、事業者の自社グループとバリューチェーンの上流または下流（直接的影響+間接的影響の一部）、バリューチェーン全体（直接的影響+間接的影響）のいずれであるかわかるように説明します。
 - 2) 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか
 - ✓ 特に、事業者の自社グループ以外のバリューチェーン上で発生する重要な環境課題がある場合は、その発生原因となる事業活動やサプライヤーとの取引関係について説明します。

開示例

- ・重要な環境課題を特定する際のバウンダリーは、原則として、報告対象組織のバリューチェーン全体です。
- ・水資源に関しては、水ストレスの大きい国で生産するサプライヤーをバウンダリーに含めていますが、販売製品の使用・廃棄段階はリスクが低いと見なされるために含めていません。
- ・生物多様性に関しては、一部の子会社について、バウンダリーが当該子会社グループに留まっており、そのバリューチェーンへの拡大は今後の課題になっています。

参考になる実例

実例1 コニカミノルタ株式会社

②判断結果

マテリアリティごとの「目指す姿」と「中期戦略」

バックキャスティング

マテリアリティ	2022年度の中期戦略		2030年に目指す姿	関連するSDGs
	事業	自社内		
働きがい向上 及び企業活性化	お客様の生産性を高め、創造的な時間を創出		自社およびお客様・社会での生産性を高め創造的な時間を創出し、個々が輝ける環境を整備	
	働き続けたい会社に向けた環境づくり、風土の変革			
健康で高い生活の質の実現	医療・介護におけるQOL向上と医療費の削減		自社およびお客様・社会での健康で高い生活の質を提供し、個々の豊かな生活を実現	
	いきいきと働くことができる安全で快適な職場(会社)の実現			
社会における安全／安心確保	お客様の情報セキュリティー、労働安全の向上		お客様・社会の労働や暮らしにおける安全・安心を高めるとともに、自社製品・サービスのリスクを最小化	
	自社製品・サービスの安全・安心に関するリスクの最小化			
気候変動への対応	お客様の業務プロセス変革でエネルギー・CO2を削減		自社CO2排出を削減しつつ、お客様・調達先でのCO2削減を拡大し、社会のカーボン量をマイナスに	
	自社拠点、調達先、自社製品サービスのエネルギー・CO2を削減			
有限な資源の有効利用	お客様の業務プロセス変革で資源を有効利用		自社資源の有効利用を進めつつ、顧客・調達先などの資源の有効利用貢献量を創出	
	自社拠点、調達先、自社製品・サービスの資源を有効利用			



(出所) コニカミノルタ株式会社「統合報告書 2020」

実例2 キリンホールディングス株式会社



主な目標



(出所) キリンホールディングス株式会社「キリングループ環境報告書 2020」

実例3 富士フィルムホールディングス株式会社

①実施手順

3. 重点課題(マテリアリティ)の策定プロセス

【STEP1】基本方針の明確化

SVP2016におけるCSR活動を振り返るとともに、気候変動への対応等、世界的な潮流を踏まえ、SVP2030で重点的に取り組むべき課題を導き出しました。結果として、SVP2016で取り組んだ「社会課題の解決を事業成長の機会ととらえ全社で取り組む」という視点をさらに進化させ、「社会課題解決に向け、グローバル企業として貢献できることを長期視点でとらえ、目指す姿を明示すること」を、基本的な方針としました。

【STEP2】事業戦略を踏まえた社会課題の抽出

社会課題抽出にあたっては、グローバルスタンダードのISO26000やGRIガイドライン／スタンダードから約130項目、パリ協定の目標やSDGsの169ターゲットなど、長期視点で取り組むべき観点を加え、網羅的に約300項目をリストアップしました。また、すべての事業部が保有、開発している製品、技術、サービスが社会課題解決に貢献する可能性を検討し、関連する社会課題もリストアップしました。

【STEP3】重要性評価

重要性の評価においては、「事業活動により生じる負荷の軽減／配慮」と、「事業を通じた社会課題の解決」の両面からアプローチしました。

①事業活動により生じる負荷の軽減／配慮

自社の重要性は当社が評価し、社会の関心・要望は社会の声の代表としてCSR有識者の(株)イースクエアに評価いただいた上で、優先課題(右上)の項目を洗い出し、重点課題としました。

【STEP4】計画立案とレビュー・承認

ステップ3で抽出された重点課題を重点分野に分類して分かりやすくするとともに、具体的な活動に移れるよう、各課題を推進する事業会社の関連事業部と事業課題とのすり合わせと、進捗を図る指標を検討するなど、2030年度に向けた目標設定を行いました。また、地球規模の環境課題については2030年に向けた数値目標を設定しました。SVP2030の重点課題は、富士フィルムホールディングス社長を委員長とするCSR委員会(現ESG委員会)にて審議、確定し、全社方針として取り組んでいます。

2019年度は当初、中期経営計画VISION2019の最終年度であったため(次期中期経営計画はコロナウィルス影響により、当面発表延期)、VISION2019の振り返りや直近の世界的な潮流も踏まえて、2017年に策定したCSR計画SVP2030の以下3つの視点を点検しました。その結果、以下の3点を踏まえ、「社会課題解決に向け、グローバル企業として貢献できることを長期視点でとらえ、目指す姿を明示する」という基本方針を継続することとしました。

- ・長期目標(2030年)の設定
- ・地球規模の環境課題は数値目標を明示して取り組む
- ・「事業を通じた社会課題の解決」(環境・社会への貢献)と「事業プロセスにおける環境・社会への配慮」(環境・社会への負荷最小化)の両面を考慮した重点分野に取り組む

今後もSVP2030の達成に向けて、中期経営計画を立案する3年ごとに見直し、PDCAサイクルを回しながら全社一丸となって活動していきます。

②判断結果

SVP2030で示したマテリアリティ項目の主な進捗

重点分野	重点課題	2019年度 主な目標 ※下記はすべて2030年度に向けた目標	2019年度 主な活動
環境	1.気候変動への対応 2.資源循環の促進 3.脱炭素社会の実現を目指したエネルギー問題への対応 4.製品・化学物質の安全確保	• 2030年までに2013年度比CO ₂ 排出45%減 • 2030年度までに社会でのCO ₂ 排出90百万トン削減に貢献 • 化学物質による人・環境への悪影響を最小化	• TCFDへの賛同、RE100に加盟 • 社内の環境配慮設計基準「Green Value Products」認定制度で新たにソリューションサービスを認定(16製品) • CDP気候変動Aリストに初認定 • 化学物質に関する2030年目標の立案
健康	1.アンメットメディカルニーズへの対応 2.医療サービスへのアクセス向上 3.疾病の早期発見への貢献 4.健康増進、美への貢献 5.健康経営の推進	• 新たな治療ソリューションの開発/アクセス向上 • 医療従事者の負担を軽減するAI/IoTを活用したサービス拡大・普及 • 従業員の活力を維持する健康経営の推進	• 表皮水痘症向け再生医療製品の保険適用 • 京都大学と共同でAI技術を用いた間質性肺炎の診断支援技術の開発成功 • AI技術を活用し、診断を支援するAIプラットフォーム「SYNAPSE SAI viewer」販売開始 • 富士フィルムグループ健康経営宣言公表
生活	1.安全、安心な社会づくりへの貢献 2.心の豊かさ、人々のつながりへの貢献	• アーカイブデータのテープ保存率100%を目指す • 思い出をカタチにした写真を楽しむ機会の提供	• 従来比2倍の最大記録容量30TBを実現した磁気テープストレージメディアの発売 • Fujifilmグローバル写真展をアフリカ他8カ国で開催し、全世界で11万点の作品を展示
働き方	1.働きがいにつながる環境づくり 2.多様な人材の育成と活用	• お客様の働き方変革の支援 • 女性役職者比率向上	• ビジネスパーソンのテレワークを支援する個室型ワークスペース「CocoDesk」を提供開始 • 女性役職者比率向上(2018年度13.9% → 2019年度14.5%)
サプライチェーン	環境・倫理・人権等のCSR基盤をサプライチェーン全般にわたり強化する	• 持続可能な調達の推進	• 「調達におけるお取引先へのお願い」を、国内外の調達先に再周知し、うち398社から受領書を回収
ガバナンス	オープン、フェア、クリアな企業風土のさらなる浸透により、ガバナンス体制を改善・堅持する	• グローバルでコンプライアンス意識向上とリスクマネジメントの強化	• 日本国内でハラスマント意識調査実施 • 企業行動憲章・行動規範の改定

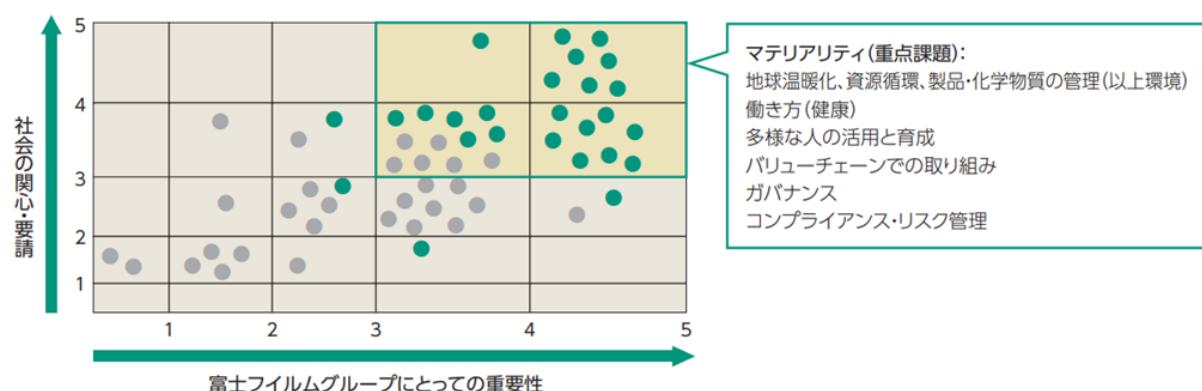
③判断基準

【STEP3】重要性評価

重要性の評価においては、「事業活動により生じる負荷の軽減／配慮」と、「事業を通じた社会課題の解決」の両面からアプローチしました。

①事業活動により生じる負荷の軽減／配慮

自社の重要性は当社が評価し、社会の関心・要望は社会の声の代表としてCSR有識者の(株)イースクエアに評価いただいた上で、優先課題(右上)の項目を洗い出し、重点課題としました。



Sustainable Value Plan 2030

④パウンダー

重点分野	重点課題(キーワード)	事業を通じた社会課題の解決	事業プロセスにおける環境・社会への配慮	主な関連事業／関係者
環境	1.気候変動への対応 2.資源循環 3.エネルギー問題 4.化学物質の安全確保	● ● ● ●	● ● ●	全社(特に工場、高機能材料事業) 全社(特に工場、高機能材料事業) 全社(特に高機能材料事業) 全社(特に工場、高機能材料事業)
健康	1.アンメットメディカルニーズ 2.アクセス向上 3.疾病的早期発見 4.健康増進 5.健康経営	● ● ● ●	●	ヘルスケア事業 ヘルスケア事業 ヘルスケア事業 ヘルスケア事業 (社内)
生活	1.安全、安心な社会づくり 2.心の豊かさ	● ●		高機能材料 イメージング事業
働き方	1.働きがい 2.多様な人材	●	●	ドキュメント事業 (社内)
サプライチェーン	全般にわたり強化			サプライヤー(+グループ全社)
ガバナンス	オープン、フェア、クリアな企業風土			グループ全社(+サプライヤー)

(出所) 富士フィルムホールディングス株式会社「Sustainability Report 2020 マネジメント編」

10. 事業者の重要な環境課題

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて、特定した事業者の重要な環境課題ごとに、報告事項を記載します。

事業者の重要な環境課題ごとに方針・計画・実績評価を示すことの意義

- ✓ 取組方針は、事業者が特定した重要な環境課題を自社の経営課題としてどのように位置づけているのかを示すものです。方針を掲げることで、社内外に当該課題への認識を示すことができます。
- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題に対して、方針のもと、どのように取り組むのか行動計画を策定し、取り組んだ結果どのような変化が得られたかを報告年度ごとに評価することで、取組の達成状況を示すことができます。
- ✓ 事業者は、方針や計画に対する進捗状況をどのように評価したのかを、指標を用いることで当該環境課題に関心をもつステークホルダーに分りやすく伝えることができます。
- ✓ 重要な環境課題に関する実績の報告においては、目的適合性、情報の完全性、信頼性、中立性、理解可能性を担保することが望されます。独立した第三者による保証を得ることで、環境報告の客観性を高めることができます。第三者保証の過程において、事業者が見落としていた問題や情報の誤り、漏れ等が発見されることがあります。これらに対応したり、関連する内部統制を強化したりすることで、環境報告の品質を高めることができます。

参考資料の位置づけ（主な環境課題とその実績評価指標の例示）

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題について、次ページ以降で説明している「報告事項」を記載することになりますが、重要な環境課題を特定する際の参考となるよう、参考資料では、以下の6つの主な環境課題とその実績評価を例示し、解説しています。

主な環境課題：気候変動、水資源、生物多様性、資源循環、化学物質、汚染予防

- ✓ これらの環境課題は、多くの事業者にとって重要性が高いと考えられるものですが、必ずしも全てを網羅している訳ではありません。また、環境課題ごとに記載している実績評価指標も同様です。そのため、参考資料で例示している「主な環境課題とその実績評価指標」に囚われず、事業者にとっての重要な環境課題を特定し、その実績評価指標を適切に設定してください。

報告事項

□ 取組方針・行動計画 … ①

- ✓ 事業者は、特定した重要な環境課題について、どのように取り組むのか方針を掲げます。取組方針は事業活動における取り組みのよりどころとなります。取組方針の制定後、それを実行するための行動計画を策定します。
- ✓ 重要な環境課題の特定（第2章9.参照）においては、バリューチェーン全体の視点をもって、課題の発生個所や、事業活動・取引先との関係等を検討し、当該課題を要因として生じるリスク・機会を考慮して重要性を決定したはずです。また、戦略（第2章8.参照）では、重要な環境課題に取り組みながら、事業者の持続的な成長と同時に持続可能な社会の実現に貢献するための（長期ビジョン実現に至る）道筋を示しました。取組方針・行動計画では、上記の事業者の事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を、重要な環境課題ごとに説明します。
- ✓ 事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごとに固有の取組方針・行動計画があれば、それらを記載することが望まれます。

開示例：取組方針

- ・気候変動に関するリスク・機会を重要な経営課題と認識して対応を進めています。
- ・環境課題を解決するために、次の3つの方針に基づき取り組みます。
①気候変動への対応、②資源循環の促進、③生態系保全

開示例：行動計画

- ・中長期ビジョンの下、201X年から201Y年までの環境行動計画を策定し、継続的に環境負荷低減に向けた活動を進めています。本環境行動計画では、事業を通じた自社の持続可能な成長と社会の低炭素化推進へ向けて、バリューチェーン全体を通した環境負荷低減に取り組みます。

項目	実施事項	目標（2020年まで）	実績・評価
気候変動への対応	～による生産活動でのCO ₂ 排出量低減	生産量あたりの排出量〇年比△%削減	…
	～による製品・サービスの省エネ化	エネルギー消費原単位を〇年比△%削減	…
廃棄物の再資源化率向上	～による生産活動での生産台数あたりの廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量を〇年比△%削減	…

□ 実績評価指標による取組目標と取組実績 …②

- ✓ 実績評価指標とは、取組方針・行動計画の進捗状況を評価するため設定する指標です。環境課題別に複数の指標を設定する場合もあれば、一つの指標で複数の環境課題への取組状況を評価する場合もあります。
- ✓ 取組目標は、取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするための情報であり、計画期間の終了時に達成を目指す目標を設定します。目標は、基本的に定量的で検証可能な数値情報を指しますが、重要な環境課題の種類によっては定性的な目標を用いる場合があります（例えば、生物多様性では数値にならない「質」の側面が重要となる場合があります）。目標設定には、国際的目標（持続可能な開発目標（SDGs）等）や、我が国が掲げる目標（NDCにおける排出削減目標等）を参考に、自社が目指すべき方向を示すものとして活用することができます。
- ✓ 取組の実施結果を実績評価指標で評価し、それを取組目標と対比し、取組方針・行動計画の進捗状況を説明します。
- ✓ 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが望ましいです。
- ✓ 事業者の重要な環境課題について実績評価指標を公表しない場合は、その理由を説明することが望ましいです。

開示例

重要な環境課題	2030年目標	実績評価指標	201X年度 取り組み目標	201X年度実績	評価
気候変動への対応	2030年までに国内工場におけるCO ₂ 排出量ゼロを目指す	国内工場におけるCO ₂ 排出量の削減率	<ul style="list-style-type: none">● 工場における再エネ発電の導入● 高効率照明・省エネ設備の順次導入	<ul style="list-style-type: none">● 国内工場○箇所においてXXXキロワットの太陽光発電設備を導入● LED照明XX本を導入● CO₂排出量～%削減達成	○
生物多様性の保全	2030年までに持続的な原材料調達へ切り替え	認証材が原材料に占める割合	<ul style="list-style-type: none">● 自社の主要原材料のリスク評価● 関係するサプライヤーへの働きかけ	<ul style="list-style-type: none">● ○○イニシアティブに参加● リスク評価対象となる主要原材料を特定しその50%を評価● サプライヤー説明会を開催	△

□ 実績評価指標の算定方法 …③

- ✓ 実績評価指標は、環境報告の利用者が算定結果を理解しやすくなるように、その算定方法（用いた係数等の情報を含む）を記載します。
- ✓ 法規制等により定められた算定方法がある場合は、環境報告においてもそれを参考にしますが、より実態を表すと考えられる算定方法があれば、それを用いることもできます。
- ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標（例えば、CO₂の排出削減量等）については、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法を具体的に説明します。
- ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、合理的な理由により変更を行う場合を除き、実績評価指標の算定方法等は毎期継続して適用します。算定方法等を変更した場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。
- ✓ 算定方法の変更には、①新たな算定方法を過去の期間の全てに遡及適用する方法と②過去の期間は遡及せずに当年度だけ新たな算定方法を適用する方法が考えられます。

□ 実績評価指標の集計範囲 …④

- ✓ 集計範囲には、連結、主要な子会社及び事業所、自社のみ、等の区分により報告対象範囲を記載します。
- ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標の場合（例えば、CO₂の排出削減量等）には、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、対象とした事業範囲（集計範囲）の背景情報を具体的に説明します。
- ✓ 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指標別に説明します。
- ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、集計範囲等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、毎期継続して適用します。集計範囲等を変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。

□ リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法 … ⑤

- ✓ 事業者は、事業者が特定した環境課題に関連する財務的影響を開示します。取組を実施するために生じたコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達することが大切です。
- ✓ 気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による最終報告書を受け、気候変動に関連するリスク・機会が事業者に与える財務的な影響を開示する動きがあります。財務的影響は、例えば、気候変動に関連する物理的リスク・移行リスクに分けて考えることができます。物理的リスクの観点では、気候変動の影響による洪水や海面上昇による沿岸部における不動産への影響等が考えられます。移行リスクの観点では、炭素税の導入による負担額の増加や化石燃料資源の減損（資産の減損）による影響等が考えられます。機会については、例えば、建物の省エネ促進による固定資産価値の向上や、新規市場へのアクセスによる収益増加等が考えられます。
- ✓ リスク・機会に関する財務的影響の例については、TCFD 最終報告書や、CDP 気候変動質問書等が参考になります。

図表 1 リスク・機会情報と財務的影響の例

リスク・機会情報	財務的影響
環境関連法規制等の導入・強化	<ul style="list-style-type: none">● 環境配慮製品の売上見込・市場規模● エネルギーコスト● 税金等の負担額● 設備投資● 資産除去債務、引当金● 損失回避額
異常気象や海面上昇等	<ul style="list-style-type: none">● 拠点の移転コスト● 資源調達コスト● 損失額、損害回避額● 防災インフラへの投資コスト● 適応のニーズに対する新規解決策を通じた収益拡大● 代替燃料の調達額
消費者・ユーザー選好の変化	<ul style="list-style-type: none">● 環境配慮製品の売上見込・市場規模● 研究開発費● 設備投資額● 損失回避額

- ✓ 事業者が特定した重要な環境課題に関連するリスク・機会による財務的影響が大きい場合は、実施した取組に伴うコスト等だけでなく、将来的なリスク・機会を想定し、財務的影響²⁰を開示することで、財務上の損失に対する耐性を示すことができます。
- ✓ 例えば、金融業では、原油価格の変動や、排出規制に関する政策的・技術的対応等を考慮し、事業者にとっての低炭素対策に必要となる費用を試算し、その額と低炭素技術開発等により想定される収益を比較することでポートフォリオ価値への増減を評価する例があります。そのような例では、結論として全体に及ぼす現行ビジネスへの財務的影響は大きくない、又は大きいという見通しや、影響に応じた対応の方針の記述が付記されます。

- ✓ 事業者は、財務的影響額の定義、算定方法、集計範囲も併記します。

開示例 A

重要な環境課題	取組内容	環境負荷量等	集計範囲	目標値	実績	分析・評価	財務影響等	次年度の取組・将来見通し
気候変動への対応	● 再エネ発電の導入 ● 省エネ設備導入 ● インターナルカーボンプライシング	GHG総排出量	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…
水資源の持続可能な利用	…	水投入量	…	…	…	…	…	…
廃棄物の適正処理	…	廃棄物総排出量	…	…	…	…	…	…

(注) CO₂排出量: ~円/t (201X年X月 ~参照)

(注) 廃棄物埋め立て処理コスト: ~円/kg

(注) 集計範囲: グループ国内〇社

(注) 対象期間 20X1年度 (20X1年4月1日~20X2年3月31日)

開示例 B (ポートフォリオ価値への影響)

株式保有ポートフォリオ: 総額~円		
分類	費用・収益	財務的影響
2度シナリオ	費用	▲~円
低炭素技術開発による機会	収益	+~円
計		~円

²⁰ TCFDでは、気候変動に関するリスク・機会による財務的影響を、収益および支出への影響、資産および負債への影響、資本およびファイナンスへの影響に分類しています（最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースの勧告（2017年6月））

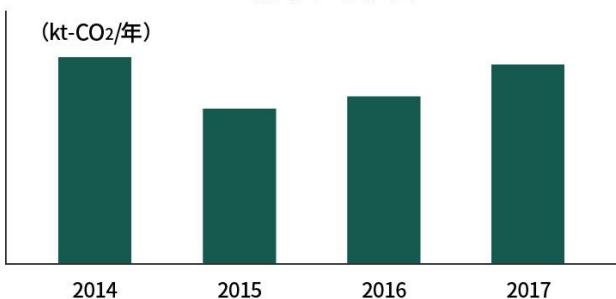
□ 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告 … (6)

- ✓ 独立した第三者による保証は、事業者以外の第三者（監査法人等の機関）が環境報告に記載されている実績評価指標を含む数値情報や関連する取組等について、基準に従って算定・報告されているかどうかを判断し、それらの基準への準拠性や記載情報の正確性・網羅性等に関する結論を表明するものです。
- ✓ 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課題ごとに、その旨及び保証業務実施基準が分かるような説明をすることが望されます。
- ✓ 独立した第三者による保証を受けている場合は、第三者により実績指標を含む数値情報等の保証を受けた箇所について明記します。

開示例

- ・○年度の環境関連データに関しては、信頼性向上のため第三者保証を受けています。☑の付されたデータにつきましては第三者保証を受けています。

CO₂排出量の推移 ☑



- ・保証対象とした環境関連データ：CO₂排出量（スコープ1、2）、水使用量／排水量、大気汚染物質排出量、廃棄物等発生量 等

- ✓ 独立した第三者保証を受けた場合は、保証報告書を添付します。

開示例

- ・「環境報告書 201X 年」では、開示データの信頼性向上のため、○社の保証を受けました。
⇒保証報告書の添付

参考となる報告事項

- その他（サイト単位データ）… ⑦
- ✓ 事業者の重要性判断に応じて報告が望ましい場合は、サイト単位データについても開示します。

開示例

○○飲料株式会社	GHG排出量原単位 (kgCO ₂ e/kL)	エネルギー原単位 (GJ/kL)	排水原単位 (m ³ /kL)	…
A工場	…	…	…	…
B工場	…	…	…	…

参考になる実例

- ✓ 報告事項①から⑤の実例は、参考資料に記載の各環境課題「(4) 参考になる実例」を御参照ください。

実例1 株式会社小松製作所

第三者保証

「ESGデータブック」の発行にあたって

コマツは、「ESGデータブック」に記載された環境情報の正確性および客觀性の向上のため、第三者保証のプロセスを付加することが重要だと考えています。

そのため、本報告書に記載されている情報について、以下のとおり有限責任監査法人トーマツの関係会社であるデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。

⑥第三者保証報告書

› デロイト トーマツ サステナビリティ 株式会社 ☐

Deloitte.
デロイト トーマツ

独立した第三者保証報告書

2020年7月17日

株式会社 小松製作所
代表取締役社長 小川 啓之 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 杉山 雅志

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社 小松製作所（以下「会社」という。）のWebページに掲載するために作成した「ESGデータブック」（以下「報告書」という。）に記載されている第三者保証✓の付された2019年度の環境定量情報（以下「環境定量情報」という。）について、専門的実証業務を実施しました。

会社の責任
会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（報告書の環境主要データ算定基準、及び環境定量情報の注記）に準拠して環境定量情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を総合するため必要な換算係数と係数データの決定を利用して計算される科学的知識が不完全である等の理由により、若干の不確実性の影響下にある。

会社の独立性と品質管理
当社は、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際公認会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「組織認証の監査及びレビュー」並びにその他の規格及び環境サービス業務を行う事務所の品質管理に準拠して、倫理操作、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを実行している。

当社の責任
当社が実施した手続及び当社が入手した证据に基づいて、環境定量情報に対する法定的保証の結論を表明することにある。当社は、印鑑保証業務基準2000（通常の業務）及び印鑑保証業務基準（監査・監査監査・監査監査監査）、「印鑑保証業務基準及び温室効果ガス報告に対する保証業務」（印鑑保証・印鑑基準審議会）及び「デロイト・トーマツ・サステナビリティ（監査監査監査）（サステナビリティ情報監査監査）」に準拠して、専門的正確性を確保する。

当社が実施した手續は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分別的手続、算定方法と報告方法で適切に実施された。報告書の基礎となる証跡との適合又は誤謬、及び以下を含んでいます。

- ・会社の見通し方針が、適切であり、貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手稿には見通し基準となったデータのテスト又は見通しの再実施を含めて、ない。
- ・会社の見通し方針が、適切であり、貫して適用されていましたかと評価するため、責任者への質問、訪問及び関連文書の閲覧を含む手続により、事務所の調査を実施した。

環境定量情報に対する手続は、合意的監査監査に対する手続と比べて、その複雑度と時間的開削が異なり、その実施範囲は広く、その結果、当社が施した手續の保証業務ではたたかず。

会社の監査監査監査を実施した上は得られたであろう監査水準まではあるまい。

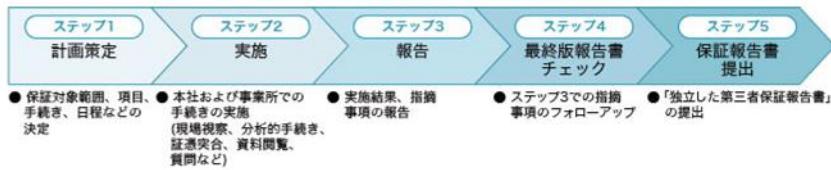
以上

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

› 独立保証報告書（PDF：100KB）

第三者保証業務の概要

保証業務手続きの補足説明



1. 今回確認した事業所
 - (1) 本社
 - (2) 大阪工場
2. 確認事業所は、ローテーション計画に基づき実施しています。今回訪問しなかった事業所については記録類の閲覧・照合を本社で実施しました。

第三者保証の該当箇所

本WEBデータは、デロイト トーマツ サステナビリティ（株）による記載情報の第三者保証を受けており、該当箇所には第三者保証✓マークを付しています。

（出所）株式会社小松製作所「ESG データブック 2020」

実例2 大和ハウス工業株式会社

1 東北工場		⑦その他（サイト単位データ）																																																																																																												
■ 工場概要		■ 環境パフォーマンスデータ																																																																																																												
住所 宮城県大崎市古川小野字中蝦沢133番地 従業員数 当社：34名 協力会社：224名 事業内容 住宅系および建築系部材の生産と 現送材部材の現場搬送 主要生産品 鉄骨部材、外壁パネル、木質パネル		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">2017年度</th> <th colspan="2">2018年度</th> <th colspan="2">2019年度</th> </tr> <tr> <th>総量</th> <th>原単位</th> <th>総量</th> <th>原単位</th> <th>総量</th> <th>原単位 (/百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>t-CO₂</td><td>2,516</td><td>0.17</td><td>2,401</td><td>0.19</td><td>2,264</td><td>0.20</td></tr> <tr> <td>m³</td><td>17,582</td><td>1.21</td><td>32,230</td><td>2.50</td><td>25,661</td><td>2.30</td></tr> <tr> <td>t</td><td>615</td><td>0.04</td><td>493</td><td>0.04</td><td>480</td><td>0.04</td></tr> <tr> <td>kg</td><td>2,246</td><td>0.17</td><td>1,929</td><td>0.18</td><td>1,853</td><td>0.19</td></tr> <tr> <td>kg</td><td>1,981</td><td>0.25</td><td>2,286</td><td>0.29</td><td>2,703</td><td>0.38</td></tr> <tr> <td>kg</td><td>15,577</td><td>1.18</td><td>10,416</td><td>0.97</td><td>10,796</td><td>1.13</td></tr> <tr> <td>kg</td><td>9,557</td><td>1.23</td><td>14,445</td><td>1.83</td><td>18,579</td><td>2.59</td></tr> </tbody> </table>							単位	2017年度		2018年度		2019年度		総量	原単位	総量	原単位	総量	原単位 (/百万円)	t-CO ₂	2,516	0.17	2,401	0.19	2,264	0.20	m ³	17,582	1.21	32,230	2.50	25,661	2.30	t	615	0.04	493	0.04	480	0.04	kg	2,246	0.17	1,929	0.18	1,853	0.19	kg	1,981	0.25	2,286	0.29	2,703	0.38	kg	15,577	1.18	10,416	0.97	10,796	1.13	kg	9,557	1.23	14,445	1.83	18,579	2.59																																								
単位	2017年度		2018年度		2019年度																																																																																																									
	総量	原単位	総量	原単位	総量	原単位 (/百万円)																																																																																																								
t-CO ₂	2,516	0.17	2,401	0.19	2,264	0.20																																																																																																								
m ³	17,582	1.21	32,230	2.50	25,661	2.30																																																																																																								
t	615	0.04	493	0.04	480	0.04																																																																																																								
kg	2,246	0.17	1,929	0.18	1,853	0.19																																																																																																								
kg	1,981	0.25	2,286	0.29	2,703	0.38																																																																																																								
kg	15,577	1.18	10,416	0.97	10,796	1.13																																																																																																								
kg	9,557	1.23	14,445	1.83	18,579	2.59																																																																																																								
■ 環境法令等の遵守状況		※1 原単位(/百万円) ※2 原単位(/t)																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><水質測定の結果></th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th colspan="3">規制基準値</th> <th colspan="3">測定</th> </tr> <tr> <th>法令</th> <th>条例</th> <th>協定等</th> <th>当年度平均値</th> <th>当年度最大値</th> <th>頻度(回/年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>1.8</td> <td>2.6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD_Mn)</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>5.2</td> <td>6.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(SS)</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>200</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>4.3</td> <td>7.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質量(鉛油)</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>亜鉛(Zn)含有量</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>燐(リン)含有量(T-P)</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ふつ素およびその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>最終放流口</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		<水質測定の結果>	単位	測定箇所	規制基準値			測定			法令	条例	協定等	当年度平均値	当年度最大値	頻度(回/年度)	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	最終放流口	160	—	20	1.8	2.6	4	化学的酸素要求量(COD_Mn)	mg/L	最終放流口	160	—	20	5.2	6.0	4	浮遊物質量(SS)	mg/L	最終放流口	200	—	100	4.3	7.0	4	ノルマルヘキサン抽出物質量(鉛油)	mg/L	最終放流口	5	—	—	1.0	1.0	4	亜鉛(Zn)含有量	mg/L	最終放流口	2	—	2	0.3	0.5	4	燐(リン)含有量(T-P)	mg/L	最終放流口	16	—	—	0.2	0.3	4	ふつ素およびその化合物	mg/L	最終放流口	8	—	—	0.8	0.8	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><ばい煙測定の結果></th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th colspan="3">規制基準値</th> <th colspan="3">測定</th> </tr> <tr> <th>法令</th> <th>条例</th> <th>協定等</th> <th>当年度平均値</th> <th>当年度最大値</th> <th>頻度(回/年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">該当する施設はありません</td><td colspan="6"></td></tr> </tbody> </table>							<ばい煙測定の結果>	単位	測定箇所	規制基準値			測定			法令	条例	協定等	当年度平均値	当年度最大値	頻度(回/年度)	該当する施設はありません								
<水質測定の結果>	単位				測定箇所	規制基準値			測定																																																																																																					
		法令	条例	協定等		当年度平均値	当年度最大値	頻度(回/年度)																																																																																																						
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	最終放流口	160	—	20	1.8	2.6	4																																																																																																						
化学的酸素要求量(COD_Mn)	mg/L	最終放流口	160	—	20	5.2	6.0	4																																																																																																						
浮遊物質量(SS)	mg/L	最終放流口	200	—	100	4.3	7.0	4																																																																																																						
ノルマルヘキサン抽出物質量(鉛油)	mg/L	最終放流口	5	—	—	1.0	1.0	4																																																																																																						
亜鉛(Zn)含有量	mg/L	最終放流口	2	—	2	0.3	0.5	4																																																																																																						
燐(リン)含有量(T-P)	mg/L	最終放流口	16	—	—	0.2	0.3	4																																																																																																						
ふつ素およびその化合物	mg/L	最終放流口	8	—	—	0.8	0.8	4																																																																																																						
<ばい煙測定の結果>	単位	測定箇所	規制基準値			測定																																																																																																								
			法令	条例	協定等	当年度平均値	当年度最大値	頻度(回/年度)																																																																																																						
該当する施設はありません																																																																																																														
■ 法令および条例規制値超過について		■ その他行政指導等について																																																																																																												
2019年度は、関連する法令および、条例規制値超過はありません。		※法令規制値：法または条例および協定の規制する値 2019年度は、行政等からの処分や改善命令はありません。																																																																																																												

(出所) 大和ハウス工業株式会社「大和ハウスグループ サステナビリティレポート 2020」

環境報告のための解説書
～環境報告ガイドライン2018年版対応～

(公表) 平成31年3月

(更新) 令和3年4月

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8229 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>